

全世界
2024 年度テーマ別評価
ジェンダー案件の事業効果及び教訓
に関する調査

最終報告書

2025 年 10 月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター

評価
JR
25-37

目 次

1. 業務の概要.....	1
1.1 業務の背景.....	1
1.2 業務の目的・調査対象.....	1
1.3 業務の実施期間とコンサルタントチームの構成.....	1
1.4 業務上の制約.....	2
1.4.1 ナレッジ教訓導出.....	2
1.4.2 事例分析.....	2
2. ナレッジ教訓導出.....	4
2.1 ナレッジ教訓導出の概要.....	4
2.2 ナレッジ教訓導出の作業プロセス.....	4
2.2.1 国際潮流の整理.....	4
2.2.2 レビュー対象案件の選定.....	5
2.2.3 基本的視点・サブ視点の設定.....	6
2.2.4 評価結果の横断的レビュー.....	8
2.2.5 ナレッジ教訓の作成方針の策定.....	10
2.2.6 ナレッジ教訓シート Ver. 1 の作成.....	11
2.2.7 ナレッジ教訓シート Ver. 2 及び Ver3 の作成.....	13
2.3 ナレッジ教訓シート（最終版）.....	13
2.4 ジェンダー分野のナレッジ教訓導出上の課題.....	15
3. 事例分析.....	18
3.1 事例分析の概要.....	18
3.1.1 目的.....	18
3.1.2 基本方針.....	19
3.1.3 対象案件の選定.....	20
3.2 パキスタンの結果概要.....	21
3.2.1 対象案件の概要.....	21
3.2.2 ジェンダー課題.....	22
3.2.3 ジェンダー視点の組み込み.....	23
3.2.4 訪問サイト・調査対象者.....	24
3.2.5 サクセス・ケースの効果発現プロセスの傾向（セオリー・オブ・チェンジ）.....	25
3.2.6 サクセス・ケースの効果発現に影響した要素.....	27
3.2.7 類似案件の形成・実施に資する教訓.....	29
3.3 タンザニアの結果概要.....	31
3.3.1 対象案件の概要.....	31
3.3.2 ジェンダー課題.....	32

3.3.3	ジェンダー視点の組み込み	33
3.3.4	訪問サイト・調査対象者	35
3.3.5	サクセス・ケースの効果発現プロセスの傾向（セオリー・オブ・チェンジ）	38
3.3.6	サクセス・ケースの効果発現に影響した要素	43
3.3.7	類似案件の形成・実施に資する教訓	45
4.	提言	48
4.1	今後のナレッジ教訓導出に係る示唆	48
4.2	今後の事例分析（プロセス分析）に係る示唆	51
別添資料1	ジェンダーと開発にかかる国際潮流	1
別添資料2	レビュー対象案件リスト	16
別添資料3	ナレッジ教訓シート（最終版）	33

1. 業務の概要

1.1 業務の背景

JICA は長年、あらゆる分野・スキームにおいてジェンダー課題を分析し、ジェンダーの視点に立った取組を組み込むことを推進してきた。近年策定した JICA グローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」では、2030 年までに JICA 事業の 80% をジェンダー案件¹とすることを掲げている。2022 年以降は、ジェンダー案件の基準としてそれまでよりも厳格な OECD-DAC の基準を導入しており、ジェンダー案件と分類されるためには「①ジェンダー分析の実施、②分析に基づくジェンダーの視点に立った取組の案件枠組みへの反映、③その取組を計測する指標の設定」のすべてを満たすことが求められる。

このような背景の下、ジェンダー案件の数を増やし、その効果を高めるためには、既存のジェンダー案件の取組・成果・教訓を把握し、新規案件形成時に活用することが必要となる。しかし、これまでの事業評価では、計画されていたジェンダー関連活動の実施状況や成果の発現状況が十分に把握されておらず、また、評価結果から得られるジェンダー関連の教訓やナレッジが少ないことから、事後評価結果を新たなジェンダー案件の改善に十分に活かすことができていないことが課題として認識されている。今後は、JICA 事業の実施・事後段階において、ジェンダー関連の成果を詳細に把握し、有用な教訓を抽出し、新規案件形成時にそれらを活かすサイクルの確立が求められている。

1.2 業務の目的・調査対象

本業務の目的及び調査対象は下表のとおり。

表 1 本業務の目的・調査対象

	目的	調査対象
ナレッジ 教訓導出	①これまで事後評価が実施されたジェンダー案件を対象とした、ジェンダーに係る取組の成果、課題、教訓の整理を通じて、 ジェンダー分野として汎用性の高いナレッジ教訓を導出する。	<ul style="list-style-type: none"> 対象国：全世界 対象案件：12 課題分野から、事後評価実施済みのジェンダー案件 300 件程度を選定
事例分析	②パキスタンとタンザニアを対象として、ジェンダーに関する優良案件の現地調査を含む事例分析を通じて、その効果 ² の発現状況及び発現プロセスを明らかにし、 類似する社会文化的背景での新規案件の形成・実施に資する教訓を導出する。	<ul style="list-style-type: none"> パキスタン「アパレル産業技能向上・マーケット多様性プロジェクト」 タンザニア「コメ振興支援計画プロジェクト(タンライス 2)」

出所：本テーマ別評価の特記仕様書及び 2024 年 12 月時点の JICA 評価部との協議に基づき、IDCJ 作成

1.3 業務の実施期間とコンサルタントチームの構成

本業務は、2024 年 10 月～2025 年 10 月にかけて実施された。コンサルタントチームの構成は、下表のとおり。

¹ 「ジェンダー案件」とは、JICA の定めるジェンダー分類の内、①ジェンダー平等と女性のエンパワメントを主目的として実施している案件 (Gender Informed (Principal) : GIP) (「ジェンダー平等政策・制度支援案件」、「女性を主な裨益対象とする案件」)、②主目的ではないがジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた活動を組み込んで実施している案件 (Gender Informed (Significant) : GIS) (「ジェンダー活動統合案件」) を指す。

² 本事例分析において「ジェンダー関連の効果」と記載する際には、「事業介入によって生じる、ジェンダー平等の促進および女性のエンパワメントに関する変化 (アウトカム・インパクト)」を指す。

表2 コンサルタントチームの構成

担当業務	氏名	所属
業務主任者／評価分析 1／TOC	神宮司 真奈	株式会社 国際開発センター
プロセス分析／ジェンダー1	田中 清文	
評価分析 2／ナレッジ教訓導出 1	山田 (井上) 祐美子	
評価分析 3／ナレッジ教訓導出 2／ジェンダー2	クティチ ベロニカ	

出所：IDCJ 作成

1.4 業務上の制約

1.4.1 ナレッジ教訓導出

本業務は、JICA 評価部が 2013 年度テーマ別評価「プロジェクトの PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」の調査結果を受け、2014 年度以降実施している、特定のセクターを対象とした「ナレッジ教訓」の作成の一環として行われた面があった。本業務の背景で述べた課題認識を持ちつつも、「ナレッジ教訓」の作成プロセスやナレッジ教訓シートの様式が定式化されたものであったため、本業務の仕様書上、ナレッジ教訓の情報源として、ジェンダー関連案件約 300 件の事後評価報告書の横断レビューが想定されていた。

本業務にて実際に横断レビューを行ったところ、事後評価報告書においてジェンダー関連の記載が不十分、あるいは欠如している事例が多く見られる結果となり（詳細は 2.2.4 を参照）、同報告書を主な情報源とする本業務において、ナレッジの量及び質に直接影響を与えた。そのため、本業務では対象分野ごとの「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」や「ジェンダー視点を取り入れた好事例」（JICA のジェンダー案件における好事例を紹介しているウェブサイト）、ナレッジ教訓素材が抽出された案件の関連報告書（業務完了報告書、終了時評価報告書等）を参照すると共に、ナレッジ教訓シート作成時には関係課題部からもコメントを得て、情報の補完に努めた。

なお、ナレッジ教訓は事後評価報告書をもとに導出されているため、ジェンダー分野における留意点を網羅するものではない。このため、新規案件形成に際しては、まず「ジェンダー主流化のための手引き」を参照の上、ナレッジ教訓シートで具体事例を確認することが望ましい。

1.4.2 事例分析

本業務では、仕様書上、現地渡航が各国 1 回・約 2 週間に設定されていたが、実施を通じて以下のような制約が明らかとなった。

第一に、サクセス・ケースによる自由な語りを十分に引き出す時間に一定の制約が生じた。本業務では、効果発現プロセスに影響を与えた要素を多面的に分析するため、幅広い個人情報の収集が必要であった。自由な語りの時間を確保するために、個人情報の確認を現地語のみに限定し、その後の質問票に基づく聞き取りでは英語と現地語を併用するなどの工夫を行ったが、1 回の調査で両方の情報を網羅することには限界があり、深掘りのための質問時間に制約が生じた。

第二に、現地調査が 1 回であることにより、事前の国内調査に基づく仮説を前提に調査を進める必要があり、PDM（プロジェクト・デザイン・マトリクス）にとらわれない自由な学びを得る上で一定の制約が生じていた可能性がある。具体的には、現地調査前に、日本人専門家への聞き取りや関連報告書をもとに、ジェンダー関連の効果やその変化の道筋を描いたセオリー・オブ・チェンジ（TOC）の仮説を構築せざるを得ず、自由な語りから得られる気づきが制限される可能

性があった。

さらに、各対象案件の特性に起因する主な制約として、以下の点があった。パキスタンでは、サクセス・ケースの選定を対象訓練機関の校長による推薦に依拠した結果、6名中2名はJICA支援終了後に入学・卒業した者が選ばれ、案件活動によるジェンダー関連の効果の把握に一定の制約が生じた可能性がある。タンザニアでは、サクセス・ケース及び非サクセス・ケースの選定を研修所の教官や普及員の推薦に基づいて行ったが、実際に農家本人にインタビューしたところ、推薦内容と実態が異なるケースがあった。このため、現地でインタビュー対象を追加の上、農家からの収集情報をもとにサクセス・非サクセス等の分類を再検討する必要性が生じた。また、訪問先の研修実施時期が7年または10年前と古く、当時の状況や事実関係の確認に多くの時間を要した。

これらの制約を踏まえた今後のプロセス分析に向けた示唆を4.2に記載する。

2. ナレッジ教訓導出

2.1 ナレッジ教訓導出の概要

JICA は、2013 年度テーマ別評価「プロジェクトの PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」の調査結果を受け、2014 年度以降、特定のセクターをテーマ別評価としてとりあげ、類似案件の形成・計画・実施等にフィードバックすべき「ナレッジ教訓」を作成している。ナレッジ教訓とは、当該セクターの個別案件から得られた教訓の横断的な分析に基づき、重要かつ汎用性のある教訓を一般化し、適用条件・リスク・対応策などを明記し、実用性の高い形で整理したものを指す。

本業務の一環として、ジェンダー分野におけるナレッジ教訓導出を行った。具体的には、12 の課題分野から事後評価を実施済みのジェンダー案件を選定の上、評価結果等を横断的にレビューし、ジェンダー分野として重要かつ汎用性の高いナレッジ教訓を導出した。

対象となる 12 の課題分野
教育、運輸交通、環境管理、水資源、ガバナンス、自然環境保全、都市開発・地域開発、エネルギー、農業・農村開発、保健医療、防災、民間セクター開発

出所：IDCJ 作成

2.2 ナレッジ教訓導出の作業プロセス

ナレッジ教訓導出の作業は、以下の図に示すプロセスを経て実施した。それぞれの作業について 2.2.1 以降で説明する。

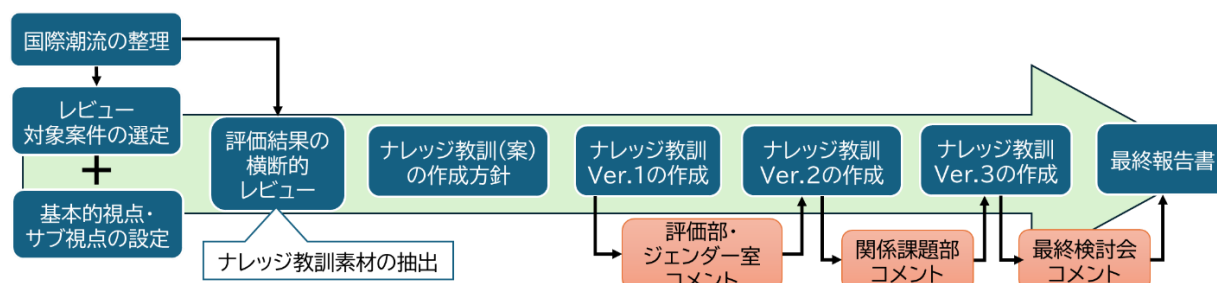


図1 ナレッジ教訓導出の作業プロセス

出所：IDCJ 作成

2.2.1 国際潮流の整理

本業務を開始するにあたり、JICA 評価部の要望に基づき、文献レビューによるジェンダーと開発にかかる国際潮流の整理を行った。具体的には、総論として国際協力分野におけるジェンダーと開発の変遷や、国連評価グループ (UNEG) 及び経済開発協力機構の開発援助委員会 (OECD-DAC) が発行している評価におけるジェンダー主流化に関するガイダンス文書を概説すると共に、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに取り組む主要な国際機関における「評価におけるジェンダー主流化」の取組を参考情報として取りまとめた (別添資料 1)。国際機関は、本テーマ別評価の対象である 12 の課題分野に取り組む国連機関のうち、JICA のように多様な分野の事業を実施している UN Women、UNDP 及び UNICEF に加えて、世界銀行、アジア開発銀行及びアフリカ開発銀行をとりあげた。

2.2.2 レビュー対象案件の選定

レビュー対象案件³は、別添資料 2 のとおり。まず、12 課題分野に該当し、2022 年度以前に事後評価が実施されたジェンダー案件から、JICA が評価実施年度の降順に選定した案件リストを作成した（ジェンダー案件のみでは数に不足が生じたことから、関連情報が見込まれるジェンダー案件以外のもも含めて選定された⁴）。その後、IDCJ から JICA ホームページ「ジェンダー視点を取り入れた好事例」に掲載されている案件や、本テーマ別評価の事例分析で JICA 評価部より候補案件として挙げられていた案件から、7 案件の追加を提案し、合計 304 案件のリストを元に横断レビューを開始した。加えて、横断レビューの過程において、重複している案件や事後評価報告書が公開されていない案件などを除き、同一の事後評価報告書にて複数案件が評価されているものに関してはまとめて一件となるように整理した。これらの結果、最終的なレビュー対象案件の数は、合計 297 件となった（評価年度は 2012 年度～2022 年度に亘る）。以下に、外部・内部事後評価、スキーム、地域、ジェンダー案件分類、対象課題分野ごとの内訳を示す。

ジェンダー案件分類で見ると、ジェンダー案件の対象外である「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」が 66 件、「その他」（ジェンダー案件分類がなされていない案件）が 70 件含まれた⁵。そのため、レビュー対象案件 297 件中、161 件（約 54%）がジェンダー案件、136 件（約 46%）がジェンダー案件ではないが関連情報が見込まれる案件となった。

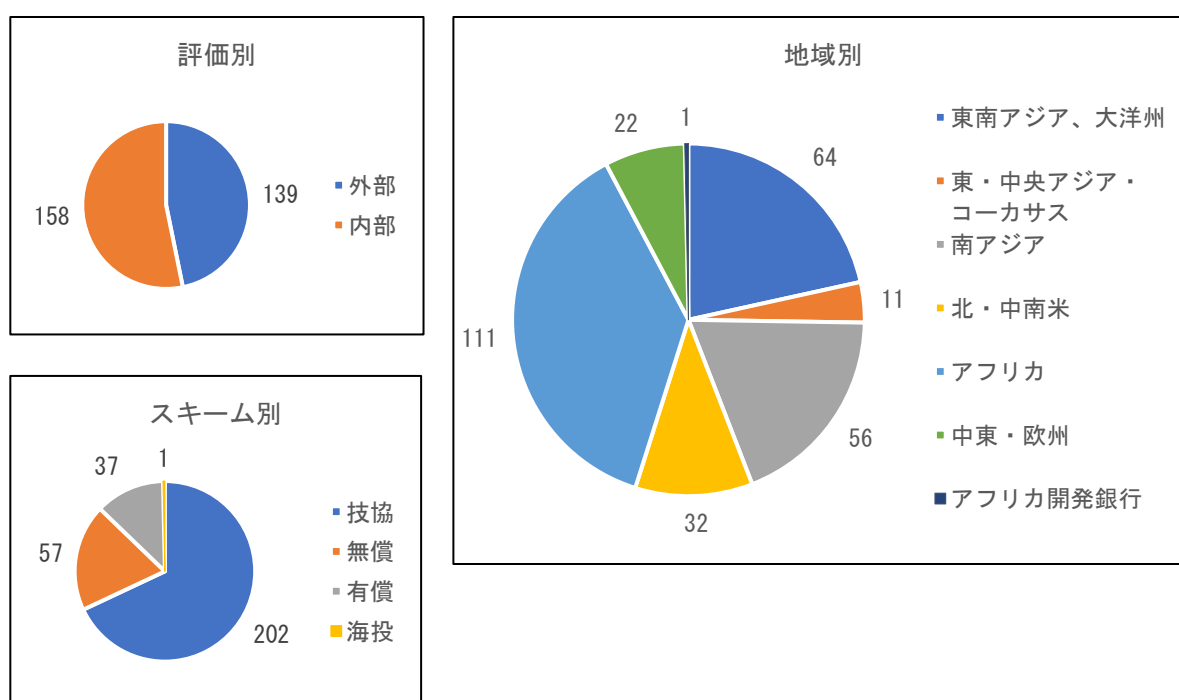


図 2 レビュー対象案件の評価、スキーム及び地域別の内訳

出所：レビュー対象案件リストに基づき、IDCJ 作成

³ ナレッジ教訓シートの作成過程で、ナレッジ教訓の情報を補完するため、JICA 評価部と協議の元、3 案件を追加した。本節では、案件追加前の情報を記載しているが、別添資料 2 では追加案件を加えた 300 件を掲載している。

⁴ JICA 評価部の意向により、横断レビューの対象案件数は、過去のナレッジ教訓シート作成時に参考とした案件数の平均を踏まえ、おおよそ 300 件程度とされた。

⁵ 「その他」は、ジェンダー案件分類がされていない案件である一方、関連報告書にジェンダー関連の記述があることを JICA 評価部が確認し、対象案件に含めたものである。

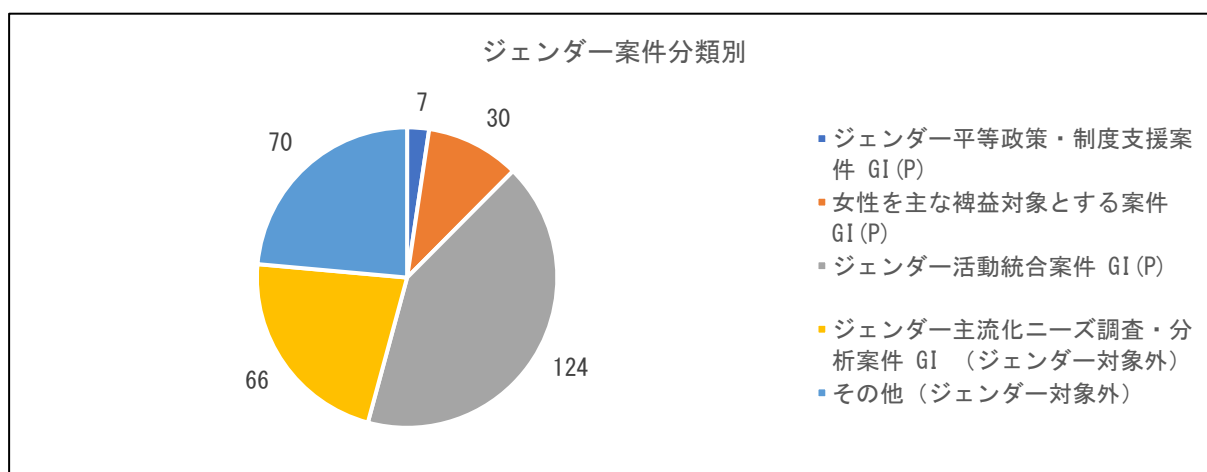


図 3 レビュー対象案件のジェンダー案件分類別の内訳

出所：レビュー対象案件リストに基づき、IDCJ 作成

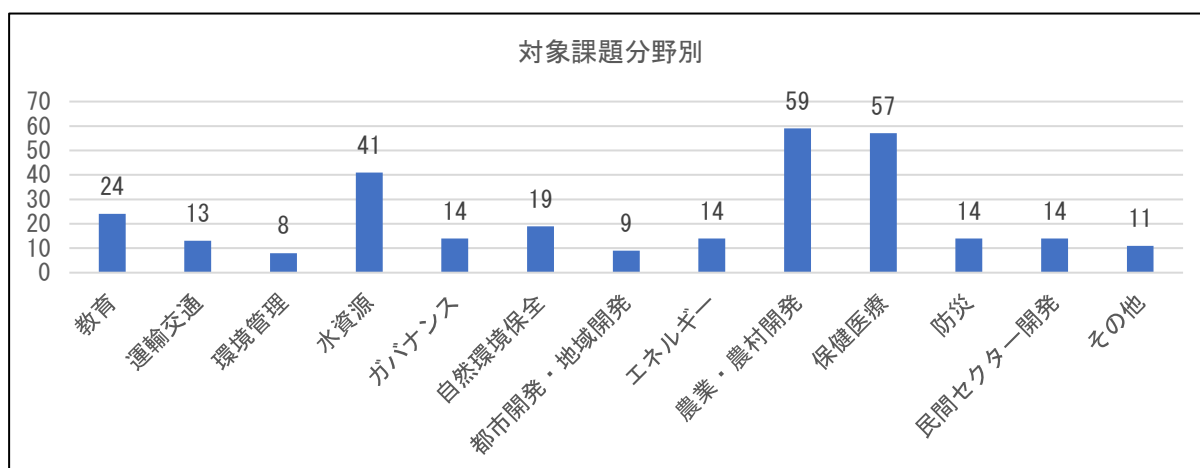


図 4 レビュー対象案件の対象分野別の内訳

出所：レビュー対象案件リストに基づき、IDCJ 作成

2.2.3 基本的視点・サブ視点の設定

ナレッジ教訓素材の抽出・分析・加工を行うにあたり、JICA 評価部及びジェンダー平等・貧困削減推進室（以下、ジェンダー室）との協議に基づき、「基本的視点」及び「サブ視点」を整理した。基本的視点とは、ナレッジ教訓案作成の前段階の作業として、レビュー対象案件の評価報告書から重要かつ汎用性のある教訓を抽出する際の基準とするものである。具体的には、評価報告書の横断レビューを行う際には、基本的視点に関連する教訓・情報を抽出した。また、抽出された教訓・情報について、ナレッジ教訓として取りまとめる方針を検討する際の参考として、サブ視点を設定し、抽出された各教訓素材を分類する基準とした。

基本的視点に関しては、JICA のガイダンスノート「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」において挙げられている、あらゆる事業・活動の計画及び実施時に考慮すべき 3 つの視点を採用した。3 つの視点の定義は表 3 のとおりである。各視点に該当する 12 の課題分野ごとの取組例がジェンダー主流化の手引きに記載されているため、評価報告書の横断レビュー時の参考とした。サブ視点に関しては、表 4 に示すとおり、分野横断的な 16 のサブ視点を設定し、分析を行った。

サブ視点のいずれにも該当せず、対象分野に特化した教訓については、「その他」に分類した。

表3 基本的視点

基本的視点	説明
女性や少女の実現可能能力の強化 (Agency)	女性が生活するうえで必要とする実際的なニーズを満たすための取組に加え、資源や機会への平等なアクセス、資源の主體的な活用、政治・経済・社会への参画力の向上を後押しする取組。女性が知識や、自信、批判的な思考力を高め、自分自身の人生のみならず、地域や社会を牽引していく実現可能能力を獲得していくための取組。
社会や人々の意識・行動変容の推進 (Relations)	地域社会のジェンダー規範や、男女の意識や行動変容に向けた取組を行うこと。
ジェンダー平等を推進する政策や制度の強化 (Structure and Systems)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点から、差別的な法律や政策・制度、組織のルールや慣習・慣行などを見直し、是正していくこと。

補足：ガバナンス分野を除き、JICA の課題分野ごとのジェンダー主流化の手引きにて、各視点に該当する分野ごとの取組例が記載されている。

出所：JICA (2024年2月)「ガイダンスノート ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」及び対象12課題分野におけるJICA (2023年1月)「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き」(ガバナンス分野のみ2015年)に基づき、IDGJが作成。

表4 分野横断的なサブ視点

No	サブ視点	説明
1	関連する政策・制度のジェンダー視点に立った是正	対象分野の関連する法律や政策・制度等が、女性のニーズやジェンダー視点に立ったものとなるように支援する取組。慣習法におけるジェンダー差別に関する対応も含む。
2	実施機関におけるジェンダー主流化の推進体制の構築や能力向上	女性行政官や普及員等の増加を目指す政策・ルールの導入や、女性幹部・管理職・技術職の割合を増やすための取組、女性が働きやすい職場環境の整備、幹部・職員向けのジェンダー研修実施、ジェンダーフォーカルパーソン等の設置等。行政官や普及員等を対象としたジェンダー研修のTOT、研修パッケージの開発等。
3	ジェンダー別のデータ収集	実施機関やJICA事業等によるジェンダー別データ収集の取組や、データ収集時の工夫等。
4	施設の計画・設計における女性の参画促進・ニーズの反映	各種施設の計画・設計段階における女性の参加の促進や、発言を促すなどの参画力を高める取組。男女別のニーズの計画・設計への反映(設置場所、施設・設備の仕様・デザイン、男女別トイレや授乳スペースの設置等)。
5	施設の建設工事時における女性の雇用促進	各種施設の建設工事における女性の雇用促進の取組(男女の割合の設定、女性が働きやすい環境の整備等)。
6	施設の運営維持管理における女性の参画促進・ジェンダー視点に立った取組	施設の運営維持管理を担う住民組織等における、女性の参加を促進する取組(女性委員の割合設定、女性の参加しやすい開催時間・場所の設定等)。意思決定における女性の参画力や、維持管理に関する研修・情報・技術へのアクセス向上、各種施設の利用料金の設定・徴収におけるアクセス&コントロールの向上等に関する取組。女性の無償労働(清掃、廃棄物回収)の有償化等。
7	公共サービス・施設への女性のアクセス向上	女性が各種公共サービス・施設にアクセスしにくい要因(時間的制約、移動手段、行動制限・家族の反対、交通費等)に対応する取組・工夫(例：交通手段の提供、コミュニティ・ヘルスワーカーによる家庭訪問、啓発活動、託児サービスの提供、研修や授業にライフスキルを組み込む等)。公共サービスに関する情報や、自然資源・自然環境、司法への女性のアクセス向上も含む。
8	女性の雇用・起業・経済活動の促進	女性の金融サービス、土地・財産などのリソース、研修・情報・技術へのアクセス向上や主體的活用に関する取組や、女性向けのライフ・キャリア・カウンセリング、ロールモデルのキャリアパス・好事例の情報共有等。女性の就労への理解の促進に関するコミュニティや女性の家族へのジェンダー啓発等。

9	意思決定、実施及び管理における女性の参画促進・ジェンダー視点に立った取組	家庭、学校等の運営、住民組織等の意思決定、実施及び管理における女性の参加促進や意見の反映に係る取組。女性の関連する情報、研修及び技術への向上。女性が参加することによって生じた効果・影響など。
10	女性の家事・育児・ケア労働の負担軽減	各種施設の設置等による女性の家事・育児・ケア労働の負担軽減。ジェンダー啓発による家庭内での家事等に関する役割分担の変化など。
11	女性及び家族の健康改善	衛生意識や衛生環境の向上、安全な水や医療・保健施設等へのアクセス向上などによる女性及び家族の健康改善。
12	コミュニティにおけるジェンダー啓発	ジェンダー意識の向上やジェンダーに基づく固定的性別役割・分担や力関係の是正に向けた、コミュニティや家族に対するジェンダー啓発活動。男性の参画を促すことによるジェンダー意識や行動の変容など。
13	女性の安全の向上・ジェンダーに基づく暴力撤廃	移動等における女性の安全の向上に関する取組。ジェンダーに基づく暴力を予防する取組や、ジェンダーに基づく暴力のサバイバーに対する保護・支援等。
14	事業のマネジメントサイクルにおけるジェンダー主流化	事業のマネジメントサイクルの各段階（案件形成、実施、モニタリング・評価、事後評価）におけるジェンダー視点の取り込み（例：ジェンダー調査の実施、男女別データの収集、ジェンダー指標の設定、ジェンダー視点によるモニタリング・評価の実施等）。
15	事業が作成する制作物へのジェンダー視点の反映	事業で開発・作成するカリキュラム、教材、教授法、広報資料等におけるジェンダー視点の反映。
16	その他	上記サブ視点に該当しないもの。対象セクター等に特化した教訓が入ることが想定される（自然災害や気候変動等へのレジリエンス強化、政治への参画等）。

出所：IDCJが実施した全世界2019年度テーマ別評価「評価結果の横断分析地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」においてジェンダーの教訓抽出で使用した基本的視点や、JICAの12の課題分野ごとの「ジェンダー主流化の手引き」（2023年1月、ガバナンス分野のみ2015年）及び「ガイダンスノート ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」（2024年2月）に基づき、IDCJが作成。

2.2.4 評価結果の横断的レビュー

(1) 実施方法

事後評価報告書の横断レビューにおいて、個別プロジェクト教訓（対象案件のジェンダー関連情報）の抽出及び教訓の整理を行うにあたり、表5に示す「ナレッジ教訓素材フォーム」を活用した。具体的には、まず「案件の基本情報」（評価種別、評価年度、協力スキーム、対象地域/国、案件名、課題別分野、ジェンダー分類、案件概要）を整理した上で、ジェンダーや女性に関する言及内容の抽出を行った。ジェンダーや女性に関する言及内容の抽出を行う際には、基本的視点及び対象案件の分野における「ジェンダー主流化の手引き」の内容に留意しながら、重要な情報の抽出漏れがないようにした。

次に、「ジェンダーや女性に関する言及内容」に関して、関連する基本的視点とサブ視点のタグ付け（該当する視点に「1」を記入）を行うとともに、①「男女別データの有無」、②「好事例、失敗例、その両方のどれにあてはまるか」、③「ナレッジ教訓素材となりうる情報の有無」、④「事後評価レファレンスの改善提案となりうる素材の有無」、⑤「事後評価報告書以外の追加情報の要否」、⑥「事前評価表におけるジェンダー記載の有無」、についてそれぞれ検討を行った。③の「ナレッジ教訓素材となりうる情報の有無」を検討する際には、「ジェンダーや女性に関する言及内容」から、過去のテーマ別評価から使用されている表6のナレッジ教訓の要件に当てはまる内容を抽出し、ナレッジ教訓素材として記録した。

表5 ナレッジ教訓素材フォーム・記載項目

No	評価別	評価年度	形態	地域	国名	案件名	12の課題分野	案件の課題分野	ジェンダー分類	案件概要	ジェンダー・女性に関する言及内容	基本的視点	サブ視点	男女別データ(記載の有無)	G:好事例 B:失敗例 GB:両方	ナレッジ教訓素材の有無	ナレッジ教訓素材	レファレンス改善提案の有無	改善内容	追加情報の要否	備考	事前評価表ジェンダー言及
1																						
2																						

注：案件 No (案件リストと一致)、評価種別、評価年度、形態、地域、国名、案件名、12の課題分野 (プルダウン選択)、案件の課題分野、ジェンダー分類、案件概要、ジェンダー・女性に対する言及内容、基本的視点 (該当する視点を複数選択)、サブ視点 (該当する視点を複数選択)、男女別データの記載の有無 (○×選択)、言及内容が好事例・失敗例・両方か、ナレッジ教訓素材となりうる情報の有無 (○×選択)、ナレッジ教訓素材の内容、レファレンス改善提案に繋がりを内容の有無 (○×選択)、レファレンス改善提案になりうる内容、事後評価報告書以外の追加情報の要否 (○×選択)、備考、事前評価表におけるジェンダー記載

出所：IDCJ 作成

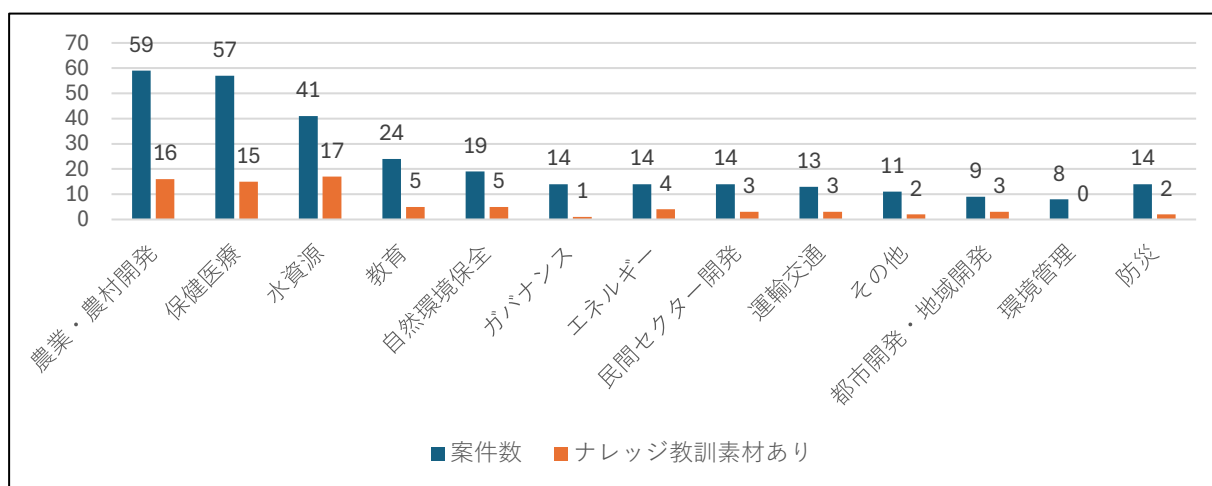
表6 ナレッジ教訓の要件

- 1) 情報の具体性：記載されている内容が具体的か
- 2) 論理性：評価分析に照らして論理的に整合しているか
- 3) 汎用性：類似案件に適用可能であるか
- 4) 実現可能性：類似案件において実施可能であるか

出所：ナレッジ教訓の要件は、JICA (2014)「テーマ別評価『プロジェクトの PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討』最終報告書」にて提示され、それ以降、他のテーマ別評価においても使用されているものをもとに IDCJ 作成。

(2) 結果概要

上記横断レビューの結果、ジェンダーや女性に関する言及内容があった案件は 297 件中 202 件であり、そのうち、ナレッジ教訓素材となりうる情報があった案件は 297 件中 76 件であった。図 5 は、対象課題分野ごとのレビュー対象案件数及びナレッジ教訓素材のあった件数を示しており、表 7 は、サブ視点ごとにナレッジ教訓素材の件数、好事例、失敗例、成否両方、成否の判断が困難な事例の件数をまとめたものである。



出所：横断レビューの結果に基づき、IDCJ 作成

図 5 ナレッジ教訓素材 対象分野別の内訳
(レビュー対象案件数・ナレッジ教訓素材を有する件数)

表7 ナレッジ教訓素材のサブ視点分類・内容の成否

ジェンダーに係るサブ視点	ナレッジ教訓素材件数	好事例 (G)	失敗例 (B)	成否両方の例 (GB)	判断が困難 (—)
関連する政策・制度のジェンダー視点に立った是正	5	5	0	0	0
実施機関におけるジェンダー主流化の推進体制の構築や能力向上	10	10	0	0	0
ジェンダー別の情報収集	4	2	0	2	0
施設の計画・設計における女性の参画促進・ニーズの反映	9	6	0	3	0
施設の建設工事時における女性の雇用促進	2	2	0	0	0
施設の運営維持管理における女性の参画促進・ジェンダー視点に立った取組	9	7	0	2	0
公共サービス・施設への女性のアクセス向上	19	15	0	4	0
女性の雇用・起業・経済活動の促進	35	29	0	6	0
意思決定、実施及び管理における女性の参画促進・ジェンダー視点に立った取組	25	23	0	2	0
女性の家事・育児・ケア労働の負担軽減	16	11	0	5	0
女性及び家族の健康改善	12	11	0	1	0
コミュニティにおけるジェンダー啓発	16	14	0	2	0
女性の安全の向上・ジェンダーに基づく暴力撤廃	5	5	0	0	0
事業のマネジメントサイクルにおけるジェンダー主流化	12	7	1	4	0
事業が作成する制作物へのジェンダー視点の反映	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

出所：横断レビューの結果に基づき、IDCJ作成

2.2.5 ナレッジ教訓の作成方針の策定

ナレッジ教訓の作成方針の策定に当たっては、まずサブ視点別に主にどのようなナレッジ教訓素材が抽出されたかと、これらの情報を統合して、ナレッジ教訓としようかどうかについて考察を行った。その結果、抽出された情報の傾向や、主なユーザーとして想定される新規案件形成を担う JICA 事業担当部の職員にとっての使いやすさに鑑み、十分な量・質のナレッジ教訓素材がある分野については分野別のシートを作成し、分野横断的に汎用性のある教訓情報は、「事業のマネジメントサイクルにおけるジェンダー主流化」及び「女性グループや自助グループの生計向上活動支援」のシートを作成することとした。JICA 評価部との協議の元、当該作成方針及びタイトル(案)(表8)にてナレッジ教訓シート Ver.1 を作成することで合意した。

表8 ナレッジ教訓シート Ver.1 のタイトル(案)

① 「農業技術普及におけるジェンダー視点の統合」
② 「保健・医療サービスへの女性のアクセス向上」
③ 「給水施設の計画・維持管理における女性の参画促進」

- ④ 「教育・職業訓練施設への女性のアクセス向上」
- ⑤ 「女性グループや自助グループの生計向上活動支援」
- ⑥ 「事業のマネジメントサイクルにおけるジェンダー主流化」

出所：IDCJ 作成

2.2.6 ナレッジ教訓シート Ver.1 の作成

上記のナレッジ教訓の作成方針に基づき、ナレッジ教訓シート Ver.1 を作成した。具体的には、上記タイトル（案）ごとに該当するナレッジ教訓素材に関して、サブ視点のタグ付けも活用しながら、類似性のあるナレッジ教訓素材群へとまとめていった。この過程でナレッジ教訓の要件（表 6）である「情報の具体性」、「論理性」、「汎用性」、「実現可能性」にそぐわない、あるいは、ナレッジ教訓としてまとめるには件数が少なく、ナレッジ教訓素材群にならないものは外していった。その後、ナレッジ教訓素材群としてまとめたものに関して、JICA のナレッジ教訓シート様式（図 6）に沿って、必要事項（ナレッジ教訓の要素、表 9）を記載した。その際、ユーザーが新規案件形成を行う際に各ナレッジ教訓をより具体的に理解し、必要に応じて該当案件の情報を参照できるように、「対応策（アプローチ）」において、各ナレッジ教訓に該当する具体的な取組事例を列挙する方針とした。

ナレッジ教訓シート										
エネルギー#		サブテーマ			教訓タイトル					
適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
適用対象サブセクター		指定なし								
教 訓										
種類	事業マネジメント上の教訓（分野横断的）									
	セクター・分野別の特性における教訓									
	国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的的特性を含む）									
キーワード										
適用条件					要旨／問題の背景					
リスク(留意事項)					対応策(アプローチ)					
期待される効果										
参 考：本教訓の元となったレファレンスプロジェクト										
No.	国	案件名				キーワード				

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】

出所：JICA 評価部の提供資料より抜粋

図 6 ナレッジ教訓シート様式

表 9 ナレッジ教訓の要素

教訓の要素	内容
教訓の種類	「事業マネジメント上の教訓（分野横断的）、「セクター・分野別の特性における教訓」、「国別・地域別の特性における教訓」の3つから選択
適用条件	「どのような場合」に対応策が有効となるかの具体的な条件
要旨／問題の背景	対応策が必要となる問題の背景（参考資料とした「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」等を明示）
リスク（留意事項）	教訓として示された対応策が実施されなかった場合に生じるリスク、問題点、課題
対応策（アプローチ）	<ul style="list-style-type: none"> ・教訓とすべき具体的な問題・課題への対応策（各対応策が対応しているリスクを明示するために、リスク（留意事項）欄における各リスク項目のアルファベットを、対応策の末尾に示している。加えて、各対応策の元となったレファレンス案件の番号を付している。）。 ・ナレッジ教訓の元となった事例の概説（好事例・対応策を講じなかったことで課題が見られた事例）。
期待される効果	対応策の期待される具体的な効果（どのように効果・持続性の確保、向上に影響するか）
教訓の元となったレファレンスプロジェクト	ナレッジ教訓の元となった代表的な国、案件名

出所：JICA（2014）「テーマ別評価『プロジェクトの PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討』最終報告書」にて提示され、それ以降、他のテーマ別評価においても使用されているナレッジ教訓の要素の説明をもとに、JICA の最新のナレッジ教訓シート様式及び本テーマ別評価での実践を踏まえ、IDCJ 作成。

上記必要事項のうち、一部内容は事後評価報告書の記載内容のみでは記載が困難な場合（例：問題の背景や（対応策を講じない場合の）リスクなどの記載が不十分）や、ナレッジ教訓の内容をより具体的なものとする必要がある場合があった。したがって、必要に応じて各課題分野の「ジェンダー主流化の手引き」や各該当案件の公開資料（終了時評価報告書、業務完了報告書、JICA のウェブサイト「ジェンダー視点の好事例」）を参照の上、内容の補完を行った。特に、リスク、問題の背景及び期待される効果に関しては、今後、ユーザーが「ジェンダー主流化の手引き」と合わせて参照することを想定し、内容の連関性を意識した。加えて、ナレッジ教訓シート Ver.1 を作成する過程で、水資源分野の一部のナレッジ教訓の具体事例を追記するために、表 10 のレビュー対象案件を追加した。

JICA 評価部に提出したナレッジ教訓シート Ver.1 は、表 11 のとおり。

表 10 ナレッジ教訓シート Ver. 1 作成時に追加したレビュー対象案件

案件 No	評価別	評価年度	形態	国名	案件名	対象課題分野	ジェンダー案件分類
298 追加	内部事後	2019	無償	ブルキナファソ	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

出所：対象案件の事後評価報告書及び JICA（2013 年度）「平成 25 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」に基づき IDCJ 作成。

表 11 ナレッジ教訓シート Ver. 1 タイトル一覧

シート番号	サブテーマ	タイトル (案)
ジェンダー1	セクター・分野別	農業・農村開発 農業技術の普及や農業・水産インフラ施設の建設・整備におけるジェンダー視点に立った取組
ジェンダー2		保健医療 保健・医療サービスにおける女性のアクセス、女性及びその周囲の理解の促進、ジェンダー視点に立った調査に係る取組
ジェンダー3		水資源 給水施設の計画・維持管理におけるジェンダー視点に立った取組
ジェンダー4		教育・職業訓練 教育・職業訓練施設への女性のアクセス向上にかかる取組
ジェンダー5	分野横断	生計向上 女性グループや自助グループの生計向上活動支援におけるジェンダー視点に立った取組
ジェンダー6		事業マネジメント 事業のマネジメントサイクルにおけるジェンダー主流化

出所：IDCJ 作成

2.2.7 ナレッジ教訓シート Ver. 2 及び Ver3 の作成

ナレッジ教訓シート Ver.1 に基づき、JICA 評価部、ジェンダー室、関係課題部からコメントを取り付け、ナレッジ教訓シート Ver2 と Ver3 を作成した。その過程で、対応策における取組事例の追加を求めるコメントがあったため、2019 年度テーマ別評価で作成された地方給水分野のナレッジ教訓シート（サブテーマ：ジェンダー）や同シートで参照されていた 2016 年の「JICA 水と衛生におけるジェンダー主流化の手引き」から内容を追記しつつ、表 12 の 2 つの案件を対象案件に追加した。追加案件のうち、「アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト」は、事後評価が未実施の案件であったが、教育分野のナレッジ教訓シートにおいて、好事例の取組事例が不足している点が指摘されたため、本テーマ別評価の事例分析の対象案件であった同案件を追加することとした（事例分析の結果概要は、第 3 章に記載。分析の詳細は、「事例分析にかかる報告書」を参照のこと）。

表 12 ナレッジ教訓シート Ver. 3 作成時に追加したレビュー対象案件

案件 No	評価別	評価年度	形態	国名	案件名	対象課題分野	ジェンダー案件分類
299 追加	内部事後	2020	無償	マラウイ	中西部地方給水計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
事例分析	未実施	未実施	技協	パキスタン	アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト	教育	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)

出所：対象案件のホームページ及び事後評価報告書、JICA 評価部の提供情報に基づき IDCJ 作成。

2.3 ナレッジ教訓シート（最終版）

2025 年 9 月 9 日に、JICA 評価部、ジェンダー室、関係課題部及び在外事務所等が参加する最終検討会を開催し、ナレッジ教訓シート Ver.3 を含む最終報告書（案）へのコメントを得た。同コメントを踏まえ作成したナレッジ教訓シート（最終版）の概要は表 13 のとおりであり、別添資料 3 に全シートを掲載した。

表 13 ナレッジ教訓シート（最終版）の概要一覧

シート番号	サブテーマ	タイトル	対応策
1	農業・農村開発	農業技術の普及や農業・水産インフラ施設の建設・整備におけるジェンダー視点に立った取組	農業・農村開発事業にジェンダー視点を取り入れ、農業研修への女性の参加促進、男女による家事・ケア労働の分担や家計管理を通じた女性の意欲や意思決定参加の向上、ジェンダーフレンドリーな研修内容や機材の導入、施設整備における男女のニーズ反映と女性の運営参加等の活動は農業生産性や効率の向上及び事業の持続性向上に貢献し得る。
2	セクター・分野別	保健医療	保健・医療サービスにおける女性のアクセス、女性及びその周囲の理解の促進、ジェンダー視点に立った調査に係る取組
3		水資源	給水施設の計画・維持管理におけるジェンダー視点に立った取組
4		教育・職業訓練	教育・職業訓練施設への女性のアクセス向上にかかる取組
5	分野横断	生計向上	女性グループや自助グループの生計向上活動支援におけるジェンダー視点に立った取組
6		事業マネジメント	事業のマネジメントサイクルにおけるジェンダー主流化

出所：IDCJ 作成

2.4 ジェンダー分野のナレッジ教訓導出上の課題

本節では、本業務の実践を通じて明らかとなった、ジェンダー分野のナレッジ教訓導出における課題について記載する。本課題を踏まえた、今後のナレッジ教訓導出に関する示唆は、4.1にて後述する。なお、「1.1 業務の背景」で述べたように、2025年現在のジェンダー案件の3要件（ジェンダー分析の実施、ジェンダー視点に立った取組の案件枠組みへの反映、取組を測る指標の設定）は、2022年以降から適用されているものである一方、本業務の横断レビュー対象案件はそれ以前にジェンダー案件分類がなされている案件であった。そのため、ジェンダー案件であっても、必ずしもジェンダー視点に立った取組や指標が含まれていない場合があり、下記課題が生じる要因の一つとなったと考えられる。

(1) 「ジェンダー案件」あるいは「事前評価表でジェンダー関連の言及がある案件」でも、事後評価報告書に関連情報が記載されていない場合がある

本業務においてレビューした対象案件のうち、202案件の事後評価報告書でジェンダーに関する言及があった。そのうち、内部事後評価報告書が90件、外部事後評価報告書が112件であった。ジェンダー案件分類別及び対象分野別の内訳は下記のとおり。

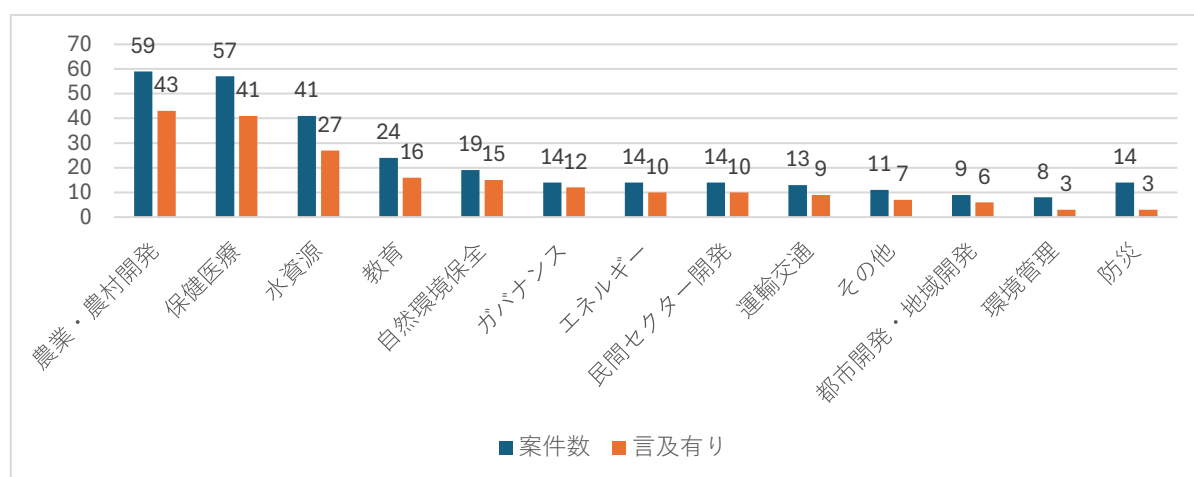


図 7 対象分野別の内訳

出所：レビュー結果に基づき IDCJ 作成

表 14 ジェンダー案件分類別の内訳（ジェンダー言及あり）

ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI (P)	女性を主な裨益対象とする案件 GI (P)	ジェンダー活動統合案件 GI (P)	ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI (ジェンダー対象外)	その他* (ジェンダー対象外)	合計
7	24	67	35	69	202

*「その他」は、ジェンダー案件分類がされていなかった案件である一方、関連報告書にジェンダー関連の記述があることを JICA 評価部が確認し、対象案件に含めたものである。

出所：レビュー結果に基づき IDCJ 作成

次に、事後評価報告書においてジェンダーや女性に関する言及がなかった案件は95件（レビュー対象案件の32%）であった。内訳としては、内部事後評価報告書が68件、外部事後評価報告書が27件であった。言及がなかった案件のジェンダー案件分類別の内訳は、下表のとおり。

表 15 ジェンダー案件分類別の内訳（ジェンダー言及なし）

ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI (P)	女性を主な裨益対象とする案件 GI (P)	ジェンダー活動統合案件 GI (P)	ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI（ジェンダー対象外）	その他（ジェンダー対象外）	合計
0	6	56	31	2	95

*「その他」は、ジェンダー案件分類がされていなかった案件である一方、関連報告書にジェンダー関連の記述があることを JICA 評価部が確認し、対象案件に含めたものである。

出所：レビュー結果に基づき IDCJ 作成

これら 95 件について、事業事前評価表においてジェンダーや女性に関する言及がなされているかどうかについても確認をおこなったところ、「事前評価表においてジェンダーに関する何らかの言及があったものの、事後評価報告書においては言及がなかった案件」が 51 件、「事前評価表、事後評価報告書ともにジェンダーに関する言及がなかった案件」が 36 件、「事前評価表が公開されておらず検証ができなかった案件」が 8 件であった。

これらの傾向から、次のような課題が見受けられる：①ジェンダー案件として分類されていても、事後評価報告書においてジェンダー関連の情報が見受けられない案件がある、②事前評価表においてジェンダーに関する言及があっても、事後評価報告書においてジェンダー関連の情報が見受けられない案件がある、③ジェンダー案件に分類されていても、事前評価表に分類理由の記載がない案件がある。なお、評価における視点を示した参考資料である、「事後評価レファレンス」別添 6 では、「計画時・審査時に、ジェンダー視点に立った取組が想定されていた事業については、取組の実績と実施プロセス及び効果を確認する」と記載されている。

(2) ジェンダーに関するインパクトと案件の活動との関係性が十分に記載されていない場合がある

事後評価報告書の「その他インパクト」についてジェンダーに関する記載があるものの、「このようなインパクトが確認された」といった記載に留まり、プロジェクトで取り組んだ活動との因果関係が記載されていない案件が多く見られた。具体的に、案件のどのような活動がジェンダーに関連したインパクトに貢献したかについて記載があると、よりナレッジ教訓素材となりやすいと考える。なお、事後評価レファレンス別添 6 には、「対象事業の取り組みが当該地域のジェンダー平等や女性のエンパワメントの推進にどのように貢献したか（①政策・制度、②社会の意識や行動の変容、③女性の可能力の強化の観点を含む）についても可能な限り確認・分析する。その際には、事業のアウトプットとジェンダー平等や女性のエンパワメントへ貢献の因果関係についても可能な限り確認する」との記載がある。

(3) ジェンダー案件であっても、ジェンダー課題やそれに対する取組など、ナレッジ教訓素材となりうる情報が不足している

ジェンダー視点に基づく取組やジェンダー専門家の投入があったとみられる案件でも、ナレッジ教訓素材となりうる情報が事後評価報告書において十分に記載されていない場合があった。少なくとも、ジェンダー案件として分類された案件に関しては、案件計画時や実施時に認識されたジェンダー課題や、それらに対応する取組に係る記載があると、よりナレッジ教訓素材となりやすいと考える。

(4) ジェンダーに関する情報量が一貫していない

外部事後評価報告書の中にはわずかであるが、女性のエンパワメントなど、ジェンダーに関する取組や成功事例を、本文とは別にコラムや別紙として取り上げている事例があった。一方で、ジェンダーに関する記載が全くないか、その他インパクトの部分に数行程度書かれているものが大多数であった。これらを横並びにみて教訓抽出を行うことは困難であった。

3. 事例分析

3.1 事例分析の概要

3.1.1 目的

本事例分析は、以下を目的・調査対象として実施した。

表 16 事例分析の目的・調査対象

目的		対象案件
事例分析	パキスタンとタンザニアを対象とした、ジェンダーに関する優良案件の現地調査を含む事例分析を通じて、その効果の発現状況及び発現プロセスを明らかにし、 <u>類似する社会文化的背景での新規案件の形成・実施に資する教訓を導出する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・パキスタン「アパレル産業技能向上・マーケット多様性プロジェクト」 ・タンザニア「コメ振興支援計画プロジェクト（タンライス2）」

出所：本テーマ別評価の特記仕様書及び2024年12月時点のJICA評価部との協議に基づき、IDCJ作成。

上記目的に基づき、本事例分析では、①対象案件が現地でどのようなジェンダーの視点に立った成果をもたらしているか、また成果発現に至った過程について情報収集の上、プロセス分析を行い、②TOC（Theory of Change）を描画し、相手国関係機関やJICA関係者との協議を踏まえて精緻化した。調査後は、「対象案件の国や地域、分野における今後の案件形成時・事業実施中にジェンダーの視点を組み込む方法」や、「ジェンダーの視点に立った成果発現に必要な要素」を整理することが求められた。

本事例分析の各対象案件の主な特徴は、下表のとおり。

表 17 対象案件のジェンダー案件分類・主な特徴

案件名	案件分類	特徴
パキスタン 「アパレル産業技能向上・マーケット多様性プロジェクト」	女性を主な裨益対象とする案件 ⁶	コンサルタントによる実施。アパレル産業の市場拡大に必要な人材の育成というプロジェクト目標の下、アパレル技術（TOT）、マーケティング、ジェンダーの3つの柱の活動を実施。対象訓練機関のうち、2機関が男女共学、1機関が女性専用であり、最終受益者には男女の訓練生が含まれる。アパレル産業における訓練機関への就学及びその後の就業に際するジェンダー課題を分析の上、女性訓練生、女性訓練生の家族・コミュニティ、訓練機関、企業等、幅広くアプローチしている事例。
タンザニア 「コメ振興支援計画プロジェクト（タンライス2）」	ジェンダー活動統合案件	JICAの直営専門家による実施。適切な稲作技術の活用（コメの生産量増加）というプロジェクト目標を実現するうえで、ジェンダー課題を認識し、対応する活動や指標を組み込んだ。農家に直接アプローチするものではなく、稲作技術の普及制度へのジェンダー視点の統合・同制度を実施するC/P機関・人材の能力強化を通じて、研修受講農家及び周辺農家にジェンダー関連の効果が発現し、プロジェクト目標の達成に貢献している事例。

出所：対象案件の関連報告書（業務完了報告書やファイナルレポート等）、国内インタビュー、JICAのジェンダー主流化推進年次報告書に基づき、IDCJ作成

⁶ 最終受益者には男女の訓練生が含まれるが、女性の就学・就労支援やエンパワメントに関する取組を含む。また、対象3訓練機関（PKTI、PRGTI、FETI）のうち、1訓練機関（FETI）は女子専用校である。

JICA「JICA事業のジェンダー分類」（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/ku57pq00002cucek-att/gender_classification.pdf）、JICA（2015年度）「JICAジェンダー主流化推進年次報告書」（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/annual_reports/ku57pq00002hdtnl-att/annual_report_2015.pdf）

3.1.2 基本方針

本事例分析の基本方針として、「ジェンダーに係るサクセス・ケースに焦点を当て、案件・分野の特性に応じた分析モデルを活用しながら、効果発現に繋がったプロセスを多層的な視点から分析し、類似案件への学びに繋がるストーリー・教訓を紡ぎ出すこと」とした。

具体的には、ジェンダーの優良案件に焦点を当て、その概要・活動実績・成果を把握したうえで、対象案件の成果を上げるためにどのようなジェンダーに係る取組があったか、あるいは、案件によってどのようなジェンダー関連の影響・変化があったかを確認し、その効果発現に至るプロセスの分析を行った。多様な関係者の視点からプロセスを俯瞰し、特に受益者の変化を基軸としたストーリー・教訓を紡ぎ出すことを想定した。

ジェンダー関連の変化は、時には案件が当初想定しなかったものも拾うことが重要であり、本事例分析では、JICA「簡易プロジェクト・エスノグラフィ作成ハンドブック（初版）」を活用した定性調査を基本とした。加えて、受益者への調査に際しては、介入によってポジティブな効果が発現した個人（サクセス・ケース／非サクセス・ケース）へのインタビューによって、介入のインパクトを定性的に把握する手法である、サクセス・ケース・メソッド⁷を活用した（各手法の特徴は表 18 のとおり）。

また、ジェンダー不平等な状況にある男女にポジティブな変化が生じる場合、様々な要素が影響していることが国際的に論じられている。本事例分析では、特に社会生態学モデル（図 8）を活用して、「個人」、「対人関係（家族、友人等）」、「コミュニティ」、「システム・制度」、「政策・法制度」の各層の情報

を得られる調査対象者を選定し、多角的に効果発現プロセスを分析の上、TOC 及びナラティブなストーリーを描いた。また、分野・案件の特性に応じて、社会生態学以外の分析モデル（ライフコース・アプローチ、男性関与、交差性）の活用も検討した。

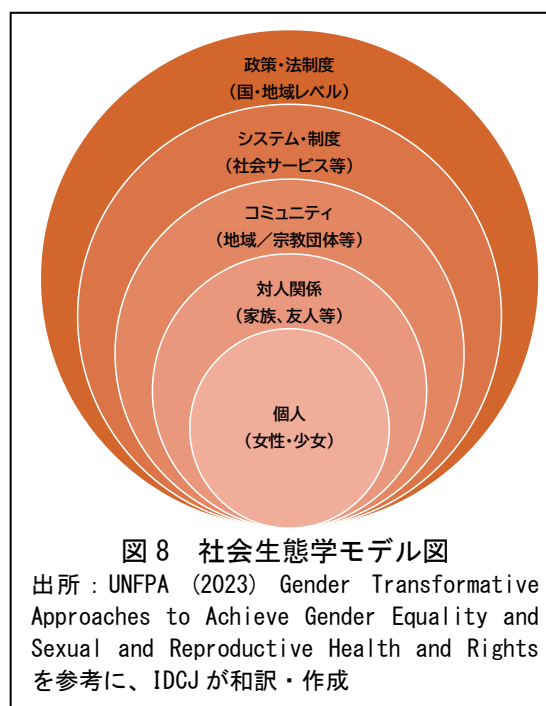


表 18 簡易プロジェクト・エスノグラフィ及びサクセス・ケース・メソッドの主な特徴

簡易プロジェクト・エスノグラフィ	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の視点に寄り添う（人々が「何を感じ、何を考えているか」を理解しようとする）。 ・調査者の主観（五感を含む）を排除しない（調査者独自の感性と判断で物事を理解する）。 ・案件が想定していなかったもの（PDMの範囲外）も拾い、案件にとっての意味を問う。 ・関係者の語りを紡ぐことで物語を浮かび上がらせる。
------------------	--

⁷ サクセス・ケース・メソッドとは、西ミシガン大学名誉教授である Robert O. Brinkerhoff 氏（以下、ブリンカホフ氏）が提唱した研修効果測定手法である。受益者全体の平均値を見るのではなく、特に成功した事例（サクセス・ケース）に着目し、その事例への個人インタビューを通じて成功のストーリーを文書化することで、なぜうまくいったのか（何が有効で、何が有効でないのか）を理解し、サクセス・ケースを増やすための改善につなげる、というものである。同手法は、比較的低コストで実践的な学びを得られるものとして企業レベルで広く活用されている。JICA ではタンザニア国「地方行政機能強化支援情報収集・確認調査」で活用経験がある。（ブリンカホフ氏の書籍例：Brinkerhoff, R. O. (2002). The Success Case Methods (和訳版の電子書籍あり)）

サクセス・ケース・メソッド	<ul style="list-style-type: none"> ・介入後、時間が経過する中でどのような効果があったかに注目する。 ・ポジティブなエピソードを個人インタビューで収集する。 ・数量的な観点ではなく、質的なインパクトの強さを重視する。 ・受益者全体の平均ではなく、個々の事例に注目する。比較対象として非成功事例⁸も調査する。 ・受益者個々人の変化に加え、組織や周囲へのインパクトにも注目する。 ・プログラムの改善点を示唆するだけでなく、意思決定者やステークホルダーにとってプログラムがどのような存在意義を持ちうるかを検証する。 ・事前・事後の得点比較だけに評価を終始しない。
---------------	---

出所：JICA（2018年10月）「簡易プロジェクト・エスノグラフィー作成ハンドブック（初版）」、安田・斎藤（2017年3月）「サクセスケースメソッドによるプログラム評価：「予期せぬ効果の顕在化」に優れた評価方法」『生涯学習とキャリアデザイン第14巻2号』をもとに IDCJ が記載。

＜女性へのインタビューに際する留意事項＞

女性へのインタビューに際しては、女性の自由な語りを得やすいように工夫した。対象地域によってジェンダー事情は異なりうることから、対象案件の JICA 専門家及び実施コンサルタントへのヒアリング時にも確認し、以下の点に留意してインタビューを実施した。

<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、現地のジェンダー事情に精通する調査補助員を雇用する。民族、宗教、言語など、対象地域における調査の妨げにならない人選となるように留意する。 (特にジェンダー概況に基づく制約が強いパキスタンでは、女性の調査補助員を雇用した。) ・インタビューの時間帯・場所の設定に際しては、対象案件の C/P 機関職員に確認しながら、女性の参加しやすさや社会文化的な背景に配慮する（時間帯、所要時間、子ども連れを可とする、夫／男性の発言に影響を受けうる場合は夫／男性のいない状況で話を聞く等）。 ・インタビューの開始時に、調査者の自己紹介、インタビューの目的、その結果をどのように利用するか、秘密を守ること、個人に不利な使われ方をしないこと等を説明のうえ、自由な発言を行いやすい状況とする。
--

3.1.3 対象案件の選定

事例分析の対象案件は、JICA 評価部の作成したショートリスト（表 19）から、各対象国で 1 案件ずつ選定した。選定の手順として、まずショートリストで挙げられた各案件に関して、入手可能であった評価報告書（事前、終了時、事後）及び業務完了報告書・最終報告書を参照し、ジェンダーに関連する情報を整理した。次に、本事例分析の目的に資する観点から作成した、表 20 の選定基準に基づき、評価チームが各案件に優先順位の案を付けた。これらの情報に基づき、JICA 評価部が各関係部署と協議の上、対象案件をパキスタン「アパレル産業技能向上・マーケット多様性プロジェクト」及びタンザニア「コメ振興支援計画プロジェクト（タンライス 2）」に決定した。

表 19 事例分析の対象案件のショートリスト（2024 年 11 月 20 日版）（太字が選定案件）

No	国名	案件名（分野、スキーム）	実施期間
1	パキスタン	オルタナティブ教育推進プロジェクト（教育、技協）	2015 年 9 月～2020 年 3 月
2	パキスタン	アパレル産業技能向上・マーケット多様性プロジェクト（経済開発、技協）	2016 年 5 月～2022 年 12 月
3	パキスタン	ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト（水資源、技協）	2016 年 7 月～2019 年 6 月
4	パキスタン	アボタバード市上水道整備計画（水資源、無償）	2010～2014 年

⁸ サクセス・ケース・メソッドの外部有識者によると、非成功事例の調査は、調査結果の信憑性を高めるうえでは有用であるが、実践的な学びを得る観点では必須ではなく、成功事例のみを対象とすることも多いとのことである。

5	ケニア	第二次地方給水計画（水資源、無償）	2011年～2013年
6	ケニア	バリンゴ郡村落給水計画（水資源、無償）	2013年～2016年
7	タンザニア*	コメ振興支援計画プロジェクト（TANRICE2）（農業、技協）	2012年11月～2019年12月
8	ネパール*	コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2（平和構築、技協）	2015年7月～2018年11月

*本調査開始当初は、パキスタン及びケニアの7案件が挙げられていたが、一部、ジェンダー関連情報が十分に得られない懸念のある案件があったことから見直しが行われ、JICA ジェンダー室から推薦されたタンザニア及びネパールの案件を加えた。

出所：JICA 提供情報に基づき、IDCJ 作成。

表 20 プロセス分析の対象案件に係る選定基準

<重要>	
1)	案件の計画又は実施段階において、ジェンダー課題が認識され、同課題に対応する活動が実施されたか。
2)	ジェンダーに関連する効果が確認されているか。
3)	ジェンダーに関連する効果は、サクセス・ケースに該当する受益者が話しやすいものか。
4)	調査で抽出される教訓を適用できる、類似案件の新規形成見込みや実施中の後継案件があるか。
<参考>	
5)	JICA としてジェンダーに関して特筆すべき計画・工夫・効果発現等があった案件か（JICA 内でジェンダーに係る優良案件として推薦されたものか）。
6)	先行案件や後継案件がある等、長期に亘って実施されている協力か。
7)	過去5年以内に終了した案件か。
8)	情報の入手可能性も含めて、現地調査の計画・実施に際する懸念がないか。

出所：JICA（2018年10月）「簡易プロジェクト・エスノグラフィー作成ハンドブック（初版）」、IDCJ が過去に実施した全世界テーマ別評価「評価結果の横断分析地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出（QCBS）」の経験及びサクセス・ケース・メソッドにより適すると思われる要件をもとに IDCJ 作成。

3.2 パキスタンの結果概要⁹

3.2.1 対象案件の概要

パキスタンの繊維セクターは、GDP の約1割、総輸出額の約5割を占め、また製造業従事者のうち約4割を雇用する等、製造業部門では最大のセクターとなっている。また、パキスタンの繊維セクターには、原綿の生産から最終品の衣服やホームテキスタイルの製造までの各分野に多くの企業が存在し、各企業の規模は、紡績、染色、生地生産の一貫工程を備える企業から、縫製に徹する企業まで様々である。しかし、製綿布工程以降の川下部門が十分に育っていないことから、主たる輸出品は依然として低技術・低付加価値の綿糸や綿布、タオル、ベッドウェア等であるため、国際市場価格の変動による影響を大きく受けている状況にあり、繊維製品の高付加価値化への取組が求められている。また、高付加価値製品を生産するアパレル産業分野では、手先の器用な女性労働力に対する需要が高い傾向にあるが、パキスタンはバングラデシュ等、他のアジア諸国と比較しても女性労働力が十分に育成されていないため、特に女性労働者の技能の底上げを通じた生産性の向上が課題となっている。

このような背景から、アパレル産業における労働者の技能向上を行う訓練機関の強化を行うことで同産業の生産性向上を図ることを目的として、表21に概要を示すような本技術協力プロジェクトが開始された。

⁹ 事例分析の結果概要は、「事例分析にかかる報告書」に基づき要点を取りまとめたものである。詳細については、当該報告書を参照されたい。

表 21 パキスタンの事例分析対象案件の概要

案件名	パキスタン国アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト
ジェンダー分類	女性を主な裨益対象とする案件
上位目標	高付加価値繊維製品の生産力強化のための人的資源が開発される。
プロジェクト目標	アパレル産業の市場拡大に必要な人材が育成される。
成果	成果 1：アパレル産業界のニーズに合わせた研修計画が策定される。 成果 2：PKTI（パキスタン・ニットウェア研修所）と PRGTTI（パキスタン既製服技術研修所）の運営能力が強化される。 成果 3：FETI（女性専用研修所）の研修実施体制が整備される。 成果 4：アパレル製品の市場拡大と女性の雇用拡大のために、官民の連携が強化される。
事業対象地域	ラホール市及びファイサラバード市
事業期間	第 1 期：2016 年 5 月～2018 年 4 月（約 24 ヶ月） 第 2 期：2018 年 10 月～2022 年 2 月（約 41 ヶ月） 第 3 期：2022 年 4 月～2022 年 12 月（約 9 ヶ月） （2020 年 10 月の契約変更でプロジェクト期間が 9 ヶ月間延長された）
相手国実施機関	・繊維省研究開発部（2017年8月に商業省と合併し、商業・繊維省繊維局に、2020年には省庁の統合により、商業省繊維局になる） ・PKTI（パキスタン・ニットウェア研修所（共学）、ラホール市にある） ・PRGTTI（パキスタン既製服技術研修所（共学）、ラホール市にある） ・FETI（女性専用研修所、2017年に新設された、ファイサラバード市にある） ・PHMA（パキスタン・メリヤス製造・輸出組合、PKTIの運営団体） ・PREGMEA（パキスタン既製服製造・輸出組合、PRGTTIの運営団体） ・FGCC（ファイサラバード市繊維公社、FETIの運営団体）
我が国協力機関	株式会社アジア共同設計コンサルタント、一般社団法人Think Locally Act Globally

出所：事業完了報告書に基づき、IDCJ 作成

3.2.2 ジェンダー課題

パキスタンでは女性の労働力が十分に育成されていないという課題があり、本対象案件では女性を能力強化の主な対象とした¹⁰。案件開始後、研修対象地域における社会・ジェンダー調査を2種類実施しており（コミュニティ・企業対象と女性教員・女性訓練生対象）、例えば、女性の就学・就労の最大の制約要因が「交通手段」であることが明らかになると共に、通学・訓練環境の課題の洗い出しが行われた。これらの調査結果などに基づき、パキスタンの対象案件では、対象地域における女性の就学・就労／起業に際するジェンダー課題として、下図が認識されていたと整理した。

女性	女性は訓練機関に通うための交通手段がない	訓練機関	研修生に交通サービスを提供していない
	子どもを預けられる場所がなく、訓練機関に通いにくい		共学の研修所 (PKTI, PRGTTI) に女性専用トイレがない
	訓練機関の設備・環境が、女性にとって安全等に不安がある		女性が安心して通える設備・環境が整っていない
家族・地域	男性家族やコミュニティが女性の研修・就職について理解が低い(女性は家を守るべきの文化)	繊維企業	繊維産業(特に大企業)では女性を雇用したくても女性が集まらない(中小企業では、イスラム伝統文化から、男性中心の工場への女性雇用を恐れる)
			企業の設備・環境が、女性にとって安全に不安がある／魅力的でない
			政府

出所：対象案件の事業完了報告書及び国内関係者インタビューに基づき、IDCJ 作成

図 9 女性の就学及び就労／起業におけるジェンダー課題

¹⁰ 対象訓練機関のうち、2 機関が男女共学、1 機関が女性専用であり、最終受益者には男女の訓練生が含まれる。

3.2.3 ジェンダー視点の組み込み

対象案件では、上述のジェンダー課題に対応した取組として、表 22 のようなジェンダー視点の組み込みが行われた。

表 22 パキスタン事例分析案件における主なジェンダー視点の組み込み

<p>1) ジェンダー専門家 2 名の配置 (第 3 期) (第 1 期及び第 2 期も同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務主任者/アパレル産業人材育成/女性の経済的エンパワメント ・研修管理/女性の経済的エンパワメント補佐/業務調整 ・ナショナルスタッフ (男性) (第 2 期の後半から雇用、女性の経済的エンパワメントを担当) <p>2) PDM (活動) へのジェンダー活動と指標の組み込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果 1 (アパレル産業界のニーズに即した研修計画策定): 活動 1-3: 訓練実施地域における社会・ジェンダー分析調査を実施する。 ・成果 2 (PKTI と PRGTTI の運営能力強化): 活動 2-9: 対象訓練機関に対し、主に女性の訓練生のアパレル産業への就職や起業にかかる支援を行う。 活動 2-10: PKTI、PRGTTI 及び訓練生に対する認知度を向上し、訓練生の就労を促進するため、展示会 (ファッションショー) やその他の広報手段により、産業界及び公衆に対してプロジェクトの成果及び PKTI、PRGTTI 及び訓練生が習得した技能を発表・実演する。 指標 2-3: 女性訓練生比率が 50%まで増える。 ・成果 3 (FETI の研修実施体制整備): 活動 3-4: 訓練機関の運営 (就労支援を含む) に関する OJT を実施する。 活動 3-4-4: 訓練機関卒業生の就職促進業務 (工場・職場見学など) を実施する。 活動 3-5: 女性訓練生の入学を促進するための活動を実施する。 指標 3-3: 女性訓練生を募集するために 3 つの活動 (ビデオ作成やラジオ CM の制作、足を使ってコミュニティを周る地道な活動とコミュニティ・リーダーの生徒募集活動への参画) が実施される ・成果 4 (アパレル製品の市場拡大と女性の雇用拡大のための官民連携強化): 活動 4-1: アパレル製品の市場拡大と女性雇用の拡大のための官民連携タスクフォース設立 活動 4-4: 官民連携タスクフォースによる戦略とアクションプラン作成 活動 4-4-5: 官民連携タスクフォース (TFW) による女性雇用拡大のアクションプランの方針を決定する。 活動 4-4-6: 官民連携タスクフォース (TFW) による女性雇用拡大のアクションプランについて協議を行い、結果を取りまとめる。 <p>3) 活動内での工夫</p> <p><要員計画の工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括補佐と追加業務調整員を配置し、女性の経済的エンパワメント専門家と TOT 担当専門家の連携を強化した (チームとしての一体感を保ち、一つのプロジェクト目標達成に向かっていくために、プロジェクトマネジメントの視点を持つ総括補佐が女性の経済的エンパワメントを担当し、重要な役割を担った)。 <p><教員のマインドセットへの働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の経済的エンパワメント専門家と TOT 担当専門家が社会・ジェンダー分析調査を実施する際や、女子訓練生の就学促進活動でコミュニティに行く際には、訓練機関の校長先生や教員にも同行してもらい、ジェンダー課題や同課題への対策の必要性を共有した。また、ファッションショーやビデオ制作での成功事例へのインタビューへの同行等、校長先生や教員が活動のインパクトを知る機会を意図的に作った。その結果、当初否定的であった関係者が、女性のエンパワメント活動を重視するようになったケースもあった。 <p><女性訓練生の就労支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・FETI の女性訓練生の就労率が低いことや、共学の PKTI や PRGTTI でも男性訓練生に比べて女性訓練生の就労率が低いことが課題だったが、女性訓練生の就労支援では、その女性の家族、主に決定権を持つ家長や男性家族、コミュニティで影響力を持つコミュニティ・リーダー等への働きかけや巻き込みを行うことによって、女性訓練生が企業に多く紹介されるようになり、更に訓練機関における就職支援制度整備、企業との就職連携によって、女性訓練生の就職を後押しする基盤が整った。女性訓練生の男性家族やコミュニティ・リーダーの意識変革の
--

ための働きかけや連携も不可欠であることが明らかになった。

- ・キャリア・ガイダンス・マニュアルを訓練機関3校の合同で作成し、女性雇用促進セミナーを実施した。キャリア・ガイダンスには、例えば、女性が男性経営者に対して給料交渉を行う際など、女性が男性相手に、相手を否定したり非難したりすることなく、自分の意見を建設的に主張できるようになる Assertive Communication の研修を含めた。これらは、女性の自己効力感を高めることを目的とした。

<対象訓練機関の各ステークホルダーとの連携強化、知見共有>

- ・官民連携の女性の雇用促進セミナー実施時には、産業界、コミュニティ、女性訓練生の男性家族、組合、女性商工会、NGO、海外ドナー機関、WDD (Women Development Department) 等の連携にも注力し、セミナーを実施することによって、対象訓練機関が各ステークホルダーとの繋がりや連携を強化することができた。
- ・訓練機関による女性就労支援を目的としたセミナーの一環として、教員が縫製企業の内部や産業界の人材ニーズを理解することを目的とした企業訪問を実施し、この企業訪問を通じて、訓練機関と企業の関係作り（企業での訓練生のインターン等）が強化された。

出所：事業完了報告書及び国内インタビューに基づき、IDCJ 作成

3.2.4 訪問サイト・調査対象者

(1) 訪問サイト

現地調査における訪問サイトは、本案件が支援したラホールの PKTI、PRGTTI とファイサラバードの FETI の 3 訓練機関とした。ラホールはパキスタンで人口第 2 の大都市であり（人口第 1 の都市はカラチ）、古い歴史を誇る町であり、小規模な中小企業が多い。一方、ファイサラバードはパキスタンで人口が 3 番目に多い都市であるが、繊維産業の集積地として作られた町であり、大企業や輸出企業が多い。人や車両の数はラホールの方が圧倒的に多く、ファイサラバードはラホールに比べれば人も車もあまり多くなく（土地も空いている）、町の中心部以外は農村部という印象を受けた。また 3 訓練機関のうち、ラホールの 2 訓練機関はもともと産業組合が設立したものであるが、産業組合が訓練機関の経営に資金を出しているわけではなく、教員達の給与も生徒から集めた授業料の中から捻出している。一方、ファイサラバードの FETI はファイサラバード衣類市公社 (FGCC) という、中小繊維企業の輸出を振興するために地方政府が設立した公社（工業団地的な機能をもつ）の訓練部門として設立されており、教員給与も FGCC から支払われている。

(2) 調査対象者

調査対象者は、表 23 のとおり。サクセス・ケースの特定に当たっては、まずプロジェクト専門家への国内インタビューや JICA 評価部との協議に基づき、表 24 の選定基準を設定した。次に、各訓練機関の校長先生に選定基準を伝え、①企業に就職したサクセス・ケース 1 名と、②起業したサクセス・ケース 1 名の推薦を依頼した。同基準に基づき、選定されたサクセス・ケース 6 名の概要は表 25 のとおり。各サクセス・ケース個人へのインタビューに加えて、家族、会社の上司等とのインタビューも実施した。なお、非サクセス・ケースに関しては、各訓練機関では個人の特定が困難であったことから、校長先生や教員へのインタビューで非サクセス・ケースの事例や阻害要因を確認した。

表 23 調査対象者

調査対象者	調査方法*
プロジェクト専門家（業務主任者・ジェンダー関連団員）	KII
JICA パキスタン事務所（主管部）	KII
他ドナー（GIZ）	KII
商業省繊維局	KII

各訓練機関の校長先生 (PKTI、PRGTTI、FETI)	KII
FGCC (ファイサラバード市繊維公社、FETI の運営団体)	KII
各研修所の教員	FGD
現役訓練生 (男性、女性)	FGD
元女性訓練生 (サクセス・ケース)	KII
元女性訓練生 (サクセス・ケース) の就職先企業の上司・同僚	FGD
元女性訓練生 (サクセス・ケース) の家族	FGD
元女性訓練生 (サクセス・ケース) の出身コミュニティ	FGD
女性関連団体 (Lahore Women Chamber of Commerce and Industry (LWCCI))	KII

*キー・インフォーマント・インタビュー (KII)、フォーカス・グループ・ディスカッション (FGD)

表 24 サクセス・ケースの選定基準

1) 研修所を卒業後、繊維業界の企業に就職して、現在も活躍している女性 (最初に就職した企業から別の企業に転職したり、独立したりした女性も含む)
2) 研修所を卒業後、自宅で身につけた技能を活用して仕事をし、収入を得ており、コミュニティで尊敬されている女性

出所：プロジェクト専門家への国内インタビューや JICA 評価部との協議に基づき、IDCJ 作成

表 25 サクセス・ケースに選ばれた女性 6 名の概要

訓練機関	会社勤務・自営	イニシャル氏名 (年齢)	訓練期間
PKTI	会社勤務 (A 社)	Ms. M. H. (20 歳)	2022 年 6 月-2024 年 3 月 (2 年間の Fashion Design course)
PKTI	自営	Ms. T. U. (24 歳)	2021 年 9 月-2023 年 2 月 (18 ヶ月間の Fine Arts course)
PRGTTI	会社勤務 (T 社)	Ms. M. A. (30 歳)	2023 年 5 月-12 月 (5 ヶ月間の Computerized Pattern Designing course)
PRGTTI	自営	Ms. A. M. (33 歳)	2019 年 (9 ヶ月間の Stitching and Machine Operator course)
FETI	会社勤務 (S 社)	Ms. I. M. (20 歳)	2024 年 12 月- 2025 年 1 月 (2 ヶ月間の Stitching course)
FETI	自営	Ms. S. B. (45 歳)	2018 年 10 月-12 月 (3 ヶ月間の Stitching course)

出所：インタビュー内容に基づき、IDCJ 作成

3.2.5 サクセス・ケースの効果発現プロセスの傾向 (セオリー・オブ・チェンジ)

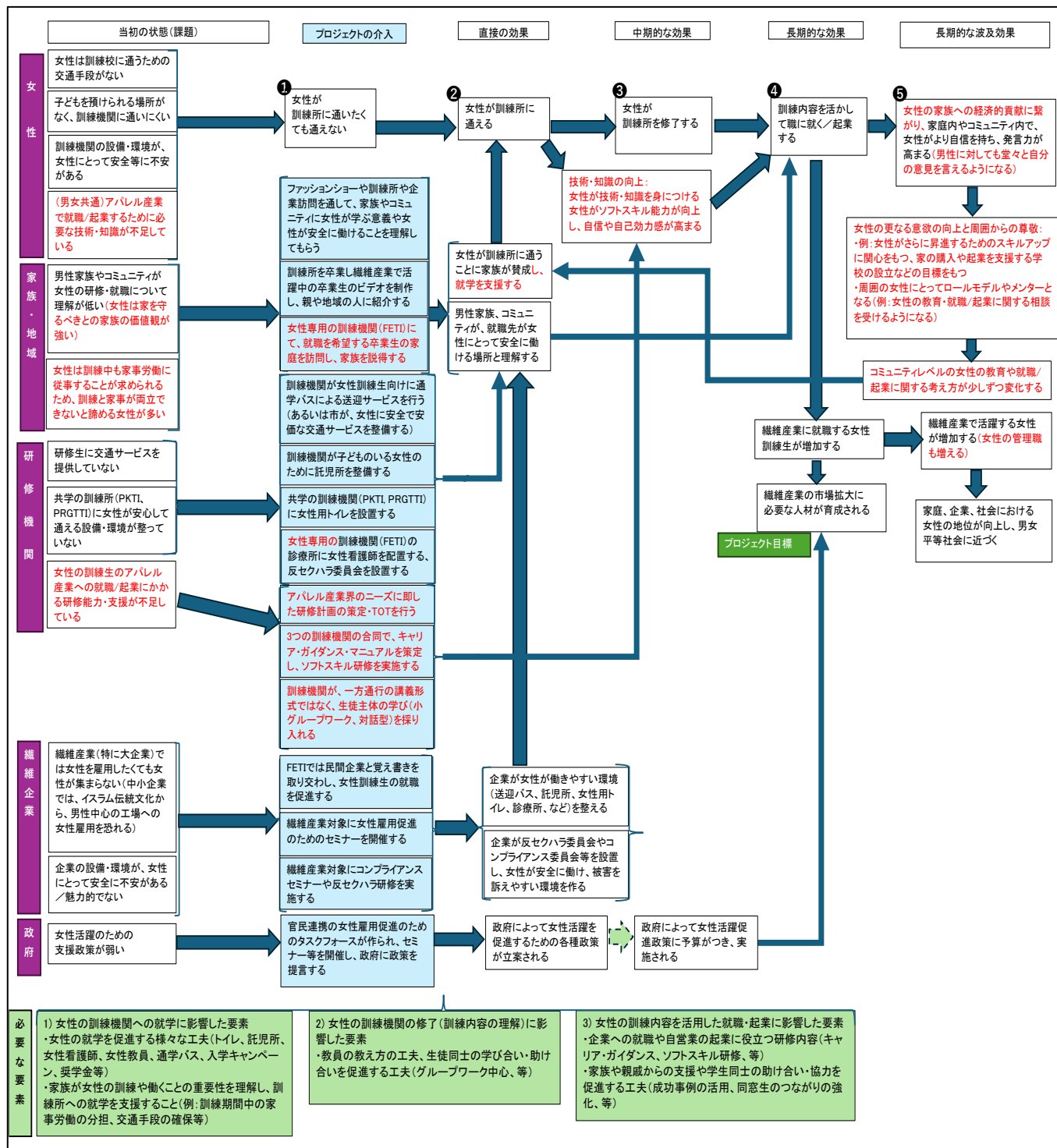
サクセス・ケースの女性達によると、成功した最大の要因は「家族からの支援があったこと」と口をそろえて言う。イスラム教のパキスタン社会では、農村部ほど、女子教育の必要性や家の外で働くことを認めない家族が多く (パキスタン農村部では「女性は早く結婚して子どもを産み、家事や子育てに専念すべき」という伝統的な価値観が強い)、家族からの支援なくしては訓練機関に通うことも出来ず、まして企業への就職も出来なかつたであろうと言う。家族からも話を聞いてみると、家族の中に働く女性がいる家庭は女性の教育や訓練に熱心であったり、父親が繊維会社で働いてきた家庭は繊維企業への娘の就職に対して寛容だったりする (繊維企業をよく知っているからと思われる) ことがわかった。どの家族も、娘が訓練機関に通うことや外で働くことに対してコミュニティや親戚から反対意見を受けたことがあったが、家族の意志が一番重要と気にし

なかったと言う。また、各訓練機関の教員達による教授法が、大学等でよくありがちな一方的な講義形式ではなく、少人数の訓練機関の特長をいかし、生徒との双方向のコミュニケーションを重視し、生徒の学びを教師が支援するというスタイルだった点も有効だったと多くのサクセス・ケースの女性が挙げていた。

また、サクセス・ケースの女性たちの語りから、彼女たちが訓練機関に通い、修了し、訓練内容を活かした就職又は起業をする過程の中で、女性の可能力（Agency）¹¹が高まり、女性自身、家族、コミュニティにおいて様々な変化が生じている様子が見られた。具体的には、訓練機関における各種研修を通じて、縫製やデザインなどの実務的な技術・知識に加え、一部のサクセス・ケース女性はソフトスキル能力（対人コミュニケーション能力、自己認識力や自己効力感を高める方法等）を身につけることにより、他者に自分の意見を主張する自信が向上したとのことであった。この自信は、就職や起業を通じて更に高まり、家族への経済的な貢献を行うことで、家庭内での発言力や意思決定への参画が高まったサクセス・ケース女性が多く見られた。加えて、サクセス・ケースの女性の中には、自分自身の更なるスキルアップに意欲を示したり、家の購入や女性の起業を支援する学校の設立などの新たな目標を持ったりする人もいた。こうした女性自身や家族の変化を受け、サクセス・ケース女性は、周囲からロールモデルとして認識され、女性の就学・就業／起業に関する相談を受けており、コミュニティ内の他の女性たちの就学・就業／起業を促進している。中には、コミュニティ内の女性に求められ、技術指導をしている事例も見られた。

図 10 は、現地調査における JICA パキスタン事務所や実施機関等からの意見や、上記のサクセス・ケースの効果発現プロセスの傾向を踏まえ、修正した TOC 図である。主な改訂箇所としては、家族の女性観（女性が教育・訓練を受けて働き、経済的に自立することを応援しているか？）や家族からの支援（金銭面、交通手段、家事労働の分担など）に関する点、そして、サクセス・ケースの女性が就学・就業／起業を通じてエンパワメントされていき、家族やコミュニティ内での発言力が高まり、周囲にポジティブな影響を与えていく変化の道筋を加筆すると共に（赤字部分）、後述するサクセス・ケースの各段階で影響した要素を加筆した（黄緑枠）。

¹¹ JICA のガイダンスノートにて挙げている、あらゆる事業・活動の計画・実施時に考慮すべき 3 視点（Agency、Relations、Structure）のうちの一つ。女性が自らの目標を主体的に決定し、実現するために行動を起こす能力を指し、JICA では、資源や機会への平等なアクセス、資源の主体的な活用、政治・経済・社会への参画力の向上を後押しする取組や、女性が知識や、自信、批判的な思考力を高め、自分の人生のみならず、地域や社会を牽引していく能力を獲得するための取組を推奨している。JICA（2024 年）「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進ガイダンスノート」（https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/_icsFiles/afieldfile/2024/03/06/guidance_gender.pdf）



凡例：【水色枠】プロジェクトによる介入、【黄緑枠】本調査のサクセス・ケースの変化の道筋から分析された各段階の変化に影響した要素

注：改訂箇所は、赤字及び黄緑枠

出所：対象案件の事業完了報告書及び国内関係者インタビューや現地調査結果等に基づき、IDCJ 作成

図 10 パキスタン事例分析案件におけるジェンダー関連の効果発現プロセス（改訂版）

3.2.6 サクセス・ケースの効果発現に影響した要素

本節では、サクセス・ケースのプロセスの各段階において、影響したと考えられる要素を整理する。

(1) 女性の訓練機関への就学に影響した要素**女性の就学を促進する工夫****<必要な要素>**

- ・コミュニティ（集会所、学校、モスク、教会等）での入学キャンペーン・就職キャンペーン
- ・訓練機関の場所が住宅地に近く通いやすいものであること
- ・女性の通学・通勤用に、訓練機関や会社がバスなどの交通手段を用意することが望ましい（あるいは、農村部の人が都市部に通いやすい、安全で安価な公共交通機関（バス路線等）を整備すること）
- ・家族からの理解や支援があること（訓練と自宅での家事労働の両立のため）
- ・子連れでの訓練参加を希望する母親のために、訓練機関内に託児所を設けること

<留意点>

- ・訓練機関によっては、訓練コースの授業料が無償であるだけでなく、訓練期間中、州政府（Punjab Skill Development Fund、JICA 支援後 PKTI や PRGTTI はこの資金で研修を継続できていた）から奨学金として訓練生に月 3000 ルピー程度の現金が支払われた例もあり、貧困世帯の女性にはきわめて有効だったと言う。

(2) 女性の訓練機関の修了（訓練内容の理解）に影響した要素**教員の教え方の工夫、生徒同士の学び合い・助け合いを促進する工夫****<必要な要素>**

- ・研修は一方向の講義形式よりも生徒と双方向にコミュニケーションがとれる対話型の形式が望ましい
- ・生徒同士が助け合い、学び合いが発生するような工夫（教師が生徒の学びのファシリテーターとなるように生徒への質問・課題を工夫する、少人数によるグループワーク、など）

<留意点>

- ・上記のような対話型の研修は 25 名以下の少人数クラスだから実現できた側面も大きいと思われるが、多人数クラスでも少人数によるグループワークを取り入れることによって対応可能と思われる。

(3) 女性の訓練内容を活用した就職・起業に影響した要素**企業への就職や自営業の起業に役立つ研修内容（技術・知識・ソフトスキルの向上、女性へのエンパワメント効果）****<必要な要素>**

- ・研修に使う機械や研修内容を、企業や市場の最新の動向にあわせたものに常にアップデートしていくこと
- ・単に技能について研修するだけでなく、社会生活に有益な対人スキルを向上させるようなソフトスキル研修やキャリア・カウンセリングも同時に提供すること
- ・技能研修後に、実践の場で経験が積めるように企業と連携してインターンの機会を提供すること

<留意点>

- ・訓練機関には2016年～2017年頃にJICAが機材を供与しており、これまで有効活用されてきているが、10年近くたった現在、機材更新（アップグレード）のニーズが高くなっている。しかし、機材の更新は外部援助機関や政府からの支援に頼るだけでなく、自分達で毎年更新経費を積み立てていく努力なども必要と思われる。訓練機関によると、機材を更新するには訓練カリキュラムも更新する必要がある一方、機材とカリキュラム更新は自分達ではできないため、指導してくれる外部コンサルタントが必要とのことであった。

家族や親戚からの支援や学生同士の助け合い・協力を促進する工夫（成功事例の活用、同窓生のつながりの強化）

<必要な要素>

- ・家族・親戚からの理解と支援、生徒同士の助け合い・協力
- ・卒業生データベース（名簿）の整備
- ・同窓会開催の促進、成功した卒業生（ロールモデル）の講演会、卒業生同士の情報交換、助け合いの促進

<留意点>

- ・卒業生は校長と1対1でつながっていることが多く、卒業生同士という横のつながりは弱い。生徒同士の横のつながりを強化するには、訓練中からクラスメート全体をまとめるクラス委員を任命して、クラス全体の世話役として活動させ、卒業後もこの世話役を中心にSNS等のグループを作ったり、お互いの連絡先を交換したりして、お互いに近況報告ができる体制を構築することが望まれる。

3.2.7 類似案件の形成・実施に資する教訓

本案件は、パキスタンのように、女性が自宅の外で訓練を受けることや、就職することに関して抵抗感がある家族が多い国において、経済開発分野の職業訓練を実施する際に、特に参考になる事例である。本調査の結果からは、類似案件の形成・実施に際して、下記の教訓が示唆される。

(1) 女性就学・就労促進のための家族・コミュニティの支援・理解の重要性

- ・**教訓 1-1：女性とその家族が安心できる訓練環境・職場環境を整備することが重要である。**

女性が訓練機関に就学する／企業に就職する上では、女性自身だけではなく、その家族も安心できる訓練環境・職場環境を提供していることが重要である。本案件の対象訓練機関やサクセス・ケースの女性が就職した企業では、例えば以下の環境整備に係る取組が行われていた。

<訓練機関>

- ・女性訓練生の通学のためのバスの供与
- ・女性用のトイレの設置
- ・子連れ訓練生のため、訓練期間内に託児所の設置
- ・女性のための女性看護師の配置
- ・女性が話しやすい女性教員の存在
- ・反セクハラ委員会の設置等、女性が被害を訴えやすい制度の構築

<企業>

- ・女性従業員向けの通勤バスの整備
- ・子連れ女性従業員用の託児所の設置
- ・女性のロールモデルとなる女性上司（管理職）の存在

- ・女性のための相談窓口、カウンセリングルームの設置
- ・コンプライアンス委員会や反セクハラ委員会などの制度面の整備

・**教訓 1-2**：女性とその家族が安心できる訓練環境・職場環境であることを周知するコミュニティ向けの啓蒙活動を、コミュニティ・リーダーやステークホルダーと連携して実施することが重要である。

女性の訓練機関への入学及び就職に際しては、上述したようなハード面及びソフト面からの訓練環境・職場環境の整備に加え、それらを周知するコミュニティ向けの啓蒙活動を、コミュニティ・リーダーやステークホルダー（繊維企業等）と連携して実施することが重要である（訓練機関の入学キャンペーンや、企業による就職キャンペーンや地域の方に職場をオープンにする職場見学会の開催など）。

・**教訓 1-3**：コミュニティ・受益者の家族背景や家族構成を把握した上で、その特性に合わせたコミュニティ・地域へのアプローチが必要である。

コミュニティで女性向けの就学・就労キャンペーンを行う際には、その地区の家族構成の特徴や家族の背景（家族の中に家庭外で仕事をしてきた女性がいるか等）、さらに家族が女性就学・就労に対してどのような価値観をもっているのかをあらかじめ調査して、コミュニティ啓発活動を調査結果に合わせてデザインしていくことが必要と考える。

・**教訓 1-4**：新しい女性活躍のロールモデルとなりうるサクセス・ケース事例を把握できる仕組みを作ることが、より効果的なコミュニティ啓蒙活動につながる。

コミュニティにおける訓練機関の入学者募集・就職キャンペーンなどの機会に、サクセス・ケース（ロールモデル）の女性達やその家族を呼んで、直接自分の言葉でコミュニティの人達に話してもらうことが有効であると思われる。そのためには、各訓練機関が卒業生のデータベースを日頃から整備して、就職・自営などで成功した卒業生の動向を常に把握できる仕組みを作ることが重要である。

（2）女性の就労促進における女性の可能能力（Agency）を高める取組の重要性

・**教訓 2**：女性の就労／起業の促進やその後の成功を促進するためには、実務的な技術・知識に加えて、女性の可能能力を高める活動を取り入れることが有用である。

本事例分析では、サクセス・ケースの女性たちから、訓練機関への就学を通じて、縫製やデザイン等の実務的な技術や知識に加え、キャリア・ガイダンスやソフトスキル研修を受けたことが非常に役に立ったとの声が聞かれた。これらの研修によって、自分の意見を主張する自信が高まり、就職／起業時には、企業内や顧客・業者等との人間関係の構築に貢献したとのことである。これらの取組は、対象案件が女性の可能能力を高める活動として実施したものであり、本事例分析からもそれらのエンパワメント効果が確認できた。他の類似案件においても、縫製やデザインなどの実務的な技術・知識に加え、就労支援の一環としてキャリア・ガイダンスやソフトスキル研修などを取り入れることが有用である。

加えて、サクセス・ケースの女性たちは、就労／起業後に、地域でのロールモデルやメンターとなり、周囲から尊敬されると共に、コミュニティの女性の教育や就労／起業の促進に影響を与えていた。このような周囲やコミュニティに働きかける機会や場が、女性の可能能力をさらに高めている。したがって、上記教訓 1-4 で記載したようなコミュニティ啓蒙活動におけるサクセス・

ケースの活用は、女性自身の可能性を高める場の創出という観点からも有用である。

(3) 訓練機関は男女共学がよいか、女子専用がよいかについて地域状況や利点を踏まえた検討の必要性

共学、別学、共学の中に男女別のコースを設けるなど、どのようなアプローチが適切かは、対象地域のジェンダー概況とそれぞれのメリットを勘案の上、検討する必要がある。例えば、パキスタンのように女性の社会進出がコミュニティや家族の伝統的な価値観によって制約を受けている国では、家族の就学への抵抗を減らすために、女性だけを対象とする FETI のような訓練機関を設立することは大いに意義があったと言える。一方、PKTI、PRGTTI のような共学訓練機関の校長は、「共学は男女間の壁を取り除くことができるという利点がある。男女間での競争も生まれ、お互いの性にはないアイデアが生まれる」といった共学の意義を唱えている。また、PKTI 訓練生との FGD では、「男女共学により女性が男性よりも（独創的なデザインの創出などが）できるといふ事実を実感する機会を通して、女性は *confidence*（自信）を得ることができ、会社や家庭内で男性と対等に自己主張が出来るようになった」との回答があった。

(4) 事前評価表 (PDM) 段階からジェンダー関連の活動や指標を採り入れる重要性・女性のエンパワメント効果を測る指標の検討

本案件において、ジェンダーのニーズに応えた活動ができた最大の要因は、事前評価表 (PDM) の段階からジェンダー関連の活動や指標が入っていた点にある。JICA がジェンダー関連の案件を形成する際には、事前評価 (PDM 作成) の段階から、ジェンダー分析調査を組み込み、またジェンダー関連の目標・指標を事前に設定しておくことが極めて重要である。また、指標を検討する際には、女性の訓練生比率のような指標に加え、ソフトスキルなどの実質的な女性の変化（本人の自己評価を含む）を測る指標を定量的・定性的に検討の上、含めることが望ましい。

3.3 タンザニアの結果概要¹²

3.3.1 対象案件の概要

タンライス 2 は、JICA が 1970 年代から実施している灌漑稲作支援の流れを継いでいるものであり、ジェンダー課題を認識し始めたのは、1994 年～2001 年に実施されたキリマンジャロ農業技術者訓練センターフェーズ 1 (KATC1) の頃であった。その後、キリマンジャロ農業技術者訓練センターフェーズ 2 (KATC2、2001 年～2006 年)、タンザニア灌漑農業技術普及支援体制強化計画（タンライス 1、2007 年～2012 年）にかけて、ジェンダー視点の組み込みが行われ、タンライス 2 は、それらの流れを引き継ぎつつ、稲作技術普及制度におけるジェンダー主流化の制度化・定着に取り組んだ。

タンライス 2 の各目標及び成果を含む概要は、下表のとおりである。同案件では、①灌漑稲作技術研修の強化・普及、②新たに天水稲作技術研修の開発・普及、そして③コメ産業バリューチェーンに関する課題別研修¹³を実施し、研修参加農家によって研修で導入された稲作技術が活用され（プロジェクト目標）、事業対象地域におけるコメの収量が増加することを目的とした。さらに、

¹² 事例分析の結果概要は、「事例分析にかかる報告書」に基づき要点を取りまとめたものである。詳細については、当該報告書を参照されたい。

¹³ 本案件の課題別研修は、JICA が研修員受入れ事業として日本で実施しているものとは異なり、特定の課題に特化した研修 (Subject-Matter Training) を指す。同研修の種類として、灌漑地区運営、ジェンダー、マーケティング、収穫後処理技術、農業機械がある。

タンライス2では、中核農家（Key Farmer）→中間農家（Intermediate Farmer）→周辺農家（Other Farmer）といった農家間普及の仕組み¹⁴を導入し、研修を受講した農家が周辺農家に習得した知識・技術を普及することにより、対象地域におけるコメの生産量が増加し、加えて、対象地域以外のコメ生産地域でも稲作技術研修が実施されることで、全国レベルでコメ生産量が増加することを上位目標として目指した。後継案件として、「コメ振興能力強化プロジェクト」（タンライス3）が実施中である（2023年～2028年）。

表 26 タンライス2の概要

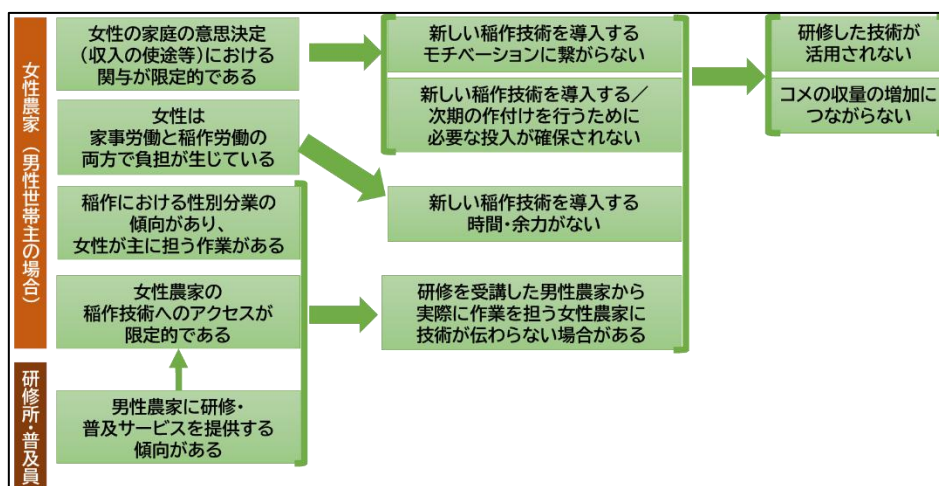
案件名	コメ振興支援計画プロジェクト（タンライス2）
ジェンダー分類	ジェンダー活動統合案件
上位目標	タンザニア全国のコメ生産量が増加する。
プロジェクト目標	コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用される。
成果	成果1：適切な灌漑稲作技術を普及する研修手法（一般研修）が全国で強化される。（対象：灌漑地区） 成果2：天水稲作技術を普及する研修手法が整備される。（対象：天水畑地・低湿地） 成果3：コメ産業バリューチェーンに係る課題別研修が強化される。（対象：主に灌漑地区の水利組合（課題別研修によって対象地区が異なる））
事業対象地域	全国の優先コメ生産地域
事業期間	2012年11月～2019年12月（うち延長期間：2018年12月～2019年12月）
相手国実施機関	・農業省農業研修・普及サービス・研究局（現在は、農業省農業研修・研究局。普及サービスは、同省の作物局に移った。） ・キリマンジャロ農業研修センター（KATC） ・5つの農業省研修所（MATI） MATI イグルシ（Igurusi）、MATI イロンガ（Ilonga）、MATI ムトゥワラ（Mtwara）、MATI トウンビ（Tumbi）、MATI ウキリグル（Ukiriguru） ・キジンバニ農業研修所（KATI）（現在は、国立ザンジバル大学農学部：SoA）
その他相手国協力機関	・大統領府地方自治省（PORALG） ・ザンジバル革命政府農業・灌漑・天然資源・畜産省（MAINL） ・事業対象地域の地方自治体（LGAs）
我が国協力機関	・農林水産省
専門家派遣	・専門家派遣（長期専門家、短期専門家（ジェンダー主流化を含む））（累計数：長期8名、短期22名）
運営指導調査	・国際協力専門員（ジェンダーと開発）を含む運営指導調査を実施。

出所：IDCJ作成。主にタンライス2の事後評価報告書に基づきつつ、現在の実施機関名はJICA（2023年）「タンザニア国 コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査 最終報告書」に基づき、記載。

3.3.2 ジェンダー課題

タンライス2では、プロジェクト目標「コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用される」の達成を目指すうえで、図11のようなジェンダー課題が認識されていた。タンライス2におけるジェンダー課題の認識は、長年の協力の中で醸成されたものであり、同図を整理するにあたっては、KATC1以降の協力に関する関連文献をレビューの上、調査者が作成し、タンライス2の国内関係者へのインタビューを通じて、確認・修正を行った。

¹⁴ 改訂版研修の場合、まず中核農家（Key Farmer）に研修所での集合研修を実施し、各中核農家が5名の中間農家（Intermediate Farmer）を指名の上、各灌漑地区で行う現場研修と一緒に参加する。研修後、各中核農家が中間農家の技術指導を行い、中間農家は周辺農家（Other Farmer）に技術普及を行う。



出所：文献レビュー及び国内インタビューに基づき、IDCJ作成

図 11 研修した稲作技術の活用に関するジェンダー課題認識（仮説）

3.3.3 ジェンダー視点の組み込み

タンライス 2 では、タンライス 1 同様に、ジェンダー研修を継続して実施することとされ、表 27 のジェンダー視点の組み込みがなされた。特に、ジェンダー・タスク・グループ (GTG) を設立することによるジェンダー主流化の制度化が、先行案件とは大きく異なる点である。タンライス 2 では、成果 3 で特定された課題別研修ごとにタスク・グループを設立しており、GTG はその一つであった。各研修所から 2 名のメンバーを任命し、年に 1 回派遣されるジェンダー短期専門家及び運営指導調査の国際協力専門員による能力強化が行われた。GTG の主な活動は表 27 のとおりである。GTG が中心となりつつも、それ以外の教官にも GTG がジェンダー研修を実施しており、稲作技術研修を実施する教官全体でジェンダー視点の組み込みの徹底を図った。

表 27 タンライス 2 における主なジェンダー視点の組み込み

<p>1) ジェンダー短期専門家、運営指導調査 (国際協力専門員 (ジェンダーと開発)) の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー短期専門家：2013 年～2017 年にかけて、年に 1 回派遣。 運営指導調査：2013 年～2019 年にかけて、年に 1 回実施。 <p>2) PDM へのジェンダー関連指標の組み込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果 1 (灌漑稲作)：女性中核農家及び中間農家の研修参加率が 45%以上になる 成果 2 (天水稲作)：女性中核農家及び中間農家の研修参加率が 45%以上になる 成果 3 (課題別研修)：課題別研修コースが 120 以上実施される (ジェンダーを含む) <p>3) 稲作技術研修へのジェンダー視点の統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修参加者の男女比を目標 50:50 とした。稲作技術研修パッケージの最初に実施するベースライン調査にて、男女比 50:50 を含む選定基準を説明しており、参加者 (村/水利組合のリーダー、農家、普及員) がジェンダー視点を話し合うきっかけとなっている。 稲作技術研修全体を通して、男女平等に発言を促すファシリテーションを実施している (GTG メンバーのみではなく、稲作技術を指導する教官を含む)。 稲作技術研修 (一般研修) にて、ジェンダー・センシタイゼーション及び家計管理を含めた。(ただし、改訂版一般研修ではジェンダー・センシタイゼーションのみとなった) 稲作における簡易器具 (ジェンダーフレンドリーツール) の導入を促進した。 研修前後にジェンダー質問票を用いた調査を行い、男性・女性農家の①生産活動、②再生産活動及び③意思決定 (財務、稲作) の男女農民の役割分担に関して、男女それぞれの認識 (Perception) の変化を確認した。 <p>4) ジェンダー課題別研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題別研修のコースに「ジェンダー」を含めた。ジェンダー課題別研修は、ニーズ調査、ジェンダー・センシタイゼーション、家計管理、HIV/AIDS、栄養・衛生から構成される。 ジェンダー課題別研修時に作成される参加者のアクションプランのモニタリングは、普及員

が担うシステムが構築された（しかし、その徹底における課題が指摘されている）。

5) ジェンダー・タスク・グループ (GTG) の設立

- 各研修所から2名のメンバーを任命し、GTGを設立。運営指導調査及びジェンダー短期専門家によって能力強化が行われた（主な活動：①GTGのTORの策定、②タンライス2のPDMに沿ったジェンダー・アクション・プラン（5か年計画、年間計画）の策定、③年次会合（ワークショップ）の開催、④一般研修及びジェンダー課題別研修のガイドライン改訂¹⁵・研修教材等の開発、⑤各研修所教官・普及員へのジェンダー研修の実施、⑥一般研修・改訂版研修内のジェンダー質問票配付及び研修・ジェンダー課題別研修の実施（GTG教官へのOJTを含む）、⑦灌漑稲作研修におけるジェンダー主流化の徹底、⑧天水・低湿地稲作におけるジェンダー課題と必要なジェンダー視点の整理等の支援）。

出所：コメ振興支援計画プロジェクト（TANRICE2）のファイナルレポート（英文）、ジェンダー短期専門家の業務完了報告書に基づき、IDCJ作成

灌漑稲作技術研修へのジェンダー視点の組み込みは、具体的には下表のように行われた。まず稲作技術研修のパッケージに含まれるベースライン調査及びモニタリング調査時に、稲作に関する質問票に加え、ジェンダーに関する質問票を配布・回収した。加えて、研修所に中核農家を集めて行う集合研修と、灌漑地区内にて中核農家・中間農家を集めて行う現場研修にて、ジェンダーに関する講義を実施した。灌漑稲作に関しては、一般研修ではジェンダー・センシタイゼーションと家計管理研修を行っていたが、改訂版研修となつてからはジェンダー・センシタイゼーションのみとなった¹⁶。なお、家計管理研修は、ジェンダー課題別研修にて引き続き実施されている。

表 28 稲作技術研修へのジェンダー視点の組み込み

研修名	稲作技術研修の活動	各活動へのジェンダー視点の組み込み
一般 研修 (灌漑 稲作)	① ベースライン調査 ② 集合研修* 現場研修（3回） ③ 第1回モニタリング ④ 第2回モニタリング	① ジェンダーに関する質問票含む ② ジェンダー・センシタイゼーション研修、家計管理研修含む ③ ジェンダーに関する質問票含む <モニタリング後、ジェンダー課題別研修実施> ④ ジェンダーに関する質問票含む
改訂版 研修 (灌漑 稲作)	① ベースライン調査 ② 集合研修、 現場研修（1回） ③ モニタリング	① ジェンダーに関する質問票含む ② ジェンダー・センシタイゼーション研修（時間短縮版）含む ③ ジェンダーに関する質問票含む <モニタリング後、ジェンダー課題別研修実施>
天水 低湿地 研修	① ベースライン調査 ② 集合研修及びスタディツアー 第1回現場研修 ③ 第1回モニタリング 第2回現場研修 ④ 第2回モニタリング	① ジェンダーに関する質問票含む ② ジェンダー・センシタイゼーション研修含む ③ ジェンダーに関する質問票含む ④ ジェンダーに関する質問票含む

* 集合研修 (Residential training) は各農業研修所で実施され、現場研修 (In-field training) は各灌漑地区で実施される。

出所：タンライス2の事後評価報告書及びジェンダー短期専門家の業務完了報告書に基づき、IDCJ作成

¹⁵ タンライス2で使用されていたジェンダー研修のガイドラインは、後継案件にて引き続き改訂されている。以下のリンクにて、タンライス3の詳細策定計画調査（2回目）（タンライス2.5）時点のガイドライン及び研修資料等が公開されている。JICA（2023年）「タンザニア国 コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査 別冊」（<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12383683.pdf>）

¹⁶ タンライス2の日本人専門家によると、タンライス2及びその先行案件では、基本的には全体の流れは変わっていないが、前フェーズで認識された課題を踏まえ、次フェーズで稲作技術研修パッケージを見直す作業を行っている。タンライス2では、全国で稲作のポテンシャルのある地域が多い中、より多くの地区で研修を実施できるように、研修予算をより低コストなものにする見直しが行われた（一般研修→改訂版研修）。まずは灌漑稲作技術を教えないとコメの収量増加につながらないため、稲作技術研修に組み込むジェンダー項目を最低限のものとして、ジェンダー課題別研修でジェンダーに関する内容を重点的に行う、という整理にしたとのことである。

ジェンダー課題別研修は、稲作技術研修後のモニタリングにて、コメの収量の増加が確認された灌漑地区から対象地区が選定された。全5日間のジェンダー関連のトピックに特化した研修であり、稲作技術研修と同様に、中核農家及び中間農家が参加した。研修の講師は、基本的にはGTGメンバーが担当すが、GTGメンバーから研修を受けたそのほかの教官が担当する場合もある。

表 29 ジェンダー課題別研修の概要

日程	研修トピック	目的・概要
1日目	ニーズ調査	ジェンダー課題別研修の各研修トピックに関して、対象コミュニティのニーズと現状の社会経済状況を把握することを目的として、調査を実施する。同調査結果を踏まえて、ジェンダー課題別研修で取り扱うトピックを選定することが想定されている ¹⁷ 。
2日目	ジェンダー・センシタイゼーション	「稲作におけるジェンダー」の啓発を目的として、①ジェンダーと性に関する理解、②グループ演習、③アクションプラン作成のセッションを実施する。グループ演習では、男女別のグループに分かれて、a) 生産／再生産活動における分業、b) リソースのアクセスとコントロール、c) Daily Activity Calendar (男女別の活動時間配分の把握) の3種類の演習を行い、最後に各グループでまとめた内容を発表する。
3日目	家計管理	グループ演習を通じて、①収入と支出の均衡、②世帯内での共同意思決定の重要性を理解することを目的とする。演習は2段階で実施される。最初は男女別グループで、自分自身と配偶者の毎月の主要支出5項目と金額を記入し、その後の発表を通じて男女間の認識の違いを確認する。次に男女混合グループで、飴を用いた予算作成演習を行い、家族(夫婦、可能であれば農業生産に関わる年齢の高い子ども)共同での家計管理の実践方法を学ぶ。最後にアクションプランを作成する。
4日目	HIV/AIDS	HIV/AIDSは単なる保健上の課題ではなく、社会文化的要因や慣習と深く結びついており、特にスティグマにより女性が影響を受けるというジェンダー課題がある。本研修では、①HIV/AIDSに関する正確な情報の習得、②感染拡大の根本要因(ジェンダー関係やスティグマ)の理解、③危険な行動をやめ安全な行動を取ること、④農業生産への影響と緩和策の理解を目的とする。男女に期待される社会的・文化的役割や行動が感染リスクや脆弱性に与える影響を理解するグループ演習などが含まれる。最後にアクションプランを作成する。
5日目	栄養・衛生	健康で生産的な生活に必要な知識とスキルとして、バランスの取れた食事および自分自身と家庭環境の清潔さの重要性を理解することを目的とする。自宅や身体の清潔を保つ方法を学ぶセッションや、地元の野菜を使った栄養価を損なわない調理法を学ぶ調理実習を含む。

出所：JICA(2023年)「タンザニア国 コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査 別冊」に掲載されているタンザニアのジェンダー研修ガイドライン(Guidelines for Conducting Standard Training and Subject Matter Training Courses on Gender)、タンザニア2の運営指導調査報告書、ジェンダー短期専門家の報告書に基づき、IDCJ作成。

3.3.4 訪問サイト・調査対象者

(1) 訪問サイト

タンザニア3の長期専門家(チーフアドバイザーは、タンザニア2にて灌漑稲作技術研修を担当)及びタンザニア2当時のジェンダー短期専門家・国際協力専門員への国内ヒアリングを踏まえ、訪問サイトの選定を行った。訪問サイトの選定基準は、表30のとおりであり、タンザニア3の専門家から推薦のあった2つの灌漑地区(Gonja Maya(Same県)、Mafuleta(Korogwe Rural県))を訪問サイトとして選定した。各地区の概要は、表31のとおり。ジェンダーの観点では、両灌漑地区ともに、生産活動(稲作)を男女で分担している一方、再生産活動は女性の負担が大きく、

¹⁷ ただし、2019年の運営指導調査報告書では、当時、ニーズ調査の目的がGTGメンバーから意識されておらず、ニーズ調査の結果に関わらず、すべてのトピックの研修が実施されていたことが指摘されている。

財務に関する意思決定における女性の関与が限定的である傾向が見られる。

表 30 訪問サイトの選定基準

1) タンライス 2 の案件期間中に、灌漑稲作技術研修及びジェンダー課題別研修の両方が実施された灌漑地区であること
2) 灌漑地区レベルのコメの平均単収の増加が、灌漑稲作技術研修のモニタリング（研修後）、タンライス 3 で実施された合同モニタリング（2024 年）で確認されていること
3) 個別農家レベルの Rice Farming Statistics のデータがあること（研修前後の稲作関連データ）

出所：IDCJ 作成

表 31 訪問灌漑地区の概要

灌漑地区	Gonja Maya				Mafuleta			
研修（実施年）	パイロット改訂版研修タイプ 3（2014-2015） ジェンダー課題別研修（2015）				改訂版研修（2017-2018） ジェンダー課題別研修（2018） 灌漑地区運営課題別研修（2019）			
一般研修の種類	パイロット改訂版研修タイプ 3：合計 14 日間（ベースライン調査、現場研修、モニタリング、フォローアップ）				改訂版研修：合計 16 日間（ベースライン調査、 集合研修 、現場研修、モニタリング、フォローアップ）			
研修農家数／灌漑エリアに水田を持つ農家数	・ 63 名（中核 10 名、中間 50 名、リーダー 3 名） ・ 1610 名（男性：1,000 名、女性：610 名）				・ 42 名（中核 8 名、中間 40 名、リーダー 2 名） ・ 400 名（男性 350 名、女性 50 名）			
コメの平均単収（kg/ha）	Baseline	1st M/P	Follow-up (2015/16)	Joint Monitoring (Ave 2020/21-2023/24)	Baseline	1st M/P	Follow-up (2015/16)	Joint Monitoring (Ave 2019/20-2022/23)
	4,200	3,413	5,460	5,100	3,413	4,550	-	5,338
ジェンダー課題別研修時のジェンダーニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事や農作業は男女で分担されているが、女性の負担が大きく、男性世帯主が意思決定を担う家庭が多い。全ての活動を夫婦で分担している家庭も見られたが、若年層の家庭に多く見られた。 ・ 家庭内での金銭管理は主に夫が担当し、夫が計画外でお金を使用することから、収穫期にトラブルが頻発している。女性世帯主は自ら金銭管理をしている。 ・ HIV/AIDS に対するスティグマは減ったが、秘密裏に治療する人も多い。感染者は女性が多く、原因は離婚やアルコール。 ・ 食事は主にウガリ・米・バナナ。野菜や豆、魚、ヤギ肉、牛肉、果物はあまり摂取されず、育てても販売用であることが多い。栄養が偏り、給食のない子どもたちに栄養不良も見られる。 ・ 主な健康問題は感染症で、水を沸かさずに飲むことが一因。トイレなどの衛生状態も悪く、家庭菜園の習慣がない。 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事や農作業は男女で分担されているが、女性の負担が大きく、男性世帯主が意思決定を担う家庭が多い。全ての活動を夫婦で分担している家庭も見られたが、若年層の家庭に多く見られた。 ・ 夫婦間で家庭の金銭的な問題について話し合いが行われることはほとんどなく、夫が家計を管理し、収穫期になると金銭を巡る争いが多発。女性世帯主は全て自ら管理している。 ・ HIV/AIDS に関するスティグマは明言されないが存在し、感染率が非常に高い（離婚や夜の行事が要因）。感染対策はほとんど取られていない。 ・ 主食はウガリ・米・バナナ。マンゴー以外の果物はほぼ食べない。ほとんどの家庭が乳牛を飼っており、牛乳は主食の一部。迷信で飲まない家庭もある。 ・ 主な健康問題はコレラ・下痢・寄生虫・尿路感染など。水は沸騰させずに使用。 ・ 衛生状態は悪く、トイレ・シャワーは未整備、家畜が自由に歩き回る環境。 			

出所：タンライス 3 の専門家提供資料（各灌漑地区における一般研修の実施報告書、タンライス 3 で 2024 年に実施した合同モニタリング報告書）、KATC の GTG 教官の提供資料（各灌漑地区におけるジェンダー課題別研修の報告書）に基づき、IDCJ 作成

(2) 調査対象者

調査対象者は、表 32 のとおり。サクセス・ケース及び非サクセス・ケースの特定に当たっては、表 33 及び表 34 の基準に基づき、KATC の GTG 教官が各灌漑地区の普及員と連携の上、選定を行った。他方、現地で各農家やその関係者から話を聞くと、事前の情報と異なる場合があり、現地調査実施中に一部インタビュー対象者の追加を行うなど、調整を行った。事前の想定件数と、実際のヒアリング内容に基づくサクセス・ケース及び非サクセス・ケースの件数は表 35、各サクセス・ケースの概要は表 36 及び表 37 のとおり（サクセス・ケースとして特定された農家は、いずれも選定基準をすべて満たしている）。

表 32 調査対象者

調査対象者	調査方法*
プロジェクト専門家（長期専門家 2 名、ジェンダー短期専門家 2 名（内、1 名は国際協力専門員として運営指導調査にも従事））	KII（オンライン）
JICA 主管部（経済開発部）（タンライス 2 実施時の担当課長）	KII（オンライン）
他ドナー（FAO）	KII
農業省農業研修・研究局	KII（オンライン）
MATI Ukiriguru：タンライス 2 実施時の GTG リーダー*2	KII（オンライン）
キリマンジャロ農業研修センター（KATC）（GTG の教官、灌漑稲作技術研修の担当教官）	KII
県事務所（Same 県、Korogwe Rural 県）	KII
普及員（タンライス 2 当時の訪問地区の担当普及員は、すでに退官していた。Gonja Maya 地区のみ、元普及員への電話インタビューを行った。）	KII（電話）
水利組合	FGD
灌漑稲作研修・ジェンダー課題別研修を受講した中核農家・中間農家（サクセス・ケース、非サクセス・ケース）	KII
サクセス・ケースの農家の家族	KII
サクセス・ケースの農家から技術の普及を受けた農家	KII、FGD
JICA タンザニア事務所	KII

*キー・インフォーマント・インタビュー（KII）、フォーカス・グループ・ディスカッション（FGD）

表 33 サクセス・ケースの選定基準

1) 稲作技術研修及びジェンダー課題別研修を受講した灌漑地区の中核農家・中間農家
2) 研修参加後、コメの単収が増加した農家
3) ジェンダー課題別研修後にポジティブな変化が確認されている農家

出所：IDCJ 作成

表 34 非サクセス・ケースの選定基準

1) 稲作技術研修及びジェンダー課題別研修を受講できなかった農家
2) 研修参加後、コメの単収の増加に繋がらなかった農家
3) ジェンダー課題別研修後にポジティブな変化が確認されなかった農家

出所：IDCJ 作成

表 35 サクセス・ケース、非サクセス・ケースの件数

対象灌漑地区	事前の想定件数	ヒアリング内容を踏まえた件数
Gonja Maya	サクセス：5 件（男性 3、女性 2） 非サクセス：1 件（男性）	サクセス：3 件（男性 2、女性 1） 非サクセス：1 件（女性）
Mafuleta	サクセス：4 件（男性 2、女性 2） 非サクセス：1 件（女性）	サクセス：3 件（男性 1、女性 2） 非サクセス：1 件（女性）

出所：現地調査に基づき IDCJ 作成

表 36 サクセス・ケースの概要 (Gonja Maya 地区)

No.	氏名 (家族)	性別	農家分類		年齢	最終 学歴	稲作 開始	第一の 収入源	その他の 収入源	関係者 インタビュー
			本人	配偶者						
2	Ms. A. M. (夫 1、子 4)	女性	Key	Other	57	初等 修了	1988	稲作	メイズ*、豆*、 家畜(牛、 羊、鶏、牝)	周辺農 家 2 名
6	Mr. A. M. (妻 1、子 2 孫 1)	男性	Key	Other	67	初等 修了	1996	稲作	メイズ*、豆*、 家畜(牝)	妻
7	Mr. H. H. (妻 1、子 6)	男性	Inter	(Other) *1	53	初等 修了	1989	メイズ (第二が 稲作)	豆*、家畜* (牝、牛、 羊、鶏)、 部屋賃	妻

* 自家消費を含む。

*1 妻は周辺農家であるが、研修実施当時、参加できなくなった農家があり、代わりに稲作技術研修及びジェンダ一課題別研修に出席したと回答している。

出所：現地調査に基づき IDCJ 作成

表 37 サクセス・ケースの概要 (Mafuleta 地区)

No.	氏名 (家族)	性別	農家分類		年齢	最終 学歴	稲作 開始	第一の 収入源	その他の 収入源	関係者 インタビュー
			本人	配偶者						
8	Ms. R. R. (子 4)	女性	Key	(Inter) *1	42	初等 修了	2006	揚げ魚 販売	稲作	中間農 家
9	Mr. A. R. (妻 1、子 7)	男性	Inter	Other	45	中等 修了	2015 *2	稲作	小規模の葉 販売・雑貨 屋経営	妻 周辺農 家
11	Ms. H. J. (夫 1、子 2)	女性	Inter	Inter	38	中等 修了	2008	稲作	家畜(牝、 アヒル)メイズ*、 ヒリヤート台 のレンタル	夫 周辺農 家(妹)

* 自家消費を含む。

*1 現在は離婚している。

*2 稲作は 2015 年からと回答したが、2011 年～2016 年まで日本人研究者にフィールドマネージャー(稲作)として雇用されていた経験を有する。

出所：現地調査に基づき IDCJ 作成

3.3.5 サクセス・ケースの効果発現プロセスの傾向 (セオリー・オブ・チェンジ)

サクセス・ケースの変化の道筋として、次のような傾向が見られた。

【研修への参加】

サクセス・ケースの農家は全員、研修参加に際して困難はなかった。①研修参加に係る家族の理解があり、②小さな子どもを預けられる知人や親せきがおり、③研修の場所・時間も就学している子どもの登下校や家事との両立がしやすいものになっていた。配偶者がいる場合、家族の理解があるという点からは、研修前から一定程度良好な夫婦関係があったことが推察される。

【研修内容の理解】

研修内容の理解に関して、課題を指摘する声はなく、「実践的でわかりやすかった」、「全員が恥ずかしい思いをせずに参加できる雰囲気であった」との声が聞かれた。

【研修した技術・知識の活用】

研修後、サクセス・ケースの農家は、全員、学んだ稲作技術を活用している。稲作で何か困難に直面した際には、タンライス 2 実施当時の普及員や他の中核農家・中間農家などに相談したり、お互いに教えあったりしていた。特に、普及員に関しては、今でもすでに引退している元普及員

に電話をして、害虫への対処法を聞いた農家もいた。Mafuleta 地区のサクセス・ケースの一人は、研修後、農家が悩むのは害虫や稲の病気であり、周辺農家から個別に、または村の定期会合にて助言を求められていると回答した。稲の異変に対する適切な対処法を聞ける相手がいることが重要と言える。

加えて、サクセス・ケースの農家は、一様に、自分たちのサクセスのためには、稲作技術と家計管理の両方が必要であったと力強く答えている。夫婦共同での予算の計画に加え、研修前はお金を男性が管理していたところ、研修後はお金を夫婦で分けて管理するようになったケースや、女性が管理するようになったケースが見られた。収穫前後に予算の計画を立てることで、①稲作技術を適切なタイミングに実施できること、②以前は子どもの急な病気に対して治療費を捻出できなかったり、教育費や食材を確保できるかいつも心配していたりしたが、そうしたことがなくなったこと、③コメの収量・収入の向上と合わさって、新しい家の建築や家財などの購入ができたことなど、様々な変化が聞かれた。

これらだけでは、夫婦共同ではなく、誰か一人が適切に家計管理をすることでもよいようにも思えるが、サクセス・ケースの農家は、口をそろえて、夫婦共同でやることが重要であると述べた。夫婦で収入を把握し、予算の計画を一緒に立てることで、①お互いへの信頼が高まったこと（愛が深まったと言う農家もいた）、②以前は妻が夫に多くの質問をしたり、お金をめぐる口論などがあつたりしたが、今では、お互いに予算の計画に納得し理解しているため、お金を巡る争いがなくなったこと、③夫婦で話し合うことで家族として何を優先するかを見直すことができ、あきらめようとしていた子どもの進学を支援できたことなど、夫婦共同でのメリットが多く聞かれた。また、このような夫婦間の協力や信頼の向上が、④家庭の平和を作り、それが稲作や家族の発展などの土台となるといった声も聞かれた。

【研修した知識・技術の活用後のコメの収量増加・目に見えるインパクトの発現】

稲作での収量の増加、そして、家計管理の導入の両方が合わさり、サクセス・ケースの農家は、全員、新しい家の建築など、周りから目に見える変化が発現している。そして、その変化を見た隣人や友人が、「どうしてコメの収量が増えたのか」、「どうしてこのような家が建てられたのか」などと尋ねてきて、稲作及び家計管理に関する知識・技術が普及していた。なお、サクセス・ケースのうち、男性農家の場合は、稲作のことは積極的に普及するが、ジェンダーに関して学んだことについては自分からは普及しづらいと言う農家もいた。一方、女性農家は、稲作もジェンダー関連も、両方とも普及する傾向が見られた（親戚や女性に対する普及が多い印象であるが、若手の男性農家に普及している女性農家もいた）。家計管理は、サクセス・ケースの農家にとって、稲作の収量の増加やそのほかの成功体験に貢献していると認識されている分、稲作技術と一緒に教えやすい面があると思われる。

その他のジェンダー課題別研修で学んだ知識・技術のうち、栄養を意識した調理法、HIV/AIDs 予防、ごみの処分やトイレの設置などの衛生に関するものは、活用している技術・知識として挙げた農家と、挙げなかった農家があった。一方、家事における協力は、すべてのサクセス・ケースで変化が生じていた。一部、研修前から夫婦で協力していたと回答する農家もいたが、特に男性農家は、ジェンダー・センシタイゼーションを通じて、女性の負担が男性に比べて大きかったこと（一日のうちの休憩時間も女性の方が少ない）や、女性の仕事と思い込んでいたことも男性でもできることに気がつき、家事を分担するようになっていた。一部、家の外の掃除は、周りから

男性がやるのは恥ずかしいと思われるとのことでやっていたり、「料理は女性の仕事」と回答する男性農家もいたが、それでも自分にできることをしたり、妻が体調不良の時にはすべての家事を担うなど、妻からも行動の変化が指摘されていた。一見、稲作と無関係に見える家事の分担に関して、サクセス・ケースの農家からは、「家事を分担することで、夫婦一緒に、早めに農作業を始められるため、稲作に貢献している」との回答が見られた。

【コメの収量増加へのジェンダー研修の貢献】

これらのサクセス・ケースの変化の道筋から、コメの収量の向上に際して、ジェンダー研修は次のように貢献したと考えられる。

- ✓ 家計管理を導入することにより、次期の作付けに必要な資金が確保され、新しい稲作技術を適切なタイミングで実施できる（稲作技術の適切な活用・コメの収量の増加に貢献）。
- ✓ 「夫婦共同」で家計管理を行うことで、①家庭内の支出に関する透明性が高まる（信頼関係が高まる）、②女性が家計に関する意思決定に関与できるようになる、③女性が関与することで、家庭内での支出の優先順位やその内容について、家族にとってより良い案を計画することができる（夫婦が納得し、計画通りの支出を心がける）、④家庭内の基本的ニーズ（衣食、医療、教育等）が満たされ、お金に関する不安が減少する、⑤住環境の計画的な改善が可能になる、⑥サクセス・ケースによる新しい家の建設や家族の良好な状況を見て、周辺農家が成功要因を聞き、稲作技術及び夫婦共同での家計管理の普及・周辺農家による活用に繋がる（稲作技術の普及・周辺農家による活用に貢献）。
- ✓ ジェンダー研修を通じて、女性の労働負担や女性／男性の仕事とっていた作業を男性も／女性もできるという気づきに繋がり、稲作や家事における家庭内の協力が増えた。このような協力により、①女性の労働負担が軽減される、②夫婦一緒に農作業を開始できるようになる、または、より効率よく収入創出活動を行える、③夫婦間の関係性がより良好になり、稲作や家庭の発展を促す土台となる。

【非サクセスに影響した要素、サクセス・ケースが満たしていた条件】

一方、非サクセス・ケースからは、コメの収量が増加しなかった要因について、次の点が指摘された：**【コメの収量】**①必要な投入資金の確保が困難で、肥料を購入できずに、学んだ技術をすべては活用できなかった、②水田の灌漑設備が不十分で収量を増やすうえで重要な水量の管理ができなかった、③稲の病気が発生したが、誰にも相談しなかった。

また、非サクセス・ケース及び参考情報とした農家に関して、家計管理や家事での協力に変化が生じなかったケースとして次のようなものが確認された：**【家計管理】**④収入レベルが他の農家と比べて低く、予算の計画が困難であった、⑤夫のみが研修に参加したが、夫婦共同での家計管理を導入しなかった（ただし、妻は夫によるお金の管理に不満を抱いていない）、**【家事】**⑥夫のみが研修に参加し、研修後、家事での協力を始めたと回答した一方、妻が家事は基本的に女性の仕事と回答した、⑦夫が研修に参加し、妻に稲作技術や家計管理に関しては共有したが、家事での協力に関しては共有しなかった（妻自身、家事は女性の仕事と考えている）、⑧妻のみが研修に参加し、稲作技術は夫に共有したが、ジェンダー課題別研修の内容について料理以外を覚えていなかった（この女性農家の語りからは夫婦の関係性が良好でない様子が伺えた）。

これらの非サクセス・ケースや参考情報とした農家との比較から、今回のサクセス・ケースは、

次の条件を満たしていたことが示唆される。

- ✓ 研修前から、一定程度、良好な夫婦関係にあった。
- ✓ 稲作技術の活用に必要な投入資金を確保できる程度の収入があった（代替の収入源を含む）。
- ✓ 灌漑設備がある程度整っており、適切な水の管理が行えた。
- ✓ 研修後、夫婦ともに、家事は女性の仕事という伝統的なジェンダー観を変えうる（男性も家事ができる）ことに気がついた。

【TOCの改訂】

以上のサクセス・ケースの変化の傾向や、現地インタビューの結果に基づき、図 12 のように TOC を改訂した。主な改訂点は、以下の通りである。

- ✓ 一般研修におけるジェンダー・センシタイゼーションや、ジェンダー課題別研修で学んだ「④技術・知識を「家庭」で活用する／活用が継続する」の後の家庭内での変化（⑤）について、サクセス・ケースの農家の傾向に基づき、修正した。
- ✓ 家庭内における目に見える変化（新しい家の建築等）や稲作による収入の向上を受けて、「周辺農家に成功の要因を聞かれる」という要素を加えた。
- ✓ タンライス2の介入として、「4）研修後のモニタリング・フォローアップ（稲作）」を加筆した。
- ✓ サクセス・ケースの農家の各段階において、影響した要素を紫色の BOX にて簡潔に記載した。

3.3.6 サクセス・ケースの効果発現に影響した要素

本節では、サクセス・ケースのプロセスの各段階において、影響したと考えられる要素を整理する。なお、タンライス2自体は、農家に直接アプローチしたのではなく、ジェンダー視点を取り入れた稲作技術の普及制度の構築や、同制度を実施する研修所の能力及び人材の強化、そして、農家間普及の導入を通じて、より多くの農家へアウトリーチし、適切な農業技術の活用を促進の上、その生産量の増加を目指したものである。そして、その研修実施の結果、ジェンダー関連の変化が発現している。そのため、サクセス・ケースが生じる前提として、タンライス2（及びその先行案件）が、稲作技術研修へのジェンダー視点の組み込みに成功した要因についても、国内インタビュー及び実施機関へのインタビュー内容に基づき、可能な範囲で整理した。

(1) 稲作技術研修へのジェンダー視点の組み込みに成功した要因・影響した要素

- ・ 案件形成時に、稲作とジェンダーの専門家が連携し、プロジェクト目標達成の阻害要因となるジェンダー課題を特定の上、活動や指標に組み込んだこと
- ・ ジェンダー専門家の投入（ジェンダー短期専門家及び運営指導調査によるジェンダー課題の特定、ジェンダー視点に立った活動の組み込み・実施、実施機関の能力強化）¹⁸
- ・ ジェンダー主流化の実施体制（GTG）の構築、GTGを通じた人材育成¹⁹、（GTGの教官だけではなく）稲作技術研修に携わる全教官によるジェンダー主流化の徹底
- ・ （灌漑稲作技術研修内の）ジェンダーの研修内容をシンプルにすることで、稲作技術普及制度におけるジェンダー主流化を促進した
- ・ 国のジェンダー政策（ジェンダー主流化の方針）に合致した取組であることが、GTGリーダーがジェンダー主流化の取組を主導していく自信につながった
- ・ 参考：一般研修・改訂版研修を実施する教官に、GTGメンバー又はジェンダーに関する理解を十分に有している教官を含めることが重要である

(2) 農家の研修参加に影響した要素

- ・ 家族（特に配偶者）の理解があること²⁰
- ・ 子どもの世話を誰かに頼める、又は子どもが就学年齢に達していること（タンライス2では、研修への子連れ参加を認め、集合研修ではベビーシッター等の費用を負担）

¹⁸ なお、タンライス2のジェンダー短期専門家からは、もしこのようなジェンダー専門家の投入が難しい案件があれば、対象国の女性省や地方の女性局の職員など、ジェンダー研修の実施を依頼できそうな現地リソースを探し、協力できる体制を敷くことも一案となるとの声も聞かれた。

¹⁹ タンライス2当時のGTGリーダーであったMATI Ukiriguruの教官（現在はActing Principal）によると、JICAのジェンダー専門家による能力強化（研修やワークショップ）が、教官たちのマインドセットを変える大きな要因になると共に、GTGメンバーに任命されたことが能力強化の促進剤になったとのことである。また、各種研修（ベースライン調査やモニタリングを含む）の実施やNarrative Impact Assessmentなどの取組を通じて、教官自身が普段接することのない農家に接し、ジェンダー課題の実態やジェンダー活動による効果を知ることにより、教官のモチベーションの促進につながった。

²⁰ 女性農家が研修に参加する際の困難は、地域によって異なるとの意見があった。例えば、MATI Ukiriguruが管轄しているヴィクトリア湖周辺地域では、男女農民の比率を50:50にすることが困難な場合があった。これは、特に宿泊を伴う研修への参加に対して、一部の女性農民が夫から反対されていたためである。この観点からは、女性の移動に関する世帯内での意志決定が男性に偏っている農家世帯の場合には、女性農家の参加を促進する追加的な取組が必要な可能性があると言える。

- ・研修の時間²¹及び場所が、家事と両立しやすいものであること
- ・中核農家・中間農家の選定基準に男女比 50:50 が含まれ、PDM に関連指標が含まれたこと²²
- ・中核農家・中間農家の選定基準に識字能力が含まれること²³（中核農家では必須、中間農家では追加的基準として含まれている）

(3) 研修内容の理解に影響した要素

- ・稲作研修：中核農家・中間農家は、タンライス 2 の定めた選定基準に基づき選定されていたため、一定の稲作技術に対する理解力や積極性のある人物が選ばれていた
- ・共通：男女平等に発言を促すファシリテーション
- ・ジェンダー・センシタイゼーション：女性の負担への気づきを促すグループワーク²⁴
- ・家計管理研修：「計画」と「家族で取り組む」重要性への気づきを促す家計管理演習²⁵
- ・栄養・衛生、HIV/AIDS 予防：家ですぐに活用できる知識・技術であったことが、各農家の関心に応じて、理解を促進した（薬物野菜を使用した調理実習など）
- ・参考：段階的・継続的に進むジェンダー研修²⁶

(4) 研修した知識・技術の活用に影響した要素

- ・稲作技術・家計管理：新しい技術を活用した成果を見る機会（デモ圃場、成功農家の水田、新しい家などの目に見えるインパクト）
- ・稲作技術：研修で学んだ知識・技術の実践に関して、相談できる又は教えあえる人の存在
- ・稲作技術：新しい技術の活用に必要な資金があること（肥料を購入する資金等）
- ・ジェンダー（再生産活動での協力）：夫婦間の良好な関係性、女性の負担への気づき、伝統的なジェンダー観を変えうることへの気づき
- ・ジェンダー（家計管理）：稲作での重要性、演習での無駄遣いへの気づき・過去の失敗経験、成功要因としての紹介、夫婦間の良好な関係性、各家庭の考え方

²¹ 研修は概ね 9 時台に開始し、1 時間のお昼休憩を挟み、16 時台に終了する時間割であった。現場研修に参加した農家からは、「子どもたちが学校に登校した後に家を出発し、晩御飯の支度をする時間までには帰宅できた」、「昼休みに一度家に帰ることができた」などの声が聞かれた。

²² タンライス 2 の先行案件の一つである KATCI において、研修参加者の男女比を定めずに、研修参加者を募っていたところ、参加者のほとんどが男性農家となっていた。

²³ タンライス 2 当時の GTG リーダーによると、タンザニアでは教育におけるジェンダー格差の是正に向けた取り組みが行われている一方、多くの村では、女性は男性と比べると、識字能力がある人が少ない傾向にある。そのため、中核農家・中間農家の選定基準に「識字能力があること」が含まれていることで、たとえ積極的な女性農家でも選定から外す必要があり、男女比 50:50 の確保が困難な場合があったとのことである。

²⁴ ジェンダー・センシタイゼーションでは、①生産（稲作）・再生産活動におけるジェンダー分業、②リソースごとのアクセス&コントロール、③男女それぞれの Daily Activity Calendar の 3 つのグループワークを、男性グループと女性グループに分けて行い、最後に各グループの発表を行うことで、男女の気づきを促している。

²⁵ ①まず参加者を男性グループと女性グループに分け、家計の支出状況について話し合う演習を行う。そうすると、お互いの認識の違いが浮き彫りになり、家計を家族で実践すべき理由が明らかになる。例えば、Mafuleta 地区では、多くの家庭で家計に関する透明性がなく、男性が娯楽に多くのお金を使っていることが分かった。②最初の演習についての発表と議論の後には、男女混合で 2 つのグループに分け、家計の予算の立て方を学ぶ。キャンデーをお金に見立てて使うことで、参加者はゲーム感覚で楽しむことができる。

²⁶ 具体的には、まず稲作技術研修のベースライン調査でジェンダー課題を把握し、集合研修及び現場研修で「ジェンダー・センシタイゼーション」を実施する。その後、コメの収量でよい成果が出た灌漑地区を対象に、5 日間のジェンダー課題別研修を実施した。

(5) 研修した知識・技術の活用後、コメの収量増加や目に見えるインパクト発現に影響した要素

- ・ 稲作：長年の蓄積に基づく稲作技術研修
- ・ 稲作技術：稲の病気や害虫などへの対処法等の知識・技術について、教えあえる又は教えてくれる人の存在
- ・ 稲作：灌漑設備が整っていること（適切な水の管理ができること）
- ・ ジェンダー：夫婦共同での家計管理
- ・ ジェンダー：家事における男女の協力

3.3.7 類似案件の形成・実施に資する教訓

本調査の結果は、典型的には稲作技術を含む農業分野で、家族経営の小規模農家の生産向上を目指す「ジェンダー活動統合案件」の参考になると考えられる。そのうえで、農業を切り口とした、女性のエンパワメントや保護を主目的とする案件（女性を主な裨益対象とする案件）にとっても示唆となりうる情報もあった。本調査の結果から示唆される、類似案件の形成・実施の際の教訓は、以下の通り。

・ **教訓 1**：ジェンダー活動統合案件の形成においては、①対象セクターの専門家とジェンダー専門家が連携の上、②プロジェクト目標を実現する上での課題とジェンダー課題の重なる場所を特定し、③限られた人員・期間の中で対応可能かつ効果的なジェンダー活動及び指標の組み込みを行うことが重要である。

ジェンダー案件の形成において基本となる点ではあるが、タンライス 2 及びその先行案件は、それを具体的に実践した先駆けの事例として、他のジェンダー活動統合案件の参考となる。例えば、本事例分析で整理した、コメの適正技術の活用及び収量の向上に関するジェンダー課題は、各国で家族経営の小規模農家の生産向上の課題を特定するうえで参考となる（ただし、各国・地域のジェンダー状況によるものであるため、そのまま適用できるものではなく、ジェンダー分析を行うことが重要である）。また、指標を設定する際、中核農家・中間農家の男女比率に関して、活動の中で目指す比率は 50:50 としつつ、指標では女性が 45%以上としている。この点は、他の類似案件において、異なるジェンダー概況を有する対象地域を含み、地域ごとに女性の研修参加の難易度が異なる場合に、参考となる工夫である。加えて、具体的なジェンダー活動や工夫を検討する際には、本事例分析で整理した①研修への参加、②知識・技術の理解、③知識・技術の活用、④コメの収量増加や目に見えるインパクト発現、のそれぞれの段階で影響した要素を満たすための活動・工夫を組み込むことが、サクセス・ケースを増やすことにつながりうる。

・ **教訓 2**：家族経営の小規模農家では、「夫婦共同での家計管理」を導入することで農業とジェンダーの両方で相乗効果を得られる²⁷。

家計管理は、農業の生産性向上とのつながりが分かりやすく、農家にとって実践的な知識・技術であり、財務の意思決定やお金の管理におけるジェンダー格差を是正するきっかけとなりうる。

²⁷ なお、タンライス 2 にてジェンダー短期専門家及び国際協力専門員（運営指導調査）として従事した日本人専門家によると、本事例分析で確認された家計管理研修によって生じたサクセス・ケースの変化は、同専門家が他国の案件で実施している「家族で話し合って共通の中長期的な目標（例：3 年後に家族がどうありたいか）を立て、その目標のために必要な活動を行う」というよりシンプルな研修でも同様の効果を得られるとのことであった（2019 年に同専門家が作成した運営指導調査においても、「ビジョニング (Visioning)」の実施を提案している）。

他の家族経営の小規模農家の生産向上を目指す案件において取り入れやすいトピックであり、取り入れる際にはタンライス 2 で行っているような、「予算の計画」と「夫婦（家族）で取り組む」重要性への気づきを促す演習が有効である（ただし、そのやり方は対象国・地域のジェンダー概況に応じて検討する必要がある）。

・**教訓 3**：「再生産活動における女性の負担の是正」を促すためには、研修の中でコメの生産性向上や収入増加への貢献を強調しつつ、夫婦ともに研修に参加することを推奨することが望ましい。

より多くのサクセス・ケースを増やすためには、研修時に、家事における女性の労働負担の是正がコメの生産性向上や収入増加に貢献することを強調すること（例：ジェンダー・センシタイゼーションの最後に、サクセス・ケースの言葉を引用するなど）や、ジェンダー課題別研修には夫婦そろっての参加を推奨することが望ましい（全日が難しい場合には、ジェンダー・センシタイゼーションを行う日のみ、周辺農家に位置づけられている配偶者の参加を可能とする、または、オブザーバー参加を推奨するなど）。

・**教訓 4**：より脆弱な立場にある女性へは追加的なアプローチが必要となる。

より脆弱な立場にある女性（例：収入レベルが低く、投入資金の確保や予算の計画が困難である、土地を所有していない、夫婦関係が良好ではない、研修参加に反対する配偶者がいる）の研修参加の促進や経済的エンパワメントに貢献するためには、追加的なアプローチが必要と考えられる。この追加的なアプローチは、案件の枠組みに応じて、同案件の中で検討する場合や他の開発アクターとの連携を検討する場合が考えうる（例：研修参加者の男女比 50 : 50 の実現が困難な傾向にある地域では、一般研修のベースライン調査時（中核農家の選定基準の説明時）にジェンダー・センシタイゼーションを取り入れる、女性のエンパワメントや保護を主目的とする案件を実施している国際機関や NGO 等に、対象灌漑地区でのジェンダー・センシタイゼーションや女性のマイクロファイナンスへのアクセスや土地所有に係る活動を打診し、相乗効果を図る）。

・**教訓 5**：事業介入によるジェンダー関連の効果及びその発現プロセスを把握する上では、定量的手法と定性的手法を組み合わせることが有用である。

事業介入によるジェンダー関連の効果の把握について、タンライス 2 では、一般研修の研修前後における①生産活動における男女の役割の認識、②再生産活動における男女の役割の認識、③家の財務や稲作作業における意思決定における男女の役割の認識、の変化を定量的に測る取組を行っている。そのうえで、Narrative Impact Assessment のように、定性的にジェンダーの効果発現状況や稲作への貢献を確認する取組を行っている。これらの取組は、他の類似案件においてジェンダー関連の効果の把握の方法を検討するうえで、大いに参考になる。

ただし、タンライス 2 では、一般研修のベースライン調査時（まだ中核農家・中間農家が確定していない段階）と、モニタリング時にジェンダー質問票を配布しているため、必ずしも同じ人物の変化を把握できていない。ジェンダー質問票の配付タイミングを、稲作関連のデータのように現場研修時とモニタリング時とすることで、同じ人物の変化を確認することが望ましい。そのうえで、コメの収量の増加及びジェンダー関連の変化が確認された農家（サクセス・ケース）を特定し、本調査のように個人インタビューを行うことで、サクセス・ケースの効果発現プロセスにおけるジェンダーの貢献を明らかにできる。

上記の調査結果は、研修等で取り入れることで、サクセス・ケースから学びたい周辺農家のジェンダー関連の変化を促進しうる。また、このような調査結果の蓄積は、新しく GTG や稲作技術研修を担当することになった教官の稲作におけるジェンダーの重要性の理解・実感につながる。

4. 提言

4.1 今後のナレッジ教訓導出に係る示唆

(1) (ジェンダー分野) ナレッジ教訓素材となりうるジェンダー関連情報をより多く得るための工夫

上記「2.4 ジェンダー分野のナレッジ教訓導出上の課題」に記載の通り、ナレッジ教訓素材となりうるジェンダー関連情報の収集においては、情報量に大きな制約があった。今後、事後評価報告書からより多くのジェンダー関連情報を得るための工夫として、以下が考えられる。

▶ 外部事後評価レファレンスの改善：

外部事後評価レファレンスの改善提案として、次の3点があげられる。1点目は、妥当性「事業計画やアプローチの適切さ」(P.9)において「ジェンダー案件に分類されている案件については、分類理由あるいはジェンダー視点に立った案件が形成・実施されているかを確認する」という点を明記する(例：ジェンダー分析に基づき、ジェンダー分野の成果に貢献するように設計されたか。ジェンダー視点の組み込みが介入の目標及び成果の達成にどの程度関連していたか)。2点目は、インパクト(P.18)では、「別添6に従い、可能な範囲で調査を行う」との記載に留まっているが、評価視点は年々増加・多様化しており、現状の記載では、ジェンダー視点が調査項目として優先的に扱われない可能性がある。少なくともジェンダー案件については評価項目を明示的にレファレンスに示し、別添ではなく本文中に具体的に記載することが望ましい。3点目は、ジェンダー案件を「主体的な観点による振り返り」(P.32)の対象案件とし、計画から実施・成果の一連のプロセスを成功・失敗問わずに記載する。ただし、事後評価時点の *evaluability* の観点から、ジェンダー案件がジェンダーの視点を踏まえて適切に形成・実施され、且つそれらの情報が文書に記録されているという前提が成立していることが不可欠である。

▶ 事後評価業務の指示書への外部事後評価レファレンス別添6等の明記：

本業務において事後評価レファレンス別添6を確認したところ、ジェンダー関連の情報を得るために必要と思われる内容は網羅されている一方²⁸、事後評価報告書の横断レビューでは、同別紙の記載事項が必ずしも実施されていないケースが散見された²⁹。特にジェンダー案件の外部事後評価では、事後評価の指示書に別添6の内容を明記の上、契約交渉の場などにおいて評価コンサルタントに説明することが必要である。なお、事後評価報告書の横断レビューでは、成功事例について記載しているケースが複数見られた。同成功事例へのインタビュー

²⁸ ただし、別添6は一部情報が古いと思われる箇所があり、更新が必要である：①(P.43)「1. 計画時・審査時に想定されていたジェンダー視点に立った取組の確認」において、各案件のジェンダー分類をJICAのホームページで公開されている「ジェンダー主流化推進年次報告書」の別添で確認することになっているが、一部年度は公開されておらず、2020年度以降の掲載がない。また、2018年1月以降作成された事前評価表では、ジェンダー分類とその分類理由が記載されているとされているが、本業務の横断レビューでは、記載されていないものが複数確認されている。②(P.45)ジェンダー分類表が最新ではないため、最新の表に差し替える必要がある(https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/ku57pq00002cucek-att/gender_classification.pdf)。

²⁹ 例：「計画時・審査時に、ジェンダー視点に立った取組が想定されていた事業については、取組の実績と実施プロセスおよび効果を確認する」、「対象事業の現状把握に向けた作業においては、ジェンダー視点に立った取り組みの実績とそれらの実施プロセス及び効果を確認する。さらに、対象事業の取り組みが当該地域のジェンダー平等や女性のエンパワメントの推進にどのように貢献したか(①政策・制度、②社会の意識や行動の変容、③女性の可能力の強化の観点を含む)についても可能な限り確認・分析する。その際には、事業のアウトプットとジェンダー平等や女性のエンパワメントへ貢献の因果関係についても可能な限り確認する。」

一時に、効果の発現に至ったプロセス（貢献要因・阻害要因含む）を確認することで、案件による貢献を分析することを求めることも考えられる。事後評価報告書からジェンダーに関する教訓情報を得たい場合には、定性調査の実施や「主体的な観点による振り返り」の対象である旨を指示書に明記することが一案となる。

➤ **業務完了報告書におけるジェンダーに関する記載項目の設定：**

事後評価の実施においては時間制約がある中で確認事項が多く、プロジェクト活動によって生じたすべての効果やその因果関係を確認することは困難であると考えられる。また、ジェンダー関連の活動についても同様に、その詳細を一から掘り起こすことは容易ではない。かかる状況下でジェンダー関連の成果を確実に網羅するためには、今後、ジェンダー案件に分類された案件に関しては、事業完了報告書において、「認識されたジェンダー課題」、「それらに対応する取組の実績やその効果」、そして「他案件の教訓となりうる情報」を記載する項目を設けるなど、同報告書から教訓を得やすくする工夫を検討することが必要であると考えられる。

(2) (ジェンダー分野) ナレッジ教訓シートの活用方法・更新に関する示唆

本業務で作成したナレッジ教訓シートは、これまでのテーマ別評価と同様に、過去に実施された案件の評価結果から作成されたものである。特に、本業務では一番古いもので2012年度の評価結果が含まれ、情報源となった案件が必ずしも現在のジェンダー主流化の国際潮流を踏まえたものとなっていないことや、ジェンダー主流化の観点から注意すべき事項³⁰を網羅したものではないことに留意が必要である。このような情報は、「ジェンダー主流化の手引き」に網羅的に記載されている。本ナレッジ教訓シートは、①過去の評価結果から、最低限確認すべき重要な教訓を知りたい、②ジェンダー主流化の手引きで留意すべき事項を把握したが、具体的な好事例・失敗例を知りたい、③ジェンダー視点の取組を検討する際に参考となる案件を知りたい、といったニーズに応えるものであり、次のような活用方法が推奨される。

- 1) 新規事業の形成・計画・実施に際しては、まず該当分野の「ジェンダー主流化の手引き」を参照する
- 2) 次に、「最低限確認すべき重要な教訓」を確認するためにナレッジ教訓シートを参照し、参考とすべき案件情報への入り口として使用する
- 3) より具体的な対応の検討に際しては、レファレンスプロジェクトの関連情報を参照する、あるいは、JICA内外の関係者から暗黙知を得る

加えて、ナレッジ教訓シートの存在を広く周知し、活用を促すため、ナレッジ教訓シートにて対象としている分野の「ジェンダー主流化の手引き」の「参考資料」欄等にナレッジ教訓シートの情報を記載することも有効であると思料する。

なお、本テーマ別評価で対象とされた案件は、事後評価の実施タイミングが事業終了3年後程度であることに鑑みると、概ね案件終了年が2009年～2019年のものが対象となっており、古い

³⁰ 例えば、JICA(2024年)「ガイダンスノート ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」では、調査や分析に際して、「女性」の中の多様性や差異についても留意する必要があることに言及している。「女性」は均質な集団ではなく、「階層、民族、年齢、宗教、障害の有無、教育レベル、性的指向・性自認、家族・世帯形態、所得レベル、難民・国内避難民、国際移住労働者かどうか」などの属性やそれらの交差性により、直面している課題、ニーズ、開発事業から受ける影響が異なりうる。

情報が含まれていると言える。他方、ジェンダー分野の国際潮流や求められるアプローチは変化するものであり、JICA が近年発行したガイダンス・ノート「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」や改訂した各分野の「ジェンダー主流化の手引き（2023年1月版）」においては、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの3視点を事業や活動の計画と実施に必要なものとして取り入れている。より最新のナレッジ教訓を、よりタイムリーに蓄積し、新規案件形成に活かす観点では、上述した業務完了報告書におけるジェンダーに関する記載項目を設定の上、年に1回、当該年に終了したジェンダー案件の業務完了報告書を横断レビューし、ナレッジ教訓を更新していくことが一案となりうる。

(3) (全分野共通) 効果的・効率的なナレッジ教訓導出プロセスに向けた示唆

以下では、本業務の経験を踏まえ、他分野にも共通する示唆として、ナレッジ教訓導出をより効果的・効率的に行うための工夫について記載する。

- ▶ **ナレッジ教訓素材シートを活用した事後評価の横断レビュー（個別プロジェクト教訓の抽出・ナレッジ教訓素材群の検討）**：本業務では、個別プロジェクト教訓の抽出において、エクセルで作成したナレッジ教訓素材シートを活用した。同シートを活用することで、ナレッジ教訓シートを作成するうえで必要な情報を一覧にすることができ、ナレッジ教訓素材群の取りまとめの検討に際しては、エクセルのフィルター機能を活用することで作業の効率化を図った。今後のナレッジ教訓の導出においても、一つのエクセルで個別プロジェクト教訓を一覧化することが有用である。
- ▶ **ナレッジ教訓素材群の検討に際する示唆**：本業務では、約300案件の事後評価報告書を対象課題分野別に整理してレビューを行い、基本的視点・サブ視点への該当確認及びナレッジ教訓素材の抽出を行い、類似したナレッジ教訓素材をグループ化して「対応策（アプローチ）」を取りまとめた。こうした一連の作業においては、事前情報により例えば課題分野の細分化（例：保健医療の場合、「母子保健」「感染症対策」「ユニバーサルヘルスカバレッジ」等で分類）や上位目標・プロジェクト目標が類似している案件のグループ化等を行えばナレッジ教訓の抽出やとりまとめがより効率的になることが考えられる。一方で、課題分野や上位目標・プロジェクト目標が類似していた場合でも抽出されたナレッジ教訓が異なる場合もあり、その点は留意が必要である。
- ▶ **補助的情報源の活用**：
上記「1.4 業務上の制約」に記載の通り、本業務においてはナレッジ教訓素材となりうるジェンダー関連の情報量に大きな制約があった。事後評価報告書に記載されている情報が不十分であった際には「ジェンダー主流化の手引き」や「ジェンダー視点を取り入れた好事例」等の資料を補助的に活用した。これらの資料は非常に有用であり、上記「ナレッジ教訓素材となりうるジェンダー関連情報をより多く得るための工夫」や「事後評価レファレンスの改善提案」と併せて、今後テーマ別評価が実施される際にはあらかじめ事後評価報告書の補助的情報源として活用できるリソースをまとめることが有効であると思われる。
加えて、ナレッジ教訓の導出に当たっては、関係課題部や国際協力専門員等からのインプットが重要である。本業務では、ナレッジ教訓シート Ver.2 において課題部から多くの有用なコメントを得たが、導出の前段階において関係課題部にヒアリングし、案件形成等におけるジェンダー視点の組み込みの課題や好事例についてインプットを得ることで、暗黙知の収集や

よりユーザー視点に立ったナレッジ教訓シートの作成に繋がるとともに、その後の活用が広がる可能性がある。

▶ **AI 活用による効率性向上の可能性：**

本ナレッジ教訓導出のプロセスの中では、個別プロジェクト教訓の抽出が最も多くの時間を要する作業であった。教育、農業、水資源等、各案件が扱う開発課題を対象とした教訓であれば、各事後評価報告書の「教訓」の記載箇所から一定のナレッジ教訓素材を得られると思われるが、ジェンダー分野は分野横断的な開発課題であり、事後評価報告書全体を読み通して、関連情報を抽出する必要があった。この点は、例えば、過去にナレッジ教訓の導出が行われた平和構築分野にも共通する。このような分野横断的な開発課題において、より効率的にナレッジ教訓導出を行うためには、AI アプリを活用することが一案となる。例えば、次のような活用可能性が考えられる。ただし、本業務では、実際に AI を用いた試行を精査したものではないため、今後のテーマ別評価において、AI を活用したナレッジ教訓導出の結果と、人間のみで行った結果を比較し、有効な活用方法、メリット・デメリットを検討することが望ましい。

- ① AI アプリを活用し、横断レビューの対象とする事後評価報告書を読み込ませ、「女」、「ジェンダー」、「母」、「婦人」、「妊産婦」、「妊婦」、「エンパワメント」といったキーワードでジェンダー・女性に関する言及箇所を抽出する（参照した報告書や抽出された文章の記載頁を含めて、エクセル形式で書き出す）。
- ② AI アプリに「基本的視点」を読み込ませ、上記抽出結果を用いて、基本的視点ごとに新規案件形成に活かせる教訓・提言を整理させる（基本的視点は、本業務で行ったように、評価部及びナレッジ教訓シートのユーザーとして想定される課題部との協議で設定する）。基本的視点では、ナレッジ教訓素材群が大きくなりすぎて、使い勝手が悪い場合には、ナレッジ教訓素材群を整理する切り口とする「サブ視点」又は「サブセクター」を設定の上、AI アプリにサブ視点・サブセクターごとの教訓の整理を依頼する。

ただし、AI の活用当初は、基本的視点ごとに抽出される情報が、人間が抽出するものと異なったり、人間がナレッジ教訓の要件（具体性、論理性、汎用性、実現可能性）に基づきナレッジ教訓素材を取捨選択する判断が分からずに、より多くの教訓が抽出・整理されてしまい、何が最低限確認すべき重要な教訓かが分かりづらくなったりする懸念がある。このような懸念を軽減する観点では、以下のプロセスを踏むことが考えられる。

- ③ 最初は人間が「ナレッジ教訓素材シート」を用いて、「基本的視点」に基づく関連情報の抽出を行い、同シートを AI に読み込ませることで人間が各「基本的視点」に該当する内容としてどのようなテキストを抽出するかを学習させ、それ以降の事後評価報告書の横断レビュー時に AI アプリを活用することも一案となる。そのうえで、定期的に、AI アプリによる情報の抽出に漏れがないか、基本的視点と合致しているか、について人間が確認・修正することで、より精度が高まっていくことが考えられる。

4.2 今後の事例分析（プロセス分析）に係る示唆

- (1) 簡易プロジェクト・エスノグラフィー及びサクセス・ケース・メソッドを活用する意義・留意点

本事例分析では、簡易プロジェクト・エスノグラフィー及び社会生態学モデルを活用した。具体的には、①多様な関係者（サクセス・ケース、その家族、コミュニティ等）へのインタビューを行うこと、②現地傭人と連携してインタビュー対象者の回答時の様子や現地語での細かいつぶやきも含めて情報として拾うこと、③可能な限りサクセス・ケースの自宅や就業先を訪問し、サクセス・ケースを取り巻く環境や家族・コミュニティの中での位置づけを観察すること、を重視した。これにより、本人へのインタビューだけでは得られない情報³¹を収集でき、複眼的な視点からサクセス・ケースの変化や影響した要素を分析することが可能となった。

こうした手法の意義は、特に現地調査後の TOC の改訂箇所に表示されており、サクセス・ケースのジェンダー関連の変化をより詳細に把握できたと言える。また、PDM に焦点を当てた評価だけでは得られない幅広い情報や教訓を得られたとともに、JICA 内でこれまで蓄積されてきた知見の強化につながったと考えられる。ただし、ジェンダー関連の変化にはプライベートな事情が関係する場合が多く、インタビュー対象者が触れられたくない領域に踏み込まないよう、調査者にはより一層の倫理的配慮が求められる点に留意する必要がある。

さらに、本事例分析では、上記手法とサクセス・ケース・メソッドを組み合わせた。同メソッドは、特に成功した事例（サクセス・ケース）に焦点を当てることで実践的な学びを得る手法であり、調査の焦点をシンプルかつ明確にできた。その結果、各国で現地渡航 1 回・2 週間という限られた期間であっても、サクセス・ケースのストーリーに裏付けられた実用的な教訓を抽出することができたと考える。本手法は評価の専門性を必ずしも前提としないため、案件実施中に JICA 専門家やコンサルタントが活用することも可能である。

一方、サクセス・ケースの効果発現の前提としては、案件活動を通じた C/P のジェンダーに関するマインドセットの変化や、訓練所や稲作技術普及制度におけるジェンダー主流化の進展がある。これらの変化のプロセスはサクセス・ケースへのインタビューでは把握が難しく、本事例分析では JICA 専門家・実施コンサルタントや C/P 等へのインタビューにより補完した。

なお、ジェンダー関連の調査では一般的に FGD が活用されることが多いが、サクセス・ケース・メソッドにおいては個人インタビューを重視している。FGD とした場合、サクセス・ケースの発言に他の参加者が影響され、グループ全体が成功事例のような回答に傾く可能性があるため、何が有効であり、何が有効でなかったかの分析が困難になるリスクがある³²。したがって、今後のプロセス分析においてサクセス・ケース・メソッドを活用する際にも、分野を問わず、個人インタビューを原則とすることが重要である。

³¹例えば、パキスタンでは、サクセス・ケースの自宅訪問時に、同女性から技術指導を受けている見習い女性があり、そこから話を深堀することで、サクセス・ケース女性が周囲の女性に影響を与えている様子を知ることができたり、サクセス・ケースの家族からも話を聞くことで、女性の就学・就労／起業における父親の影響力の大きさを感じたりすることができた。また、タンザニアでは、配偶者がいる場合には、サクセス・ケースとその配偶者の両方に個別に話を聞くことにより、ジェンダー関連の変化の実態を把握することができたり、研修前の家と研修後に建てた家の様子や、周囲の一般的な家の様子との違い（目に見えるインパクト）を観察できたり、サクセス・ケース（男性農家）の自宅を近所の女性農家が訪問してきて、サクセス・ケースの妻から助言を受けている様子を見ることで、妻が周囲の女性から尊敬されている様子を見たりすることができた。

³² 実際に、タンザニアでは、サクセス・ケースから技術普及を受けた農家として、同時に 3 名が紹介されたときがあり、全体の調査スケジュールや農家の都合に鑑み、FGD とした場面があった。その際、ジェンダー課題別研修を受講したことのある農家と、そうではない農家が混在していたが、受講農家のジェンダー関連の変化に関する発言に他の農家が影響を受けている様子が見られた。

(2) 事例分析（プロセス分析）の実施タイミングは、案件実施中または案件終了後間もない時期が望ましいが、特定の開発課題に関する中長期的な変化を見る場合は事後も有用である

事例分析（プロセス分析）の実施タイミングに関して、対象案件のみによる効果や、案件活動の何が有効であり、何が有効でなかったかをより正確かつ具体的に把握するためには、案件の実施中または終了直後が望ましい。時間が経過するほど案件以外の介入の影響が強まると共に、関係者の記憶も薄れることで、事実関係の確認や調整に多くの時間を要するためである。他方、今回のパキスタンやタンザニアの事例に見られたように、ジェンダー関連の中長期的な変化や効果の持続性は、むしろ事後段階だからこそ確認でき、その発現プロセスを把握することが可能であった。したがって、分析の目的に応じて、事例分析の実施タイミングを設定することが重要と言える。

また、本事例分析では、第三者（調査者）が事例分析を行ったが、より効率的に、かつ、より多くの案件でジェンダーに関する学びを得る観点では、案件の実施者（JICA 専門家、実施コンサルタント）が、案件実施中にサクセス・ケース・メソッドを活用することも有用であると思われる。具体的には、案件のモニタリング情報からサクセス・ケースを選定し、該当者に個人インタビューを実施することで、ジェンダー関連の効果及びその発現プロセス（貢献要因・阻害要因）を分析し、得られた教訓を終了時レビューや事業完了報告書に活用することなどが考えられる。

より効率的に広くジェンダー関連の学びを得る観点では、案件実施者によるサクセス・ケース・メソッドを活用したプロセス分析が有用であり、より詳細に中長期的な変化も含めて学びを得たい場合には、本事例分析で行ったように、ジェンダーの優良案件を対象に、第三者が事後に簡易プロジェクト・エスノグラフィー及びサクセス・ケース・メソッドを活用した調査を行うことが考えられる。これらは、上述のナレッジ教訓素材を増やす観点でも有用である。

(3) 簡易プロジェクト・エスノグラフィーの活用には、現地調査を2回に分けることが望ましい

本事例分析では、TOC の作成、プロセス分析、自由な語りを得る簡易プロジェクト・エスノグラフィーの活用が求められていたが、各国で現地調査1回・2週間が想定されていた。そのため、調査者は、現地調査前に、国内調査に基づく TOC の仮説を作成の上、調査項目等を設定した。しかし、案件の関係書類や関係者へのインタビューでは、内容が PDM の枠内にとどまる傾向があり、それらに基づく仮説に基づいたことで、PDM にとらわれない学びを得るという簡易プロジェクト・エスノグラフィーの本来の強みが一部損なわれた可能性がある。

また、本事例分析では、効果発現プロセスに影響した要素の分析をするため、幅広い個人情報を収集する必要があった。自由な語りの時間を確保する工夫として、個人情報の聞き取りは現地語のみで行い、質問表は英語と現地語を併用するなど、時間の節約を試みた。しかし、例えばタンザニアでは、農家分類の精査等にも時間を要した結果、自由な語りを得る時間に制約が生じた。

以上の実践から、簡易プロジェクト・エスノグラフィーを活用する調査は、理想的には現地調査を2回に分けて実施することが望ましいと考える。具体的には、第1回現地調査では TOC の仮説を設けずに多様な関係者から自由な語りを収集し、帰国後にその内容を踏まえて委託者と協議の上、深掘りすべき対象者やストーリーを選定する。第2回現地調査では、第1回で選定した対象者に対して個人情報や詳細な質問を行うとともに、その周囲の関係者へのインタビューを実施することが考えられる。

(4) サクセス・ケース・メソッドの活用に関する示唆（サクセス・ケースの選定基準）

サクセス・ケース・メソッドを活用する際には、何を「サクセス」と定義するかによって、得られる学びが異なる。本事例分析では、JICA 評価部との協議のもと、各案件が目指したもの（女性の就学・就労／起業の増加、コメの収量増加）に沿ってサクセス・ケースの選定基準を設定し、調査を実施した。この基準は、案件介入によって生じたジェンダー関連の効果を把握し、活動の有効性と限界を明らかにするうえで適切であったと考えられる。

一方、事例分析にかかる報告書に対するコメント収集の過程では、関係部署より、例えばタンザニアにおいてはコメの収量増加ではなく、「ジェンダー平等の促進や女性のエンパワメントに関する変化の大きかった受益者」に焦点を当てて、サクセス・ケースとして選定することもあり得たのではないかの指摘があった。また、外部有識者からは、簡易プロジェクト・エスノグラフィーの観点から、関係者ごとに「サクセス」の捉え方が異なる可能性があり、その多様性を掘り下げることも重要であるとの示唆があった（例えば、訓練所の校長先生、現役訓練生、卒業生では「サクセス」の捉え方が異なりうる）。

このように、何を「サクセス」と捉えるかは多様であり、その基準によって、得られる学びも異なりうる。したがって、サクセス・ケース・メソッドを活用するにあたっては、調査の目的、すなわち委託者が必要とする情報に応じて、委託者と調査者が十分に協議し、サクセス・ケースの選定基準を定めることが極めて重要である。

別添資料1 ジェンダーと開発にかかる国際潮流

本別添では、文献レビューに基づき、ジェンダーと開発にかかる国際潮流を概観すると共に、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに取り組む主要な国際機関における「評価におけるジェンダー主流化」の取組を中心にとりまとめた。国際機関は、本テーマ別評価の対象である12課題分野に取り組む国連機関の内、JICAのように多様な分野の事業を実施しているUN Women、UNDP及びUNICEFに加えて、世界銀行、アジア開発銀行及びアフリカ開発銀行をとりあげた。

1. 総論

ジェンダーと開発は、国際協力の文脈では1970年代からその重要性が認識され始めた。まず注目されたのは、開発が男女で異なる影響を与え、特に女性に負の影響をもたらしていることであった。これを受け、女性を単なる「受益者」と捉えるのではなく、「開発の担い手」として開発計画に組み込むことを求める「開発と女性（WID：Women in Development）」アプローチが提唱された。1980年代になると、男女の不平等の要因として、社会的・文化的に作られた性差（ジェンダー）に基づく男女の固定的な役割分担や力関係があることが明らかになった。これにより、ジェンダー格差を生み出す社会構造や制度を変革することを目指す「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）」アプローチが重視されるようになった。

その後、1995年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言・行動綱領」が転換点となり、ジェンダー平等を実現する有効な手段として、「ジェンダー主流化³³」が国際社会で推進されるようになった。また、2015年の持続可能な開発目標（SDGs）では、ジェンダー平等と女性のエンパワメントが独立した目標（ゴール5）として掲げられると共に、すべての開発目標の達成に必要なものとして強調された。

近年では、ジェンダー平等を推進し、またその効果を持続可能なものとするためには、男女の力関係の不均衡や不平等な状態の要因となっている、目に見える/見えない構造や規範に取り組む、トランスフォーマティブ・チェンジ（社会変革）が必要であることが国際的に強調されてきている。例えば、OECD-DACは、DAC加盟国はジェンダー平等と女性・女児のエンパワメントのためのトランスフォーマティブ・チェンジを支援するアプローチを検討することを推奨し、その変化を検証する際の有用な枠組みとして3つの視点（Agency、Relations、Structure）を提唱した³⁴。さらに、国際機関や国際NGO³⁵の中には、ジェンダー主流化の中に変革の視点をより明確に取り入れた、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチを採用しているケースもある（国連機関の事例は後述）。

上記の国際潮流を受け、国連では、各機関にてジェンダー主流化を推進すると共に、2012年には、UN Women 主導のもと、国連システム全体行動計画（UN-SWAP）を策定した。同計画では、

³³ ジェンダー主流化とは、ジェンダー格差を生み出す社会構造の変革に向けて、あらゆる分野の政策、施策及び事業の計画・実施・モニタリング・評価、組織の運営に際して、ジェンダー課題やニーズ、インパクトを明らかにし、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立った取組を実施していくことを意味する。JICA（2024年2月）「ガイダンスノート『ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進』」

³⁴ JICAでは、上記の3視点を事業や活動の計画と実施において必要な視点として、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のガイダンスノートや12の課題分野ごとのジェンダー主流化の手引きに明記している。

³⁵ 国際NGOであるプラン・インターナショナルは、2017年よりジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチを採用しており、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンがジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ・ガイドブックを発行している。

(https://www.plan-international.jp/about/pdf/2104_GTP_guidebook.pdf)

ジェンダー平等及び女性のエンパワメントの達成に向けた業績指標が設定されている。UN-SWAPに参加する国連機関は、毎年、業績指標に基づく自己評価報告書³⁶を提出している。下表は、UN-SWAP3.0（2024-2030）の内、評価に関する業績指標を示したものである。

表1 UN SWAP-3.0における業績指標 No. 4 評価

要件に近づきつつある	要件を満たしている	要件を超えている
4a. 国連評価グループ (UNEG) のジェンダー関連の規範の一部を満たし、「評価における人権とジェンダー平等を統合するためのガイダンス」(2014年)の基準の一部を適用する	4bi. UNEG のジェンダー平等関連の規範・基準を満たす及び 4bii. 評価のすべての段階に UNEG の「評価における人権とジェンダー平等を統合するためのガイダンス」(2014年)を適用する	4ci. UNEG のジェンダー平等関連の規範や基準を満たす及び 4cii. 評価のすべての段階に UNEG の「評価における人権とジェンダー平等を統合するためのガイダンス」(2014年)を適用する及び 4cii. 少なくとも5年に1回、ジェンダー主流化に関する組織業績評価を実施する

出所：UN-SWAP 3.0 ACCOUNTABILITY FRAMEWORKに基づき、IDCJ が和訳

下表にて、上記指標で適用を求められている UNEG の「評価における人権とジェンダー平等を統合するためのガイダンス」(2024年1月改訂版)、そして、OECD-DAC が発行している DAC6 項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)における人権とジェンダー平等の視点を組み込むための実践的なガイダンスの概要をまとめる。

表2 評価におけるジェンダー主流化にかかる UNEG 及び OECD-DAC の文書概要

UNEG (2024) <i>Integrating Human Rights and Gender Equality in Evaluations</i>	
<p>【概要】主に国連機関のプログラムやプロジェクトの評価を念頭に、人権・ジェンダー平等 (HR&GE) の組み込み方 (how-to) の指針を示している (事前、中間、終了時等を含む)。HR&GE の統合は、介入の「プロセス」及び「成果」の両方の側面で必要である。それらが主要な焦点となっていない介入においても、設計・実施において、HR&GE の視点が明確な要素であった程度を評価すべきである。加えて、SDGs で言及された「誰一人とり残さない (Leave no one behind: LNOB)」の概念も取り込むことが重要であり、HE、GE (性的指向、性自認・表現含む) に加え、人々が取り残される異なる要因の「交差性 (Intersectionality)」を考慮する必要がある。</p> <p>本書では、特に①組織の評価枠組み (方針、ガイダンス・ツール、計画、品質保証メカニズム等)、②評価のスコーピング・デザイン、③評価の計画 (評価可能性アセスメント、ステークホルダー分析、評価管理体制、評価デザイン・Terms of Reference (TOR)、評価チームの選定) における HR&GE の統合や、④HR&GE に対応した評価を実施するための方法、⑤評価の活用・普及における HR&GE 原則の適用について説明している。下表では、③にて記載されている DAC6 項目への HE&GE の統合の一部を抜粋する。なお、本書では、HE&GE の原則から生じるものとして、DAC6 項目とは別に、追加的な評価項目を適用することも推奨している (評価項目例: 参加 (Participation)、障害インクルージョン、交差性のレンズを使用した平等・非差別)。</p>	
項目	HR&GE 視点の統合
妥当性	<p>介入の目的と設計が、権利保有者 (rights holders) のニーズにどの程度応えているかを評価する。検証する内容例には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> HR&GE 分析が実施された場合、介入が、同分析で特定された重要な人権・ジェンダー分野に関する成果に貢献するように設計されたか、また、どのように貢献するように設計されたか。 介入が、人権侵害の根本的要因や HR&GE への障壁を特定する、実質的かつ状況に応じた人権・ジェンダー分析にどの程度基づいているか。 綿密な協議を通じて、どの程度多様なステークホルダー・グループのニーズ及び

³⁶ 導入時はパイロットとして UNDP・UNICEF を含む 8 機関が参加し、現在は 74 機関が参加している (2023 年度報告書: <https://www.unwomen.org/en/how-we-work/un-system-coordination/promoting-un-accountability/un-swap-results>)

	<p>関心に関する情報を得ていたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> HR&GE 視点の統合が、介入の目標及び成果の達成にどの程度関連していたか。
イパ ^ク 外	<p>介入によって、意図した／意図しなかったプラスまたはマイナスの高次の効果がどの程度生じたか、または生じると見込まれるかを評価する。HR&GE を主要な焦点としていない介入の場合は、HR&GE に反する既存の差別や権力構造を強化していないかどうかを確認する。例えば、以下の側面を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー関係の実質的な変化（例：資源へのアクセス・利用、意思決定力、労働の役割分担等） 介入の設計において十分に考慮されていなかった、特定のグループに対する意図しない影響（例：広範なグループの一部である女性） HR&GE を促進する恒久的かつ実質的な態度・行動の変化 対象グループのエンパワメント、介入の対象グループ外への影響 男女間での資源、権力、労働の再配分
整合性	<p>介入が、当該国、セクター、機関における HR&GE の介入と整合しているかどうかを評価する（HR&GE に関する政策、セクター等）</p>
有効性	<p>介入が、（異なるグループ間での差異を含めて）目標を達成した又は達成する見込みの程度を評価することが含まれる。HR&GE に係る成果が計画または成果枠組に明示されていない場合でも、HR&GE の観点から有効性を評価することは可能であり、必要である。考慮すべき事項例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> HR&GE に関する主要な成果の有無 介入のセオリー・オブ・チェンジ（TOC）と成果枠組に、HR&GE がどの程度統合されていたか 人権に基づくアプローチ（human rights based approach（HRBA））とジェンダー主流化戦略が、介入の設計と実施にどの程度組み込まれていたか
効率性	<p>介入が、経済的かつ適時に成果を達成したか、または達成しそうかを評価することが含まれる。考慮すべき側面として以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期、中期、長期的利益への投資として、介入における HR&GE の統合に十分な資源の確保 HR&GE の統合のためのリソースを確保しない場合のコスト 対象グループへの資源の配分・利用において、脆弱な状況にある女性やグループを優先する必要性をどの程度考慮しているか。
持続性	<p>介入の純便益（net benefit）が継続している、または継続する可能性がある程度を評価することが含まれる。例として以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> HR&GE に関する実質的な変化を可能にする、または適応可能な環境の整備 HR&GE に関する懸念事項に対して、組織的に取り組むための制度変更

出所：UNEG（2024）*Integrating Human Rights and Gender Equality in Evaluations*に基づき、に基づき、IDGJ が一部転載・整理・和訳。

OECD（2023）*Applying a Human Rights and Gender Equality Lens to the OECD Evaluation Criteria*

【概要】本書では、DAC 6 項目ごとに、HR&GE の視点から何を評価するか（What）、評価のための質問例、人権・ジェンダー平等の視点から評価するうえでの課題と同課題への評価関係者/評価マネージャー/プログラム職員の対応例等をまとめている。HR&GE の視点は、プログラム・サイクル全体（設計、実施、モニタリング、評価）を通して適用することがベストであることを明記しつつ、そうではない状況での評価であっても、HR&GE のアプローチの要素を適用する方法を見つけることができると言及している。DAC6 項目ごとの解説に加え、HR&GE を組み込んだ評価事例や、国際機関、二国間の援助機関、NGO 等から出されている評価ツールを紹介している。下表では、DAC 6 項目ごとの解説におけるジェンダーに係る事項を取りまとめた。

項目	HR&GE の視点を用いる評価
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 介入がステークホルダーの人権、ニーズ及び優先事項にどの程度合致しているか：これらを検証するためには、権利保有者のそれぞれのグループと、彼らが阻害されている要因を特定する必要がある。介入の設計時に状況分析、ステークホルダー分析、ジェンダー分析、または脆弱性評価が実施されていれば、評価者はこれらを活用できる。実施されていない場合には、評価者がプログラム文書を通じて分析を作成する、あるいは分析を実施することを検討しうる。 介入は状況（context）に敏感で対応的であったか：評価者は、介入設計時において、HR&GE に対する潜在的なリスクがどの程度考慮されたか、また、変化する

	<p>状況において適切であり続けるために介入が適応したかどうか（そして、どのように適応したか）を考慮すべきである。例えば、紛争の勃発や、パンデミック、食糧危機などのグローバルな事象が、社会や力関係に影響を及ぼし、ある集団は変化から利益を得て、他の集団はより不利になるかもしれない。</p>
整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・内的整合性：介入の目的・アプローチ・効果を、同じ政府/機関が実施する他の介入や、他のセクターの政策と比較することが含まれる。また、介入の目的とアプローチが、関連する国際人権条約の規定や、これらの条約に具体化されているそれぞれの権利に、どの程度合致しているかを評価する。 ・外的整合性：他のアクターとの調整レベルや重複のリスクといった外的整合性の評価では、必ずしも明確な HR&GE のレンズが必要とは限らない。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・介入はその目標や成果を達成しているか、そしてどのように達成しているか： 【成果】HR&GE に焦点を当てた介入の場合は、一般的に、目標は長い時間と非直線的な方法で表れるものであり、不平等や権利侵害の根本原因への対処の進展が有効性の重要な検討事項となる。関連する明確な目標がない介入の場合は、評価者は有効性を入り口として、意図された/意図されなかった（プラス・マイナスの）効果を評価するために、人権の枠組みを導入することができる。なお、介入がどの程度ジェンダー平等の結果につながるかを評価する際には、gender equality continuum scale を使用することが有用である。 【プロセス】成果の達成のみで有効性を評価するのではなく、目標が達成されたプロセスが包摂的であったかどうかを検証することが極めて重要である。意図せざる、ネガティブな結果の発生を含むプロセスの不備は、達成された成果の相対的な重要性を損なう可能性がある。負の影響が確認された場合、評価者は、プロセスの早い段階でリスクが確認され、緩和されなかった理由を分析すべきである。 ・介入はグループ間で異なる影響を与えたか、アウトカムは公平であったか： 介入が周縁化された集団に届いたかどうかを問うことに加え、集団間の格差や不平等を減らすことに成功したかどうかを検証する。 ・権利保有者は、介入の設計と実施に意義ある参加（meaningful participation）をしたか：評価者は、参加のレベルと質を検証し、介入の実施プロセスにおいて、権利保有者（女性と女兒、その他周縁化されたグループを含む）が意義ある形で参加したかどうかを問うべきである。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・介入は、社会から疎外されたグループに対して経済的に効率的であったか： 評価者は、「包摂的で公平な成果が、妥当なコスト（reasonable cost）で達成されるかどうか、妥当なコストはどのように定義され、決定されるのか、そしてそのようなコストは異なる受益者グループ間でどのように異なるのか」を検討する。たとえ低コストで成果が達成されたとしても、周縁化されたグループの状況を改善することなく、多数派の状況を改善する介入は、効率的とは言えないかもしれない。対照的に、ある介入が、より高いコストですべての人々にとって包摂的かつ公平な結果を達成する場合、それは依然として効率的であると考えうる。 ・介入は運営面で効率的であったか：政策・制度レベルでは、運営上の効率性として、HR&GE の目的とアプローチを推進するために、機関内部の体制とプロセスが設定されたかどうかを評価することが含まれる。実施レベルでは、評価者は、予算編成プロセスの透明性（すべてのステークホルダーが包括的でジェンダー・トランスフォーマティブなアプローチのコストへの影響を認識していたかどうか）、変化する状況や多様なグループ間の力関係に対応するために予算をどの程度適応できていたかを検証する。
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・介入は変革（transformative change）に貢献したか：評価者は、まず評価の方法論において、インパクトで分析されるべき高次の影響や変革の種類を定義する必要がある。介入による変革的效果を評価するためには、構造的な不平等と変革の貢献要因がどのように進展してきたかを確認する必要がある。評価者が妥当性の評価において、状況分析に基づき「変化の要素」を特定している場合は、インパクトでこれらの要素と介入との因果関係を検証することができる。また、特定の女性や女兒の経済状況や、その他の権利保有者にプラスの影響があるかもしれない介入であっても、社会レベルでのジェンダー規範の変化や、疎外された人々の包摂にはつながらないかもしれない。このような変革を評価・把握するためには、評価者は異なるレベルでの変化を考慮する必要がある（個人、社会、組織・政策）。 ・差異のあるインパクトや意図せざる効果があったか：介入はしばしば、男性、女

	性、社会から疎外された権利保有者の生活に対して、長期的に差のある影響を与える。全体的なプラスの影響には、重大な負の分配効果が隠されている場合がある。各ターゲット・グループに対する影響をモニタリングし、評価できるようにするためには、評価設計の段階、あるいは介入の設計段階で、このことを考慮することが不可欠である（細分類されたデータの入手等）。
持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・介入は HR&GE を可能にする環境を構築しているか：評価者は、HR&GE の保護、尊重、充足を促進または阻害する根本的な要素を検証する（個人レベル、組織・制度レベル、法制度レベル）。 ・ポジティブな効果は持続するか：より高いレベルの変化、特にジェンダー規範の変化は、具体化するのに数十年かかることもあり、直線的なものではないかもしれない。実際の持続可能性を評価する観点では、評価者は、介入によって生み出されたプラスの効果が、介入終了後、意図された受益者を含む主要なステークホルダーにとってどの程度継続していたかを評価することができる。また、評価者は、他のステークホルダーがこうした変化の持続にどの程度貢献できるかも考慮できる。例えば、教育介入によって女性の修了率が向上し、児童婚の件数が減少した場合、評価者は、宗教指導者のような地域社会の有力者が、こうした成果をどの程度支援しているかを評価できる。また、ロビー活動やアドボカシー活動、法律や文化的先例の設定などを通じて、より高次の変化を持続させる努力がなされたかを見ることもできる。

出所：OECD（2023）“Applying a human rights and gender equality lens to the OECD evaluation criteria,” *Best Practices in Development Series*, OECD Publishing, Paris に基づき、IDCJ 作成

2. 主要な国際機関の「評価におけるジェンダー主流化」の方針・取組

(1) UN Women

UN Women では、評価のアプローチ、手法、プロセス、結果の活用にジェンダー平等と人権の観点を取り入れることで、評価自体がジェンダー平等と女性のエンパワメントを強化する手段となるとの考えに基づき「ジェンダーに対応した評価（Gender-responsive evaluation）」を推進している。国連全機関を通して評価におけるジェンダーの主流化を行うことを任務の一つと位置付けており³⁷、UN Women では“*How to Manage Gender-Responsive Evaluation: Evaluation Handbook*”といったジェンダーに対応した評価のハンドブックや、“*Good Practices in Gender-Responsive Evaluation*”といった事例集を発行している。加えて、ジェンダー主流化のガイドラインである“*Handbook on Gender Mainstreaming for Gender Equality Results*”の中に評価に係る章を設け、実施手順や準備・実施・情報分析などにおいてジェンダー視点を組み込む注意点を記載するなどの取組を行っている。また、ジェンダー指標のモニタリングや取組の成果を評価するために、国家及び地域レベルの評価協会等の能力強化も支援しており³⁸、その取組の一つとして、ジェンダーに対応した評価を促進するためのグローバルパートナーシップである EVALGENDER+を 2015 年に構築した³⁹。EVALGENDER+では、能力構築プログラムや、リソースやツールの開発等に取り組んでいる。

UN Women では、「ジェンダーに対応した評価」を、評価の対象とその実施方法の観点から、以下のように定義している。

³⁷ UN Women (2020), *Evaluation Policy of the United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women*

³⁸ 同上

³⁹ UN Women (2020) *Report on the Evaluation Function*

表3 ジェンダーに対応した評価の定義

評価の対象	「ジェンダーと権力関係（不平等、差別、不公平な権力関係を生み出す構造的及びその他の原因を含む）が、介入の結果、どの程度変化するか」を評価する。これは、プロジェクトやプログラムが男性と女性にどのような異なる影響を与えるか、そしてプログラムがジェンダー平等、人権、女性のエンパワメントにどの程度貢献しているかに関する情報を提供することを意味する。
実施方法	評価の実施プロセスが、包括的で参加型であり、すべての利害関係者を尊重するものであること。特に、様々なグループを含む女性の声の評価全体を通じて反映されるようにすることを重視する。

出所：UN Women (2020), Good Practices in Gender-Responsive Evaluation に基づき、IDCJ 作成

「ジェンダーに対応した評価」では、特に包括的で参加型であることを重視しており、その利点として次の点を挙げている：疎外されたグループを含む多様な観点からの情報や意見を評価に反映することに加え、1) ジェンダー平等や人権問題、ジェンダーに配慮した評価アプローチへの関心を高めることで、関係者の能力を高めること、2) 評価の信頼性が上がり、評価結果が活用されることにつながることで、3) 評価プロセスのすべての段階にステークホルダーと受益者を関与させ、有意義な振り返りと評価のプロセスをどのように実施すべきかを決定する場を提供することで、参加者が開発介入のオーナーシップを持てるようになること⁴⁰。

「ジェンダーに対応した評価」の評価基準については、UN Women では上記 UNEG のものに準拠しつつも、下表のように定めている。

表4 ジェンダーに対応した評価の評価基準

a.	介入が、女性の人権の完全な享受や、国連システム全体の任務・組織の目標を含む、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関連する国際的（国内及び地域的）規範枠組みに沿っているか。
b.	介入が、女性、男性、女兒、男児、特に複数の形態の排除を経験している人々が経験する不平等に寄与する構造を分析し、それらに対処しているか。
c.	介入が計画、設計、実施、意思決定プロセスにおいて、権利保有者と義務履行者の参加と包括性を最大限に高めているか。
d.	介入が女性や権利保有者、義務履行者のエンパワメントと能力開発を通じて、持続可能な成果を生み出す機会を模索したか。
e.	介入が、ジェンダー平等と人権に基づくアプローチを用いて、結果の連鎖、プロセス、状況要因、因果関係を検証し、短期、中期、長期の目標（またはその欠如）に貢献したか。

出所：UN-Women (2020) Evaluation Policy of the United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women に基づき IDCJ が作成。

評価方針やハンドブックの中では評価結果の活用についても細かく説明されている。例えば、国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women）における男女平等と女性のエンパワメントに関する規範の改善や、UN Women 内における執行委員会による監督や新規方針・戦略・プロジェクト等に活用されるだけでなく、国連機関全体としてのジェンダー戦略やプログラム、アクションプランの開発にも役立てられるとしている⁴¹。

(2) 国連開発計画（UNDP）

UNDP における評価については、“UNDP Evaluation Policy”（2019年改訂）で評価目的や評価原則が規定され、それに基づいた評価ガイドラインとして、“UNDP Evaluation Guidelines”（2021年）

⁴⁰ UN Women (2022) How to Manage Gender-Responsive Evaluation: Evaluation Handbook

⁴¹ UN Women (2020) Evaluation Policy of the United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

が発行されている。UNDP において、特にジェンダーに特化した評価ガイドラインはない模様である。“UNDP Evaluation Guidelines”によると、全ての評価案件は、UN-SWAP の“Gender Equality and the Empowerment of Women Evaluation Performance Indicator”と“the United Nations Disability Inclusion Strategy”に基づいて、ジェンダー、人権、障害の視点を統合して行うべきとされている。また、ジェンダー視点を評価に組み込む方法については、UNEG の“Integrating Human Rights and Gender Equality in Evaluation”を参照すべきとしつつ、以下のとおり紹介されている⁴²。

- まず初めに評価スコープの中にジェンダーと女性のエンパワメントの視点を統合することが重要。評価の対象がジェンダーに対応したものではない場合でも、ジェンダーに対応する評価が行われるべきである。
- ここで言うジェンダーに対応していること（gender responsiveness）には、①介入の結果、ジェンダーや力関係（構造的な不平等や差別も含まれる）が変化した度合いを評価すること、及び②包摂的かつ参加型の評価プロセスが取られたこと、の両方を意味する。

UNDP の独立評価室のホームページでは、ジェンダーに対応した評価を行うための枠組みとして、UNDP が開発した“Gender Results Effectiveness Framework (GRES)”が紹介されている。GRES ではジェンダー案件の成果を以下の 5 つのカテゴリーに分類している。下記のスケールを用いて、ジェンダーの成果を 5 つのカテゴリーに分類・集計し、評価対象となった政策／プログラム／プロジェクト等においてジェンダー・トランスフォーマティブあるいはジェンダーに対応した結果がもたらされたかを分析することとされている。

表 5 Gender Results Effectiveness Scale の概要

The Gender Results Effectiveness Scale	
Gender Negative	ジェンダー不平等や制限的な規範を悪化させる負の結果をもたらした。
Gender Blind	ジェンダーが配慮されず、男性、女性、少年、少女、その他の疎外された人々の異なるニーズが認識されなかった。
Gender Targeted	対象となった男性、女性、疎外された人々の数に焦点をあてた（男女比率を 50:50 にする等）。
Gender Responsive	男性、女性、疎外された人々の異なるニーズに焦点をあて、便益、リソース、権利等を平等に配分しようとしたが、不平等の根源に焦点をあてなかった。
Gender Transformative	規範、文化的価値、権力構造、ジェンダー不平等や差別の根本を変えることに貢献した。

出所：UNDP 独立評価室ホームページ⁴³より IDCJ 作成

(3) 国連児童基金（UNICEF）

UNICEFは、世界中の子供たちの権利を守ることを使命とし、その活動においてジェンダー平等

⁴² UNDP (2021) UNDP Evaluation Guidelines

⁴³ UNDP “ASSESSING GENDER EQUALITY AND WOMEN’S EMPOWERMENT” (<https://erc.undp.org/methods-center/methods/assessing-crossing-cutting-themes/accessing-gender-equality>) (2025/2/21)

を最優先事項の一つとして位置付け、ジェンダー主流化を推進している。評価に関しては、評価方針（Evaluation Policy）にて“UN System-wide Action Plan on Gender Equality and the Empowerment of Women”で示された評価指標で一貫して高い成果を出すよう努めることに言及している⁴⁴。加えて、UNICEFは、UNEGの「評価における人権とジェンダー平等を統合するためのガイダンス」を適用すると共に、“Guidance on Gender Integration in Evaluation”を策定している。同書では、下表のとおり、評価の各段階でジェンダー視点を統合することを解説している。

表6 評価の各段階におけるジェンダー視点の統合

a. 計画段階	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー分析を評価目的や目標に組み込む。 ● 評価質問にジェンダー平等や女性・女児の権利を含める。 ● 評価デザインに、ジェンダー・センシティブ（gender sensitive）指標やジェンダーに対応したデータ収集・分析手法を含める。 ● 優れたジェンダー分析スキルと文化対応能力を持つ評価者の確保。 ● ジェンダーに対応したデータ収集・分析のための時間、資金、人的リソースを配分。
b. 実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ● インセプションレポートのすべてのセクションに、ジェンダー平等や女性・女児の権利を含める。 ● 定量及び定性（混合）手法に、性別・ジェンダー別のデータを含める。 ● ジェンダーに基づく役割、態度、行動及び規範を把握する質問や手法を用いる。 ● インタビューの実施者・参加者や、質問の内容・問い方において、ジェンダー・センシティブであり、かつ注意を払ったデータ収集方法を用いる。 ● データ収集・分析において、女性、女児及び彼女らの組織が参加する。
c. 報告段階	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー平等や女性・女児の権利の状況を、評価報告書の結果や提言に含める。 ● 評価において、ジェンダー行動計画のターゲット、戦略計画のジェンダー平等に係るアウトカム又はSDGsに関連したインパクトのエビデンスの有無を強調する。 ● 意図しなかったジェンダー平等又は女性・女児の権利に関する結果/アウトカムや、結果又はプロセスにおけるジェンダーに基づく差異を取り扱う。
d. 活用・普及段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価のメッセージ及び提言が、すべてのジェンダー・アイデンティティ・グループや主な実施パートナー（implementing partners）に伝わる。 ● 主要な評価結果を普及する方法やフォーマットが、ジェンダー・センシティブであること。女性・女児及び彼女らの組織に普及するために多様なメディア媒体（例：ビデオ、写真、ソーシャルメディア）を用いること。 ● 評価の提言及びメッセージをジェンダーに対応し、かつ、文化的に適切な方法で普及する。 ● UNICEFとナショナル・パートナーのプログラム形成に、ジェンダーに基づく評価結果を組み込む。

出所：UNICEF（2019）UNICEF Guidance on Gender Integration in Evaluation より IDCJ が和訳。

また、UNICEFは、Gender Continuum modelを採用しており、各プログラムが段階4のGender Responsiveまたは段階5のGender Transformativeとなるように努めている。“Guidance on Gender Integration in Evaluation”は、これは評価にも当てはまるとして、評価におけるジェンダー視点の適用の違いについて、データ収集を題材に表7のように示している。また、ジェンダー・トランスフォーマティブな評価では、表8のような評価質問をすべきであると説明している。

表7 Gender Continuum Modelに基づく評価（データ収集）の違い

段階	分類	概要	具体例
1	Gender Discriminatory / Unequal	男性/男児または女性/女児のどちらかを最優先することで、性別による不平等が深まる	女性を排除したフォーカスグループは、男性だけが家庭や地域社会に関する意思決定を行うことができると仮定している。

⁴⁴ UN Document E/ICEF/2023/27（2023）Revised evaluation policy of UNICEF

2	Gender Blind	評価の際に性別を無視する、現状を維持する、または不平等を悪化させる	ジェンダーに関する社会規範、役割、行動が議論される場合、コミュニティメンバー全員を1つの空間に集めたフォーカスグループは、女性/女児及び・または男性/男児の多様なグループを危険にさらす可能性がある。
3	Gender Aware / Sensitive	ジェンダーの不平等を認識してはいるが、それらに十分に組み込んではいない	性別ごとに分かれたフォーカスグループが同時に開催され、同じ質問が投げかけられるが、さらに性別による経験の違いを掘り下げることはない。
4	Gender Responsive	女児、男児、女性、男性の異なるニーズを特定し、対応することで、平等な成果を促進する	性別（及び年齢）で分けられたフォーカスグループが、各グループに最適な時間帯に開催される。質問は、性別による違いを浮き彫りにするように調整され、託児や交通手段は全員に提供される。
5	Gender Transformative	明確にジェンダーの不平等を是正し、不利な立場にある人々を力づける	gender-responsive と同様であることに加えて、ジェンダーとその他のアイデンティティの交差性が考慮されている。フォーカスグループの構成と誘導的な質問は、コミュニティにおけるジェンダーの背景を理解している評価レファレンスグループ ⁴⁵ と協議した上で設計されている。フォーカスグループのデータと調査結果の分析と検証は参加型である。

出所：UNICEF（2019）UNICEF Guidance on Gender Integration in Evaluation より IDCJ 作成

**表8 UNICEF の戦略計画（2018-2021）及びジェンダー行動計画に関連する
ジェンダー・トランスフォーマティブな評価質問例**

戦略計画の目標等	評価者用の質問例
目標1： すべての子どもが、命を守られ健やかに成長できる	<ul style="list-style-type: none"> ● 女児・男児、女性・男性、そして多様な性自認を持つ人々の健康、HIV、栄養への介入の影響に関して、定期的に収集され、質の高い、性別及び年齢別に分類されたデータがあるか。 ● 保健施設（臨時センター、移動診療所など）は女性にとって利用しやすい場所にあるか。父親も同様に、医療従事者から育児への参加を勧められているか。
目標2： すべての子どもが、教育を受けられる	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育介入のなかに、不平等な結果につながるような、未解明のジェンダー差別的属性があるか（例：ジェンダーに関する固定観念を無意識に永続化させるカリキュラム、男子生徒のみを対象としたスポーツ活動、男子生徒にはSTEMコース⁴⁶を、女子生徒には別のコースを勧める教師）。 ● 教育とその他のプログラムの介入を組み合わせたジェンダー平等達成への取組は、十分に検討されているか（例：学校における月経衛生管理施設、児童婚に関する啓発、性やリプロダクティブ・ヘルスに関する教育）。
目標3： すべての子どもが、暴力や搾取から守られる	<ul style="list-style-type: none"> ● 介入や支援活動は、すべてのジェンダー・アイデンティティに届いているか。介入は、男児や男性に適切に届いており、男性らしさの肯定的なロールモデルを示しているか。 ● 暴力防止や対応サービスへのアクセスにおいて、未だに克服されていないジェンダーに基づく障壁があるか（例：被害者に対する非難を恐れて被害届を出さない少女、女性向けのサービスを男性警察官が担当している、少年を対象としたサービスが不足している）。

⁴⁵ UNICEF の評価室が委託する各評価にはレファレンス・グループが設置され、通常、評価対象テーマに関連する事項を担当する本部および現場のスタッフで構成される。また、関連知識を有する外部の専門家が加わることもある。（UNICEF（2014）Standard Operating Procedures for timely preparation and implementation of management responses to evaluations commissioned by the Evaluation Office）

⁴⁶ STEM とは、科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）を総称した用語である。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 介入によって、根底にあるジェンダー規範は対処されたか（例：自分の身体に対する自己決定権を持たない女兒、女兒・男児に対する社会の不平等な評価）。
目標4： すべての子どもが、安全で清潔な環境で暮らす	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティのWASH（水と衛生）インフラに関する決定は、参加型で行われ、女兒や女性グループの代表が確実に参加していたか。 ● 女兒や女性に不均等にのしかかる家事の負担が考慮され、WASH介入策の立案にその影響が反映されたか（例：遠く離れた井戸まで行く際の安全上のリスク、女性の移動を制限するジェンダー規範、限られた月経衛生管理施設）。
目標5： すべての子どもが、人生において公平な機会を得る	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダーに基づく差別的な規範、行動、慣習（上記の各目標分野における重大な障壁）は、プログラムの設計及び実施において明確に扱われているか（例：女兒と男児の不平等な評価、女兒が自分の身体に対する主導権を持ってないこと、月経に関するスティグマ） ● 差別的なジェンダー規範に対処する介入は、文脈に特化した証拠に基づいて行われているか。
組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 定義されたジェンダー目標に取り組むのに十分なジェンダー能力とリソースがあるか。 ● プログラムの設計と意思決定を支援するのに十分なジェンダーデータと分析があるか。ジェンダー統合された国別文書（CPDやPSN⁴⁷など）の作成に、その証拠が活用されたか。 ● 戦略的パートナーシップ、特に政府機関間及び民間部門とのパートナーシップは、ジェンダー分野における成果を向上させるために活用されてきたか。

出所：UNICEF（2019）UNICEF Guidance on Gender Integration in Evaluation より IDCJ 和訳

なお、2023年のUNICEFの評価機能に関する年次報告書⁴⁸によると、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのカバー率は2023年に84%に達し、ジェンダーや障害への配慮は評価に反映されている一方で、ジェンダーの統合が意義のあるものにはなっていないことが指摘されている。この報告書では、UN-SWAPのジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するUNICEFのパフォーマンス評価が、2021年と2022年の2年間、10段階中5.4と5.3と、最低限レベルの6.5を満たせなかったことが指摘されており、その原因は担当者のキャパシティ不足による評価の質の低さであったことが記載されている。また、UNICEFの予算に占める評価予算の割合が減少し、評価分野の人材不足が深刻であることも指摘されている。

(4) 世界銀行

世界銀行は2001年に初めてジェンダーに関する包括的な戦略である“Engendering Development: Through Gender Equality in Rights, Resources, and Voice”を策定して以降、定期的にジェンダー戦略を更新している。2024年には、第4期ジェンダー戦略として“Accelerating Gender Equality to End Poverty on a Livable Planet (2024-2030)”を発表し、継続的にジェンダー平等と女性のエンパワメントに取り組んでいる。

世界銀行は、第3期ジェンダー戦略（2016-2023）以降、プロジェクトのジェンダー統合度合いを分類し、モニタリングをするためのGender Tagフレームワークを導入している。Gender Tagの要件の定義については内部向け文書である“Gender Tag Guidance Note”に定められており、公にはされていないが、各種ジェンダー戦略やガイドライン、評価報告書等の情報から以下の通り整理することができる。

⁴⁷ CPD (Country programme documents)、PSN (Program Strategy Note)

⁴⁸ UN Document E/ICEF/2024/20 (2024) Annual report for 2023 on the evaluation function in UNICEF

表9 世界銀行の Gender Tag の要件（概要）

段階	要件
計画	プロジェクトの準備段階でデータ分析を行い、男女間のアクセス、リソース、または機会の格差を浮き彫りにし、具体的なジェンダーギャップを特定する。詳細な分析では、ジェンダー平等に影響を与える社会規範、障壁、制約を調査する。
実施	プロジェクトに、特定されたジェンダーギャップに直接対処する活動を含める。例として、リソース、教育、医療への平等なアクセスの促進、意思決定への女性の参加の確保などが挙げられる。
モニタリング	指標に男女別のデータ（雇用されている女性の数、ジェンダーに基づく暴力（GBV）事件の減少など）を採用し、ジェンダーに係る取組の成果を測定の上、進捗状況をモニタリングする。プロジェクトの目的と、より広範なジェンダー平等の目標と整合した指標を含める。

出所：World Bank Group (2016) Gender Equality, Poverty Reduction, and Inclusive Growth: Gender Strategy 2016-2023, World Bank Group (2018) Guidelines for Integrating Gender Into World Bank Group: Agribusiness Projects, World Bank Group (2024) An Evaluation of World Bank and International Finance Corporation Engagement for Gender Equality over the Past 10 Years より、IDCJ が作成。

プロジェクトの計画段階でプロジェクトのチームリーダーが Gender Tag のタグ付けを行い、その後、世界銀行内のジェンダー・グループによって承認される。ジェンダーのタグ付けがされたプロジェクトの割合は、タグの制度運用を開始した 2017 年時点では 50%弱であったが、2023 年には 90%程度まで上昇した。しかし、2024 年に発行された、世界銀行の過去 10 年のジェンダーに関する取組を評価する報告書では、Gender Tag の要件が緩和傾向にあることが増加の要因の一つとしており、Gender Tag による確固としたセオリー・オブ・チェンジを持つジェンダー・トランスフォーメティブ・プロジェクトの実施は十分に促進されていないと評価している⁴⁹。

さらに、世界銀行グループの一員である国際金融公社（IFC）は Gender Tag と類似した Gender Flag のフレームワークを使用しており、要件は上記と類似するが、主に民間部門に関連したプロジェクトへの投資やアドバイザーの業務に適用している。

評価におけるジェンダー主流化に関して、世界銀行が発行している評価の原則等に係る文書にはジェンダーに関する記載は見受けられず、世界銀行の評価グループである Independent Evaluation Group（IEG）が発行しているジェンダーに係る評価ガイドライン等は公開されていない。他方、2021年に発行された第3期ジェンダー戦略（2016-2023）の中間評価報告書である”World Bank Group Gender Strategy Mid-Term Review”では、プロジェクトの計画レベルでジェンダー主流化が進んでいるものの、実施や成果のモニタリングにおいては不十分であることを指摘している⁵⁰。この課題は世界銀行の過去 10 年間のジェンダーに係る取り組みを評価した報告書である “An Evaluation of World Bank and International Finance Corporation Engagement for Gender Equality over the Past 10 Years” の中でも指摘されており、この課題の対応策の一つとして、以下の項目を含めたモニタリング・評価能力の強化を挙げている⁵¹。

- (i) 世界銀行及び IFC のジェンダーに配慮した活動（世界銀行が定める最低基準を満たすもの）と、当該国におけるジェンダー平等に戦略的な影響を与えることを目的としたジェンダー・

⁴⁹ World Bank Group (2024) An Evaluation of World Bank and International Finance Corporation Engagement for Gender Equality over the Past 10 Years

⁵⁰ World Bank Group (2021) World Bank Group Gender Strategy Mid-Term Review, p. 45

⁵¹ World Bank Group (2024) An Evaluation of World Bank and International Finance Corporation Engagement for Gender Equality over the Past 10 Years, p. 99

トランスフォーマティブな活動とを区別するシステムの導入。

- (ii) 適切な定量的及び定性的な指標を使用して成果を測定し、世銀グループに起因する成果と世銀グループが貢献する成果を把握する。
- (iii) 実施中のプロジェクトレベル及び国レベルの取組について、実施中にジェンダー関連の成果とプロセスを定期的に報告するモニタリングシステムを確立する。
- (iv) ジェンダー平等における進捗を示すために、アウトリーチとプロセスを超えた成果志向の指標を組織レベルで確立する。

また、プロジェクトレベルでの評価とは別に、IEG がプログラムレベルやテーマ別の評価を実施している。例えば、ジェンダー戦略の中間レビューや、過去 10 年間におけるジェンダー平等・女性のエンパワメントの取組に係る評価の他、「脆弱性、紛争、暴力の影響を受けた国々におけるジェンダー不平等の解消に向けた世界銀行グループの支援の評価」といった、特定のジェンダー課題に関する取組の評価も行われている。加えて、直接的なジェンダー課題の解決に向けた取組でなくとも、例えば「世界銀行による高齢化国への支援の評価」や、「子どもの栄養不良に係る評価」のように、ジェンダー視点を取り入れることが有効と思われる場合には、積極的に取り入れられている。

(5) アジア開発銀行 (ADB)

ADB において、ジェンダー平等は 2030 年に向けた戦略の優先 7 分野のうちの一つとして位置付けられており、様々な取組が進められている。各プロジェクトにおけるジェンダー主流化を推進するために、ADB では他の国際開発金融機関に先駆けて 2001 年よりジェンダー案件の分類システムが導入されている。プロジェクトにおけるジェンダー平等の統合度合いに応じて、以下に示す 4 つのジェンダー分類が設けられている。

表 10 ADB におけるジェンダー案件分類の概要

分類	定義	主な要件
Gender equity theme (GEN)	プロジェクトのアウトカムレベルでジェンダー平等や女性のエンパワメントに直接的に取り組んでいるもの。ノンソブリン案件 ⁵² に関しては、女性所有あるいは女性が主導するプロジェクトに投資する場合、プロジェクトの設計、モニタリング枠組みにジェンダーパフォーマンス指標が反映されていなくとも GEN カテゴリーとなりうる。	1) 男女別のデータとジェンダー課題を考慮したジェンダー分析の実施、 2) アウトカムでジェンダーギャップの減少や女性への裨益等のジェンダーパフォーマンス指標が最低一つ含まれている、 3) アウトプットでジェンダーギャップの減少や女性への裨益等のジェンダーパフォーマンス指標が最低一つ含まれている、 4) ジェンダーアクションプラン (GAP) にジェンダーパフォーマンス指標が組み込まれている、等
Effective gender mainstreaming (EGM)	プロジェクトのアウトカムはジェンダー平等や女性のエンパワメントに明確に取り組むものではないが、プロジェクトのアウトプットレベルではジェンダー平等や女性のエンパワメントへの取組に貢献するものである。	1) 男女別データとジェンダー課題を考慮したジェンダー分析の実施、 2) アウトプットでジェンダーギャップの減少や女性への裨益等のジェンダーパフォーマンス指標が最低一つ含まれている、 3) GAP にジェンダーパフォーマンス指標が組み込まれている、等

⁵² ADB の案件はソブリン案件（借り手となる途上国の政府保証がついた融資等の案件）とノンソブリン案件（主に民間が融資を受ける案件）に分けられている。

Some gender elements (SGE)	プロジェクトは、直接的または間接的に、女性や女兒のプロジェクト便益、リソース、機会、時間を節約するインフラへのアクセスを改善するジェンダーパフォーマンス指標を使用しているが、その割合はプロジェクトのアウトプットの 50%未満である。	1) 男女別データを含むジェンダー分析の実施、 2) アウトプットにおいて、プロジェクト成果の 50%未満の割合で、一つ以上のジェンダーパフォーマンス指標が含まれている、 3) GAP は求められない、等
No gender elements (NGE)	プロジェクトの設計、モニタリング枠組みの中には、直接的または間接的に、女性や女兒のプロジェクト便益、リソース、機会、時間を節約するインフラへのアクセスを改善するジェンダーパフォーマンス指標が含まれていない。	—

出所：ADB (March 2021) ADB's Support for Accelerating Progress in Gender Equality, Guidelines for Gender Mainstreaming Categories of ADB Projects より IDCJ 和訳

ジェンダー分類が GEN あるいは EGM とされた案件については、プロジェクト終了時（ソブリン案件の場合は Project completion report、ノンソブリン案件の場合は Extended annual review report）にジェンダー業績指標の評価をすることが定められており、その方法は“Guidelines for the At-Exit Assessment of Gender Equality Results of ADB Projects”（2022 年）に記載されている。ジェンダー平等に関する評価は、プロジェクトの設計・モニタリング枠組み（DMF）や GAP 等に含まれるジェンダー業績指標の達成度をもとに、“successful”か、“not successful”かで判断される。より具体的には、1)性別データを用いた報告結果、2)プロジェクトの GAP の活動（少なくとも 80%の活動が実施済みか完了済であること）、あるいは定量的目標（目標の少なくとも 80%が完全に達成されるか、各目標数値の 80%が達成されている）が成功裏に終了していること、3)プロジェクト完了報告の総合評価が低い場合には、ジェンダー平等の結果が達成された理由に関する正当性に基づいて評価される。

2024 年 11 月に発表された、ジェンダーに関するテーマ別の報告書である“ADB's Support for Accelerating Progress in Gender Equality”では、ADB によるジェンダー課題への取組を全般的に評価しており、上述したジェンダー案件分類は、ADB のジェンダーへの取組への進捗を示すための説明メカニズムとなっていることを指摘している。この案件分類を導入して以来、ジェンダーへの意識は高まっており、2023 年時点でソブリン案件の 78%が EGM に分類されているとのことである。また、GEN 案件に分類されるプロジェクトも 2023 年には 15%へ増加している。同報告書では、GEN や EGM に分類される案件が増加している一方で、このジェンダー分類システムは意義のあるジェンダー変革のアウトカムよりも、アウトプットや女性の参加に着目したものとなっており、地域のニーズや目的に沿わなくなってきたことを課題として指摘している。ADB ではジェンダー分類を更新する作業を行っているとのことである。

また、同報告書は GEN や EGM に分類された案件に対する、ジェンダー業績指標の達成度に基づいた評価に関して、ジェンダー指標を評価することを掲げている開発金融機関は ADB のみであることを評価する一方、この評価方式は、定量的な目標値を達成したかどうかの主眼が置かれているため、社会規範や姿勢の変化、長期的なインパクトなどの定性的な側面が適切に反映されていない可能性を指摘している。加えて、アウトカム達成のための道筋や、ジェンダー主流化イニシアティブの深さや変革可能性もとらえきれていないと指摘している。

(6) アフリカ開発銀行 (AfDB)

AfDBは、2024年に“The Bank’s Ten-Year Strategy 2024-2033 (TYS)”という10カ年戦略を策定し、アフリカ連合の「アジェンダ2063」とSDGsに沿って、包括的で回復力のある成長を目指すとしている。10カ年戦略では、High 5と呼ばれる5つの重点分野（電化、食料安全保障、産業化、地域統合、生活の質の向上）を定めると同時に、横断的な優先事項の一つとして「ジェンダー平等の促進」を挙げている。さらに同戦略では、公共部門の事業の少なくとも80%、民間部門の事業の50%を、女性と女兒に直接利益をもたらすものとするを掲げている。

AfDBでは、ジェンダー・マーカー・システムを採用しており、すべての開発プロジェクトを表11に示すような4つのカテゴリーに分類している。同分類は、AfDBのプログラムやプロジェクトを、その目的、コンポーネント、期待される成果の中でジェンダー平等/女性のエンパワメントにどの程度取り組んでいるかによって分類するものである。2024年9月には、AfDBはGender Marker System Dashboard（オンラインツール、毎月更新）を導入しており、AfDBの職員やコンサルタントがアクセスできる。同ダッシュボードは、セクター、地域、国、年度、資金源ごとにジェンダー関連データを確認することができ、ジェンダー分類を満たす、あるいはそれを超えるために追加の人的・財政的資源が必要な場所が強調される（図1）。また、事業のGender Action Planの実施状況をモニタリングする際に活用されるとのことである。加えて、国別戦略文書、中間レビュー、年次報告書、地域別報告書の作成に必要なジェンダー関連データも提供しているとのことである。



図1 AfDBのGender Marker System Dashboardのイメージ

表11 AfDBの4つのジェンダー分類

分類	定義	ジェンダー関連指標
GEN I	主要目的がジェンダー平等及び/または女性のエンパワメントに直接取り組むプロジェクト	ジェンダー平等・女性のエンパワメントの成果及びジェンダーに特化した成果指標、関連する活動・アウトプットが、成果枠組みに組み込まれている。プロジェクト全体がジェンダーに焦点を当てているため、ジェンダーアクションプラン（GAP）は不要。

GEN II	ジェンダー平等及び／または女性のエンパワメントが、プロジェクトの成果の一つではあるが、主要なものではない	GAPに、ジェンダーに焦点を当てた成果の達成に関連する活動、アウトプット、成果指標を明記する。
GEN III	プロジェクトの成果の一つ以上がジェンダー平等及び／または女性のエンパワメントに関連している	GAPに、ジェンダーに焦点を当てたアウトプットの達成に関連する活動、アウトプット、業績指標を明記する。
GEN IV	プロジェクトは一つ以上のジェンダーを包含する活動を含むが、それらはプロジェクトのアウトプットやアウトカムにとって重要ではない	—

出所：AfDB (2024) “African Development Bank unveils Gender Marker System Dashboard to strengthen monitoring and implementation of gender mainstreaming in Bank projects | African Development Bank Group”⁵³よりIDCJ作成

評価に関しては、AfDBでは独立評価部門（Independent Development Evaluation：IDEV）によって独立した評価が実施され、AfDBグループ取締役会の運営及び開発効果委員会（Committee on Operations and Development Effectiveness：CODE）に報告がされている。IDEVの評価方針⁵⁴にはジェンダーに関する記載は見受けられなかったが、AfDBのジェンダー・マーカースystemに係る文書では、各プロジェクトの完了段階におけるプロジェクト完了報告書においてジェンダーに関する結果を報告すること、そして、全ての評価でジェンダーに焦点を当てた活動及びその結果について検証することを記載している⁵⁵。また、最新のジェンダー戦略（2020-2025）では、ジェンダー・マーカースystemに関する分析、ジェンダー行動計画のモニタリング及びジェンダー評価を含む、プロジェクト・サイクルにおけるジェンダー主流化の実践を支援するステップ・バイ・ステップのガイドライン等のナレッジ文書の作成を優先事項とすると明記している⁵⁶（2025年2月時点で作成済みかどうかは不明）。

⁵³ AfDB のホームページ記事 (<https://www.afdb.org/en/news-and-events/press-releases/african-development-bank-unveils-gender-marker-system-dashboard-strengthen-monitoring-and-implementation-gender-mainstreaming-bank-projects-74157>) (2025/2/21)

⁵⁴ AfDB (2019) Revised AfDB Evaluation Policy 2019

⁵⁵ AfDB (2020) Gender Marker System

⁵⁶ AfDB (2021) The African Development Bank Group Gender Strategy 2021 - 2025 Investing in Africa's women to accelerate inclusive growth

別添資料2 レビュー対象案件リスト

案件No	評価別	評価年度	形態	国名	案件名	対象課題分野	ジェンダー案件分類
1	内部事後	2023	技協	ブータン	全国総合開発計画 2030 策定プロジェクト	都市開発・地域開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
2	内部事後	2023	技協	フィリピン	ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト	都市開発・地域開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
3	外部事後	2022	有償	インド	インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム	その他	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
4	外部事後	2022	有償	ベトナム	地方病院医療開発事業(II)	保健医療	—
5	外部事後	2022	技協	タンザニア	コメ振興支援計画プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
6	外部事後	2022	技協	ラオス	ビエンチャンバス公社運営能力改善プロジェクト/ビエンチャンバス公社能力改善プロジェクトフェーズ2	運輸交通	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
7	外部事後	2022	技協	ネパール	ネパール地震復旧・復興プロジェクト	防災	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
8	外部事後	2022	技協	フィリピン	バンサモロ包括的能力向上プロジェクト	ガバナン	—
9	外部事後	2022	技協	パキスタン	円借款「パンジャブ州灌漑システム改善事業」/ 円借款附帯プロジェクト「パンジャブ州農民参加型灌漑農業強化プロジェクト」	農業・農村開発	—
10	外部事後	2022	無償	パキスタン	シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画、シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画	教育	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
11	外部事後	2022	技協	コートジボワール	大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト	都市開発・地域開発	—
12	外部事後	2022	無償	ジンバブエ	ニヤコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
13	外部事後	2022	海投	インドネシア	カカオ輸出促進・小規模農家支援事業	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
14	外部事後	2022	無償	ヨルダン	バルカ県送配水網改修・拡張計画、第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画	水資源	—
15	内部事後	2023	技協	キルギス	輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
16	内部事後	2022	技協	キルギス	林産品による地方ビジネス開発プロジェクト	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

17	内部事後	2022	技協	グアテマラ	前期中等数学科教育の質改善プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
18	内部事後	2022	技協	ニカラグア	チョンタレス保健管区及びセラヤセントラル保健管区における母と子どもの健康プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
19	内部事後	2023	技協	シエラレオネ	サポータティブスーパービジョンシステム強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
20	内部事後	2023	技協	アンゴラ	稲作開発プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
21	内部事後	2023	技協	モザンビーク	保健人材指導・実践能力強化プロジェクト(ProFORSA 2)	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
22	内部事後	2022	技協	ベトナム	高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築プロジェクト	エネルギー	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
23	内部事後	2023	技協	タイ	フェーズ 1: 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト フェーズ 2: メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト	その他	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
24	内部事後	2023	技協	南アフリカ共和国	南部アフリカにおける気候予測モデルをもとにした感染症流行の早期警戒システムの構築プロジェクト	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
25	内部事後	2022	技協	ラオス	法律人材育成強化プロジェクト／法律人材育成強化プロジェクトフェーズ 2	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
26	内部事後	2022	技協	ネパール	コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト／コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ 2	ガバナンス	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
27	内部事後	2022	技協	パレスチナ	ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化プロジェクト、ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト	民間セクター開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
28	内部事後	2022	技協	モロッコ	公平な教育振興プロジェクト	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
29	内部事後	2023	技協	ナイジェリア	ラゴス州における貧困層のための地域保健サービス強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
30	内部事後	2022	技協	ナイジェリア	ラゴス州母子健康強化プロジェクト	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
31	内部事後	2022	技協	セネガル	天水稲作持続的生産支援プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
32	内部事後	2022	技協	コンゴ民主共和国	国家警察民主化研修	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

33	内部事後	2022	技協	セルビア	国家乳がん早期発見プログラム改善プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
34	内部事後	2022	技協	タイ	要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト	その他	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
35	内部事後	2022	技協	ガボン	持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
36	外部事後	2022	無償	アルメニア	消防機材整備計画	その他	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
37	外部事後	2022	技協	ウガンダ	コメ振興プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
38	外部事後	2022	無償	ウガンダ	ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
39	外部事後	2022	無償	ネパール	ネパール地震復旧・復興計画	防災	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
40	外部事後	2022	有償	フィジー	災害復旧スタンドバイ借款	防災	-
41	外部事後	2022	無償	パプアニューギニア	アロタウ市場及び水産設備改修計画	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
42	内部事後	2022	技協	ネパール	調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の質向上プロジェクト	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
43	内部事後	2022	技協	パキスタン	ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
44	内部事後	2023	技協	ポリビア	オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
45	内部事後	2022	技協	フィリピン	メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト	運輸交通	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
46	内部事後	2022	無償	ネパール	トリブバン大学教育病院医療機材整備計画	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
47	内部事後	2022	技協	スリランカ	北中部乾燥地域における連珠型ため池灌漑開発計画策定プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
48	内部事後	2022	技協	タンザニア	全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
49	外部事後	2021	有償	スリランカ	円借款「スリランカ地方基礎社会サービス改善事業」、円借款附帯プロジェクト「非感染性疾患対策強化プロジェクト」	保健医療	-
50	外部事後	2021	無償	マリ/セネガル	マリ・セネガル南回廊道路橋梁建設計画(第一次～三次)	運輸交通	-
51	外部事後	2021	無償	ガーナ	アクラ中心部電力供給強化計画	エネルギー	-

52	外部事後	2021	無償	ルワンダ	ンゴマ郡灌漑開発計画	農業・農村開発	—
53	外部事後	2021	無償	ナイジェリア	アブジャ電力供給施設緊急改修計画	エネルギー	—
54	外部事後	2021	技協	マラウイ	シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト(COVAMS 1)、シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト(COVAMS 2)	自然環境保全	—
55	外部事後	2021	無償	パレスチナ	ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画	その他	—
56	内部事後	2021	無償	スリランカ	キリノッチ上水道復旧計画	水資源	—
57	内部事後	2021	技協	エルサルバドル	東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
58	内部事後	2021	技協	ケニア	稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
59	内部事後	2021	技協	インドネシア	3R 及び廃棄物適正管理のためのキャパシティーディベロップメント支援プロジェクト	環境管理	—
60	内部事後	2021	技協	マレーシア	サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト	自然環境保全	—
61	内部事後	2021	技協	ボリビア	ポトシ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト	保健医療	—
62	内部事後	2021	技協	ケニア	再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト	エネルギー	—
63	内部事後	2021	無償	ケニア	ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト	農業・農村開発	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
64	内部事後	2021	技協	モザンビーク	マプト市における持続可能な3R活動推進プロジェクト	環境管理	—
65	内部事後	2021	技協	セネガル	農村地域における安全な水の供給と衛生環境改善計画	水資源	—
66	内部事後	2021	技協	スーダン	「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
67	内部事後	2021	技協	ルワンダ	東部県農業生産向上プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
68	内部事後	2021	技協	コンゴ民主共和国	保健人材開発支援プロジェクト(フェーズ 1、フェーズ 2)	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
69	内部事後	2021	技協	ブルンジ	妊産婦・新生児ケア人材の能力強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
70	内部事後	2020	技協	アフガニスタン	リプロダクティブヘルスプロジェクト、リプロダクティブヘルスプロジェクトフェーズ 2	保健医療	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
71	外部事後	2021	無償	ブータン	国道一号線橋梁架け替え計画	運輸交通	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI

72	外部事後	2021	有償	インド	タミル・ナド州投資促進プログラム(フェーズ2)	民間セクター開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
73	外部事後	2021	有償	インド	グジャラート州投資促進プログラム	民間セクター開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
74	外部事後	2021	無償	ベナン	グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
75	外部事後	2021	技協	シエラレオネ	カンビア県地域開発能力向上プロジェクト	都市開発・地域開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
76	外部事後	2021	有償	イラク	灌漑セクターローン	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
77	内部事後	2021	技協	スリランカ	キャンディ都市開発計画策定プロジェクト	都市開発・地域開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
78	内部事後	2021	技協	ボリビア	サンタクルス都市圏交通マスタープラン策定プロジェクト	都市開発・地域開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
79	内部事後	2021	技協	フィリピン	コーディレラ地域保健システム強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
80	内部事後	2021	技協	バングラデシュ	母性保護サービス強化プロジェクト、母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ2	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
81	内部事後	2020	技協	ラオス	南部3県におけるコミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクト / コミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクトフェーズ2	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
82	内部事後	2020	技協	ソロモン	水道公社無収水対策プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
83	内部事後	2020	技協	セネガル	劣化土壌地域における土地劣化抑制・有効利用促進のための能力向上プロジェクト	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
84	内部事後	2020	技協	ザンビア	コメを中心とした作物多様化推進プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
85	内部事後	2020	技協	スーダン	水供給人材育成プロジェクト、水供給人材育成プロジェクト・フェーズ2	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
86	内部事後	2020	技協	ウガンダ	湿地管理プロジェクト	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
87	内部事後	2020	技協	ニジェール	サヘル地域における貯水池の有効活用と自律的コミュニティ開発プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
88	内部事後	2020	技協	ブルンジ	ギテガ県における紛争影響地域の生活向上を目的としたコミュニティ開発プロジェクト	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

89	内部事後	2020	技協	ブルキナファソ	アフリカサヘル地域の持続可能な水・衛生システム開発プロジェクト	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
90	内部事後	2020	技協	ルワンダ	教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
91	内部事後	2020	技協	セルビア	エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト	エネルギー	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
92	内部事後	2020	技協	コンボ	循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト	環境管理	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
93	内部事後	2020	技協	パレスチナ	ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
94	内部事後	2020	技協	ポリビア	灌漑農業のための人材育成プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
95	内部事後	2020	技協	パラグアイ	イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
96	内部事後	2020	技協	パラグアイ	プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
97	内部事後	2020	技協	ドミニカ共和国	第三保健地域母と子のプライマリーヘルスケアプロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
98	内部事後	2020	技協	フィリピン	東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
99	内部事後	2020	技協	ラオス	母子保健統合サービス強化プロジェクト、南部地域保健サービスネットワーク強化計画	保健医療	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
100	内部事後	2020	技協	フィリピン	小児呼吸器感染症の病因解析・疫学に基づく予防・制御に関する研究プロジェクト	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
101	内部事後	2020	技協	フィリピン	地場産品競争力強化のための包装技術向上プロジェクト	その他	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
102	内部事後	2020	技協	ベトナム	北西部省医療サービス強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
103	内部事後	2020	技協	パキスタン	国境地域農業普及員能力向上プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
104	内部事後	2020	技協	インド	自然災害の減災と復旧のための情報ネットワーク構築に関する研究	防災	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
105	内部事後	2020	技協	スリランカ	廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築プロジェクト	環境管理	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
106	内部事後	2020	技協	アフガニスタン	農村コミュニティ社会経済活性化プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

107	外部事後	2020	無償	カンボジア	スバイリエン州病院改善計画	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
108	外部事後	2020	無償	マラウイ	中等学校改善計画、第二次中等学校改善計画、第三次中等学校改善計画	教育	—
109	外部事後	2020	無償	リベリア	モンロビア市電力復旧計画(簡易型)	エネルギー	—
110	外部事後	2020	無償	スーダン	食料生産基盤整備計画、リバーナイル州灌漑スキーム管理能力強化プロジェクト(一体評価)	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
111	外部事後	2020	有償	バングラデシュ	再生可能エネルギー開発事業	エネルギー	—
112	外部事後	2020	技協	フィリピン	台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト	防災	—
113	外部事後	2020	有償	バングラデシュ	ハリプール新発電所建設事業(I,II)	エネルギー	—
114	外部事後	2020	無償	ガーナ	セコンディ水産業振興計画	農業・農村開発	—
115	外部事後	2020	有償	バングラデシュ	農村地域配電網整備事業	エネルギー	—
116	内部事後	2020	技協	ニジェール	みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
117	内部事後	2020	無償	ウズベキスタン	ナボイ州総合医療センター機材整備計画	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
118	内部事後	2020	技協	イラン	チャハールマハール・バフティヤール州参加型森林・草地管理プロジェクト	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
119	内部事後	2020	技協	ニカラグア	マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト	都市開発・地域開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
120	内部事後	2020	技協	スリランカ	橋梁維持管理能力向上プロジェクト	運輸交通	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
121	内部事後	2020	技協	キューバ	自由流通米証明種子の生産・普及システムの強化プロジェクト(2008-2010年プロジェクト)、中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト(2012-2016年プロジェクト)	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
122	内部事後	2020	技協	チュニジア	沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト(2005-2010年プロジェクト)、ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト(2012-2016年プロジェクト)	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
123	外部事後	2019	技協	アフガニスタン	結核対策プロジェクト、結核対策プロジェクトフェーズ2	保健医療	—

124	外部事後	2019	技協	アフガニスタン	ナンガルハール州帰還民支援プロジェクト	その他	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
125	外部事後	2019	技協	南スーダン	基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ 2	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
126	外部事後	2019	技協	南スーダン	南部スーダン理数科教育強化プロジェクト	教育	—
127	外部事後	2019	技協	南スーダン	ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
128	外部事後	2019	有償	インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
129	外部事後	2019	有償	インド	ウツタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減事業	自然環境保全	—
130	外部事後	2019	有償	バングラデシュ	南西部農村開発事業	農業・農村開発	—
131	外部事後	2019	技協	ケニア	半乾燥地持続的小規模灌漑開発管理プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
132	外部事後	2019	技協	ホンジュラス	地方開発のための自治体能力強化プロジェクト	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
133	外部事後	2019	技協	ガーナ	アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
134	外部事後	2019	無償	ケニア	ナロック給水拡張計画	水資源	—
135	外部事後	2019	無償	タンザニア	タボラ州水供給計画(詳細設計/本体)	水資源	—
136	外部事後	2019	無償	ザンビア	ルアブラ州地下水開発計画(第一次、第二次、第三次)	水資源	—
137	外部事後	2019	無償	ザンビア	ルサカ郡病院整備計画	保健医療	—
138	外部事後	2019	無償	モリタニア	ヌアディブ漁港拡張整備計画	農業・農村開発	—
139	外部事後	2019	無償	カンボジア	国立母子保健センター拡張計画	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
140	外部事後	2019	無償	カンボジア	コンポンチャム及びバットアン上水道拡張計画	水資源	—
141	外部事後	2019	無償	モザンビーク	マプト市医療従事者養成学校建設計画	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
142	内部事後	2019	技協	マレーシア	アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト	環境管理	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
143	内部事後	2019	技協	マレーシア	マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被災低減に関する研究プロジェクト	防災	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

144	内部事後	2019	技協	ラオス	公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト(フェーズ 2 プロジェクト)国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(フェーズ 3 プロジェクト)	その他	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
145	内部事後	2019	技協	ラオス	母子保健人材開発プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
146	内部事後	2019	技協	ベトナム	ベトナム北部中山間地域に適応した作物品種開発プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
147	内部事後	2019	技協	ベトナム	ベトナム及びインドシナ諸国におけるバイオマスエネルギーの開発による多益性気候変動緩和策の研究プロジェクト	環境管理	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
148	内部事後	2019	技協	ベトナム	知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト	民間セクター開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
149	内部事後	2019	技協	ニカラグア	家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト	その他	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
150	内部事後	2019	技協	パナマ	資源の持続的利用に向けたマグロ類 2 種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究	農業・農村開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
151	内部事後	2019	技協	エクアドル	チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
152	内部事後	2019	技協	チリ	津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究	防災	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
153	内部事後	2019	技協	ヨルダン	サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト	民間セクター開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
154	内部事後	2019	技協	ケニア	ナイロビ市廃棄物管理能力向上プロジェクト	環境管理	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
155	内部事後	2019	技協	ナイジェリア	コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
156	内部事後	2019	技協	タンザニア	ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクト/ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクトフェーズ2	水資源	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
157	内部事後	2019	技協	タンザニア	地方道路開発技術向上プロジェクト	運輸交通	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
158	内部事後	2019	技協	モザンビーク	一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト	民間セクター開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
159	内部事後	2021	技協	セネガル	環境と経済が調和した村落開発推進計画(エコブレッジ推進計画)	農業・農村開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)
160	内部事後	2019	技協	カメルーン	カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理:地球規模	農業・農村開発	C: ジェンダー活動 統合 案件 GI(S)

					課題と地域住民ニーズとの結合		
161	外部事後	2018	有償	インド	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業(フェーズ1)、ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業(フェーズ2)	水資源	—
162	外部事後	2018	有償	インド	スワン川総合流域保全事業	水資源	—
163	外部事後	2018	有償	インド	フセイン・サガル湖流域改善事業	水資源	—
164	外部事後	2018	有償	インド	オリッサ州森林セクター開発事業	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
165	外部事後	2018	有償	フィリピン	カトゥビッグ農業総合開発事業	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
166	外部事後	2017	無償	モンゴル	ウランバートル市水供給改善計画	水資源	—
167	外部事後	2017	無償	マリ	バマコ中央魚市場建設計画	農業・農村開発	—
168	外部事後	2017	無償	パキスタン	アボタバード市上水道整備計画	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
169	外部事後	2017	有償	バングラデシュ	小規模水資源開発事業	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
170	外部事後	2017	有償	インド	タミルナド州植林事業(Ⅱ)	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
171	外部事後	2017	有償	インド	タミル・ナド州投資促進プログラム	民間セクター開発	—
172	外部事後	2017	有償	インド	カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全事業	自然環境保全	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
173	外部事後	2017	有償	モロッコ	河川流域保全事業	自然環境保全	—
174	外部事後	2017	有償	ペルー	灌漑サブセクター整備事業	農業・農村開発	—
175	内部事後	2017	技協	ナイジェリア	連邦水資源研修所強化プロジェクト	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
176	内部事後	2017	技協	グアテマラ	給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
177	内部事後	2017	技協	パキスタン	根拠に基づく意思決定及び管理のための県保健情報システムプロジェクト	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
178	内部事後	2017	技協	ケニア	コミュニティヘルス戦略強化プロジェクト	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
179	外部事後	2017	技協	タンザニア	州保健行政システム強化プロジェクト、州保健行政システム強化プロジェクト(フェーズ2)	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
180	外部事後	2017	技協	セネガル	タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)

181	外部事後	2017	技協	スーダン	フロントライン母子保健強化プロジェクト、フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ2	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
182	内部事後	2017	技協	グアテマラ	ケツアルテナンゴ県、トニコパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト	保健医療	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
183	外部事後	2017	技協	ミャンマー	主要感染症対策プロジェクト、主要感染症対策プロジェクトフェーズ2	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
184	内部事後	2017	技協	ベトナム	母子健康手帳全国展開プロジェクト	保健医療	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
185	内部事後	2017	技協	エチオピア	理数科教育改善プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
186	内部事後	2017	技協	ブルキナファソ	学校運営委員会(COGES)支援プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
187	内部事後	2017	技協	ガーナ	小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト	その他	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
188	内部事後	2017	技協	ケニア	再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト	エネルギー	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
189	内部事後	2017	技協	ネパール	地方行政強化を通じた流域管理向上プロジェクト	自然環境保全	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
190	内部事後	2017	技協	ブータン	ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水(GLOF)に関する研究プロジェクト	防災	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
191	内部事後	2017	技協	トルコ	防災教育プロジェクト	防災	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
192	内部事後	2017	技協	北マケドニア共和国	森林火災危機管理能力向上プロジェクト	防災	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
193	内部事後	2017	技協	エチオピア	ジャラル渓谷及びシベレ川流域水資源開発計画策定・緊急給水プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
194	内部事後	2017	技協	中国	黒河金盆ダム湖及び上流域水環境管理向上プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
195	内部事後	2017	技協	インドネシア	ジャカルタ首都圏総合治水能力強化プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
196	内部事後	2017	技協	タイ	温室効果ガスの削減に係る組織能力強化プロジェクト	自然環境保全	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
197	外部事後	2017	技協	コンゴ民主共和国	国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
198	内部事後	2017	技協	ドミニカ共和国	官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト	民間セクター開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI

199	内部事後	2017	技協	ガーナ	天水稲作持続的開発プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
200	内部事後	2017	技協	カンボジア	トンレサップ西部地域農業生産性向上プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
201	外部事後	2017	技協	ボリビア	北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
202	外部事後	2017	技協	ザンビア	農村振興能力向上プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
203	外部事後	2017	技協	ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画プロジェクトフェーズ2	農業・農村開発	—
204	内部事後	2017	技協	ベトナム	メコンデルタ地域における効果的農業手法・普及システム改善プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
205	内部事後	2017	技協	ジブチ	南部ジブチ持続的灌漑農業開発計画プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
206	内部事後	2017	技協	カンボジア	プノンペン都総合交通計画プロジェクト	運輸交通	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
207	内部事後	2017	技協	モザンビーク	マプト都市圏都市交通網整備計画プロジェクト	運輸交通	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
208	内部事後	2017	技協	ジンバブエ	チトウングザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
209	外部事後	2017	技協	キューバ	ハバナ市廃棄物管理能力向上プロジェクト	環境管理	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
210	内部事後	2017	技協	ケニア	ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト	都市開発・地域開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
211	内部事後	2017	技協	インドネシア	スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成計画 (PREDICT-ITS) フェーズ 1、2	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
212	外部事後	2017	無償	ラオス	小水力発電計画	エネルギー	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
213	外部事後	2017	有償	フィリピン	災害復旧スタンドバイ借款	防災	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
214	内部事後	2016	技協	セネガル	カオラック市下水・排水・廃棄物処理プロジェクト	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
215	内部事後	2016	技協	ガーナ	クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト	都市開発・地域開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
216	外部事後	2016	無償	ナイジェリア	クロスリバー州及びアクワ・イボム州地方電化計画(1~3期)	エネルギー	—
217	外部事後	2016	無償	インド	インディラ・ガンディー国立放送大学教材制作センター整備計画	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

218	外部事後	2016	無償	トーゴ	マリタイム及びサバナ地域村落給水計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
219	外部事後	2016	無償	ハイチ	レオガン市復興のための市街地道路整備計画	運輸交通	—
220	外部事後	2016	無償	マーシャル諸島	国内海上輸送改善計画	運輸交通	—
221	外部事後	2016	無償	ナイジェリア	地方給水改善計画	水資源	—
222	外部事後	2016	無償	パキスタン	パンジャブ州技術短期大学強化計画	教育	—
223	外部事後	2016	無償	ザンビア	ンドラ市上水道改善計画	水資源	—
224	外部事後	2016	無償	タンザニア	キルワ道路拡幅計画(1/2期・2/2期)	運輸交通	—
225	外部事後	2016	有償	エジプト	零細企業支援事業	民間セクター開発	—
226	外部事後	2016	有償	ヨルダン	人材育成・社会インフラ改善事業	その他	—
227	外部事後	2016	有償	パキスタン	ポリオ撲滅事業	保健医療	—
228	外部事後	2016	有償	スリランカ	アッパーコトマレ水力発電所建設事業(I)(II)	エネルギー	—
229	外部事後	2016	有償	ベトナム	ホーチミン市水環境改善事業(I)(II)(III)	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
230	外部事後	2016	技協	ザンビア	結核及びトリパノソーマ症の診断法と治療薬開発プロジェクト	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
231	内部事後	2016	技協	ソロモン	マラリア対策システム強化プロジェクト フェーズ2	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
232	外部事後	2016	技協	フィジー	地域保健看護師のための「現場ニーズに基づく現任研修」強化プロジェクト	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
233	外部事後	2016	技協	インドネシア	南スラウェシ州地域保健運営能力向上プロジェクト、南スラウェシ州地域保健運営能力向上プロジェクトフェーズ2	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
234	内部事後	2016	技協	ケニア	エイズ対策強化プロジェクトフェーズ1・2	保健医療	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
235	外部事後	2016	技協	ケニア	理数科教育強化計画プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
236	外部事後	2016	技協	ネパール	平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
237	外部事後	2016	技協	キルギス	共同森林管理実施能力向上プロジェクト	自然環境保全	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI

238	内部事後	2016	技協	ブルキナファソ	苗木生産支援プロジェクト	自然環境保全	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
239	外部事後	2016	技協	タイ	チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト	防災	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
240	内部事後	2016	技協	ブルキナファソ	養殖による農村開発促進プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
241	外部事後	2016	技協	アフガニスタン	カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画プロジェクト	ガバナンス	—
242	外部事後	2016	技協	スーダン	北部スーダン職業訓練強化プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
243	外部事後	2016	技協	ルワンダ	障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
244	内部事後	2016	技協	ブータン	職業訓練校の質的強化プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
245	外部事後	2016	技協	パキスタン	技術教育改善プロジェクト	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
246	内部事後	2016	技協	ガーナ	公務員研修センター機能強化プロジェクト	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
247	内部事後	2016	技協	ネパール	ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト	ガバナンス	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
248	内部事後	2016	技協	エルサルバドル	エルサルバドル東部地域観光開発能力強化プロジェクト	民間セクター開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
249	内部事後	2015	技協	ベトナム	メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
250	外部事後	2016	技協	ウガンダ	ネリカ米振興計画プロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
251	外部事後	2016	技協	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑農業開発計画	農業・農村開発	—
252	外部事後	2015	無償	エチオピア	ティグライ州地方給水計画	水資源	—
253	外部事後	2015	無償	エチオピア	オロミア州給水計画	水資源	—
254	外部事後	2015	無償	グアテマラ	クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画	エネルギー	—
255	外部事後	2015	無償	ブルキナファソ	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	水資源	—
256	外部事後	2015	有償	インド	バンガロール市上下水道整備事業	水資源	—

257	外部事後	2015	有償	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(I)~(V)	運輸交通	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
258	外部事後	2015	有償	インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業	教育	—
259	外部事後	2015	有償	その他	円借款「民間セクター支援融資」、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(Ⅱ)」、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(Ⅲ)」	民間セクター開発	—
260	外部事後	2015	有償	トルコ	イスタンブール上水道整備事業、イスタンブール上水道整備事業(第2期)	水資源	—
261	外部事後	2015	技協	ペルー	北部地域給水・衛生事業組織強化プロジェクト	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
262	外部事後	2015	技協	パレスチナ	母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2	保健医療	A: ジェンダー平等政策・制度支援案件 GI(P)
263	内部事後	2015	技協	モンゴル	子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクトフェーズ2	教育	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
264	外部事後	2015	技協	ブルキナファソ	コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画プロジェクト	自然環境保全	—
265	内部事後	2015	技協	ボリビア	生命の水プロジェクト フェーズ2	水資源	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
266	内部事後	2015	技協	ベトナム	ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト	自然環境保全	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
267	内部事後	2015	技協	エチオピア	橋梁維持管理能力向上プロジェクト	運輸交通	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
268	外部事後	2015	技協	ベトナム	ベトナム日本人材協力センタープロジェクト(フェーズ2)	民間セクター開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
269	外部事後	2015	技協	ウズベキスタン	ウズベキスタン日本人材開発センタープロジェクト(フェーズ2)	民間セクター開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
270	外部事後	2014	技協	ベトナム	中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト	防災	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
271	外部事後	2014	無償	モザンビーク	中学校建設計画	教育	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
272	外部事後	2014	技協	セネガル	農村自立発展プロジェクト	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
273	外部事後	2014	技協	パレスチナ	地方行政制度改善プロジェクト	ガバナン	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)

274	外部事後	2014	技協	中華人民共和国	ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロールプロジェクト	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
275	外部事後	2014	無償	トンガ	バイオラ病院改善整備計画(第二次)	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
276	内部事後	2014	技協	ホンジュラス	地方女性のための小規模起業支援プロジェクト	民間セクター開発	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
277	内部事後	2014	技協	ヨルダン	ヨルダン南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
278	内部事後	2014	無償	セルビア	乳がん早期発見機材整備計画	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
279	内部事後	2013	無償	ラオス	看護助産人材育成強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
280	内部事後	2013	無償	ブルンジ	ブジュンブラ市内医療設備整備計画	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
281	内部事後	2013	無償	カンボジア	コンポンチャム州メモット郡村落飲料水供給計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
282	外部事後	2013	有償	インド	チャッティスガル州養蚕事業	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
283	外部事後	2013	技協	ラオス	養殖改善・普及計画プロジェクトフェーズ2	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
284	外部事後	2012	技協	インドネシア	母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
285	外部事後	2012	技協	ウズベキスタン	看護教育改善プロジェクト	保健医療	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
286	外部事後	2012	有償	スリランカ	プランテーション改善事業(II)	農業・農村開発	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
287	外部事後	2012	無償	ベナン	ラギューン母子病院整備計画	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
288	内部事後	2012	技協	カンボジア	地方行政能力向上プロジェクト	ガバナンス	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
289	内部事後	2012	技協	メキシコ	南部州子宮頸がん対策プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
290	内部事後	2012	技協	ニカラグア	思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト	保健医療	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)
291	内部事後	2015	技協	エチオピア	住民参加型基礎教育改善プロジェクト	教育	—

292	内部事後	2016	技協	カンボジア	法制度整備プロジェクト(フェーズ 3)	ガバナス	—
293	外部事後	2016	無償	ケニア	第二次地方給水計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
294	内部事後	2017	技協	ケニア	小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト	農業・農村開発	—
295	外部事後	2018	無償	ケニア	バリンゴ郡村落給水計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
296	内部事後	2018	技協	ケニア	小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト	農業・農村開発	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
297	内部事後	2019	技協	フィジー・ソロモン	大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト	防災	D: ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 GI
298 追加	内部事後	2019	無償	ブルキナファソ	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
299 追加	内部事後	2020	無償	マラウイ	中西部地方給水計画	水資源	C: ジェンダー活動統合案件 GI(S)
事例分析	未実施	未実施	技協	パキスタン	アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト	教育	B: 女性を主な裨益対象とする案件 GI(P)

注：案件 No. 298、299 及び事例分析は、横断レビュー実施時の対象案件リストには含まれておらず、ナレッジ教訓シートの作成過程で追加した（案件 No. 「事例分析」の案件は、事後評価は未実施の案件であるが、本テーマ別評価の事例分析の対象案件であり、対応策の取組事例を追記するために、対象案件に追加された）。ジェンダー案件分類中、「—」となっているものはジェンダー案件分類がされていないが、関連報告書にジェンダー関連の記述があることを JICA 評価部が確認し、対象案件に含めた。

出所：JICA 提供資料に基づき、IDCJ が加筆・修正。

別添資料3 ナレッジ教訓シート（最終版）

ナレッジ教訓シート										
ジェンダー1	農業・農村開発		農業技術の普及や 農業・水産インフラ施設の建設・整備における ジェンダー視点に立った取組							
適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
	○		○	○		○	○	○		
適用対象サブセクター	指定なし									
教 訓										
種類		事業マネジメント上の教訓（分野横断的）								
	○	セクター・分野別の特性における教訓								
		国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的特性を含む）								
キーワード	ジェンダー研修、女性の参加率、技術へのアクセス、生産性、 稲作、施設設計、施設運営、市場、漁港、意思決定、ソフトコンポーネント									
適用条件	要旨／問題の背景									
農業技術の普及・研修を含む事業を計画・実施する場合、あるいは市場／漁港／灌漑設備等のインフラ施設の建設・整備を計画・実施する場合	<p>多くの開発途上国では農業従事者の約半数が女性であり、農業生産や農村経済に大きく貢献している。しかし、不平等な社会規範や法律制度により、農業生産資源や普及サービスなど、生産活動に必要な様々なリソースへのアクセスが制限され、女性の能力が十分に発揮されていない。また、女性農業従事者は、世帯の家事や無償のケア労働の多くを担っており、家事と生産活動の両方で負担が生じている。男性の支配が強いといった伝統的な慣習が根強く、女性が生産活動や収入に係る意思決定を持たない農村地域では、ジェンダーに基づく暴力の課題も生じやすい傾向にある。農業・水産関連施設の設計・計画に男女の異なるニーズが反映されず、運営・維持管理に女性の参加がなければ、施設の利用や持続性が限定的になりうる。農業・農村開発事業にジェンダー視点を取り入れることで、農業生産性の向上や女性の労働負担減少、社会的地位の向上や暴力の減少、ジェンダー課題の改善、事業効果及び持続性の向上につながる。（参考資料：JICA「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【農業・農村開発】」（2023年1月））</p>									

リスク(留意事項)	対応策(アプローチ)
<p>A. 女性が多く、農作業を担っているにも関わらず、普及サービスや研修参加の機会が限られる傾向にある。研修に参加した男性に伝えられた技術が、農作業を担う女性に伝わらないリスクがある。</p> <p>B. 女性は農業生産活動に加えて、世帯における無償の家事・ケア労働の多くを担っている。農業研修への女性の参加を促進するのみでは、女性の労働負担の増加につながるリスクがある。また、女性の家事・ケア労働での負担が大きい場合、生産活動に使える時間が限られるため、研修で学んだ新しい技術の活用を妨げるリスクがある。</p> <p>C. 生産活動で得た収入の使途に係る意思決定が、世帯の中で男性に偏っている場合、女性の生産活動への意欲を下げると共に、次期の作付けに必要な投入が確保されないリスクがある。</p>	<p>【農業技術普及における女性の参加促進に関する教訓】</p> <p>1. 農業技術研修への男女の参加を促すためには、男女の参加者比率を定めることや、女性が参加しやすい配慮・工夫を行うことが必要である。(対応しているリスク (以下同様): A) (レファレンスプロジェクト: T5)</p> <p>例: タンザニアの「コメ振興支援計画プロジェクト」案件では、稲作技術研修にジェンダー啓発を組み込むとともに、女性の研修参加率を45%以上とする指標を設定の上、研修参加者(中核農家・中間農家)の選定基準に男女比50:50を含めること、女性が参加しやすい研修場所・時間への配慮、子供連れで参加する農家のためのベビーシッターの経費負担などの工夫を行うことで、女性の適正技術へのアクセスを促進した。(T5、2024年度テーマ別評価の事例分析)</p> <p>【農業技術普及におけるジェンダー視点の統合に関する教訓】</p> <p>2. 農業技術に係る研修に加え、女性に偏りがちな無償の家事・ケア労働の負担の是正にアプローチすることで、女性の労働負担の軽減や農作業の効率性の向上につながりうる。また、夫婦共同での家計管理を推奨することで、女性の生産活動へのモチベーションの向上や意思決定への参画促進につながり、ひいては農業の効率性・生産性の向上や世帯収入の増加に貢献しうる。(B、C) (T5、T63、T86、T251、T294、T296)</p> <p>例: タンザニアの「コメ振興支援計画プロジェクト」案件では、ジェンダー啓発を組み込んだ稲作技術研修に加えて、一部の対象地区ではジェンダー研修を実施した(ジェンダー啓発(稲作・家事における男女の役割分担、生産資源のアクセス・コントロール等)、家計管理、HIV/AIDS、栄養・衛生)。その結果、家事における女性の労働負担の軽減、農作業の効率化、家計における女性の意見の反映、家族間の金銭問題での対立の減少、農家組織の指導的立場への女性の抜擢などの事例が確認されると共に、コメ単収の増加というプロジェクト目標も達成された。(T5 (2024年度テーマ別評価の事例分析を含む))</p> <p>例: ウガンダの「湿地管理プロジェクト」案件では、湿地を利用した生計向上活動が実施され、園芸農業が含まれた。本事業を通じて、男女ともに農業活動に積極的に参加するようになり、所得の向上という正のインパクトが確認された。他方、女性は、労働集約的な園芸作業が家事に加わることになり、女性や子ど</p>

もの労働負担の増加という負のインパクトが確認された。現地の実施機関は、この課題に対して、ジェンダー平等推進のために、男性・女性の作業計画に関する意識啓発を行ったり、女性の負担を軽減するための労働者雇用を促進したりするなどの取組を行っている。(T86)

例：ケニアの「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト」「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト」案件では、対象地域の男女の役割分担や意思決定に関する課題を調査し、研修に参加する男女の比率を50:50に設定して女性の参加を促すとともに、夫婦共同で家計を管理するよう奨励し、家計管理研修を導入した。その結果、家庭やグループで役割分担の見直し(例：男性が家事や育児を手伝うようになった、妻の意見が反映された農家経営を実践するようになった(共同経営者としての意識の醸成)、女性も銀行口座を持てるようになった、男性も搾乳や園芸の作業をするようになった)が行われるようになり、世帯収入の増加、特に女性の労働負荷の軽減、グループ運営の向上、さまざまなレベルでの関係の改善、家庭内暴力の減少または撲滅等がみられた。(T294(終了時評価を含む)、T296(事業完了報告書を含む)、JICAウェブサイト「ジェンダー視点を取り入れた好事例」)

例：ケニアの「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」案件では、農家運営における男女共同参画を推進していくという政府の戦略に則り、女性の参画を促すための「ジェンダー主流化パッケージ」(小規模農家支援事業において、ジェンダー視点から実施していくべき一連の活動群及びそれらの活動の実践にあたって必要な研修モジュール、ガイドライン等の実践ツールを取りまとめたもの)を開発した。同パッケージに基づく農業普及活動(ジェンダー啓発研修、家計管理研修、ジェンダー・アクション・プランの策定等を含む)の結果、女性の労働負担の低減、生産活動や家計管理における意思決定への参画等が確認され、農家全体の生産性向上に貢献した。(T63、JICAウェブサイト「ジェンダー視点を取り入れた好事例」)

例：ウガンダの「東部ウガンダ持続型灌漑農業開発計画」案件では、小規模農家のコメの生産性と生産量の向上を目指し、灌漑稲作の研修や普及活動を行った。より多くの労働力を要する稲作では、女性も農作業に男性と共同で従事することになり、女性の貢献とともに発言権の増加につながった。また、以前は稲作を行っておらず、本プロジェクトを通して稲作を開始した農

D. 農業機械の設計は、「成人男性」の健常者を基準としている場合が多く、機械は男性が使用するものという先入観を助長している。その結果、長時間の手作業を要するものを女性が担う傾向にあり、女性の労働時間・負担の増加につながっている。

E. 女性のニーズに対応した農業技術の普及や研修となっていない場合、女性の参加が少ない要因となりうる。

F. 施設の設計や維持管理において女性のニーズが十分に反映されなかった場合、利用者が限定され、維持管理が不十分となるリスクがある。また、施設の建設に当たっては立地や利便性にかかる分析が不十分な場合、施設自体が女性のニーズを反映したものであっても利用が限定

家では、男女共同で稲作に係る農業を行うことで女性の意志決定への参加度が高まっている可能性がある。(T251)

【ジェンダーフレンドリーな技術や農機具に関する教訓】

3. 研修内容に関して、男女ともに分かりやすい工夫やジェンダーフレンドリーな農機具を導入することにより、研修後の男女双方による技術の活用や作業・意思決定への参加を促進しうる。(D、E) (T5、T94、T251)

例：ボリビアの「灌漑農業のための人材育成プロジェクト」案件では、灌漑技術者及び農民は男女共におり、特に農家レベルで農作業や水管理における女性の役割が大きいことを念頭に、研修を通して農家や地域住民にスプリンクラー灌漑や点滴灌漑等の灌漑技術の普及活動を行った（加えて、「ジェンダーと灌漑」をテーマとする研修教材を作成し、ジェンダー研修を実施している）。紹介された技術がジェンダーフレンドリーなものであったこと、また、男性と同数の女性が研修に参加するよう促したことから、これまで農業に参加していなかった女性も積極的に灌漑管理の作業に参加するようになり、灌漑システムの総会や臨時会議にも参加するようになった。(T94 (詳細計画策定調査報告書、プロジェクト事業完了報告書を含む))

例：タンザニアの「コメ振興支援計画プロジェクト」案件では、稲作技術研修を実施する研修所の教官に対して、男女ともに発言しやすいファシリテーションを指導している。また、男女ともに使いやすい簡易農機具を導入しており、例えば、女性の役割と捉えられる傾向にある除草に使用できる簡易除草器具を紹介することで、女性の負担軽減や男性の除草への参加を促進した。(T5、2024年度テーマ別評価の事例分析)

【利用者（男女）のニーズを反映した施設設計や施設の運営・維持管理への女性参加促進に係る教訓】

4. 市場や漁港などの施設設計にあたっては、利用者（男女）のニーズを把握し、計画に反映させることが重要である。また、施設の運営・維持管理への女性の参加を促進することにより、事業効果や持続性の向上につながりうるとともに、女性自身のその他の地域・社会活動への参加意欲の向上に貢献しうる。(F) (G114、G167、L169)

例：マリの「バマコ中央魚市場建設計画」案件では、鮮魚卸売市場の移転にあたり、卸売人は女性が多数であることを念頭に、着替えや荷物保管の便宜を図るため卸売人専用のロッカーを設

<p>的となる場合がある。</p>	<p>置した。しかし、移転に伴う、市場利用者（販売人）の通勤や家庭生活との両立、顧客の確保に関する不安といったデメリットの洗い出し及びそれらへの対応策の検討が不十分であったため、鮮魚卸売人の移転自体が進まなかった。（G167）</p> <p>例：ガーナの「セコンディ水産業振興計画」案件では、ソフトコンポーネントにより漁港運営の諮問委員会やステーキホルダー会議が導入された。仲買人の多くが女性であることから、女性を含む施設利用者を巻き込んだ施設・機材の運営・運用方針の策定をした。仲買人からも意見表明の場として評価され、規則遵守の意識の醸成に繋がった。（G114）</p> <p>例：バングラデシュの「小規模水資源開発事業」案件では、水管理協同組合に対する能力強化研修に「ジェンダーと開発」が含まれ、参加者男女のニーズや都合に合わせ、短期間の研修を複数回開催するとともに、委員の3分の1を女性にすることが、実施機関と組合間の契約に含まれた。これにより、組合における女性の参加に対する意識が変化し、また、女性自身の地域・社会活動への参加意欲を高める機会に繋がった。（L169）</p>
-------------------	---

期待される効果

農業技術普及サービスや研修への男女同数の参加を推進し、研修にジェンダー視点を取り込むことで、農業生産性の向上を阻害するジェンダー課題にアプローチすることができ、農業技術の向上に加え、男女の農業及び家事・ケア労働における労働負担の是正、農作業や家計の意思決定への女性の関与の促進等につながり、ひいては農作業の効率化や生産性の向上、世帯収入の増加に繋がります。また、施設の建設・移転地の決定、設計や維持管理における利用者（男女）のニーズの反映や意思決定における女性の参加促進により、事業効果や持続性の向上に繋がる可能性がある。

参 考：本教訓の元となったレファレンスプロジェクト

No.	国	案件名	キーワード
T5	タンザニア	コメ振興支援計画プロジェクト	ジェンダー研修、女性の参加率設定、男女共同参画、生産性向上、意思決定
T63	ケニア	ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト	男女共同参画、ジェンダー研修、技術へのアクセス、生産性向上、意思決定
T86	ウガンダ	湿地管理プロジェクト	園芸農業、男女共同参画
T94	ボリビア	灌漑農業のための人材育成プロジェクト	灌漑稲作、男女共同参画、施設運営、意思決定
G114	ガーナ	セコンディ水産業振興計画	ソフトコンポーネント、施設運営、意思決定
G167	マリ	バマコ中央魚市場建設計画	施設設計
L169	バングラデシュ	小規模水資源開発事業	施設運営、意思決定、男女共同参画

T251	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑農業開発計画	灌漑稲作、意思決定、男女共同参画
T294	ケニア	小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト	ジェンダー研修、女性の参加率、男女共同参画、生産性向上、意思決定
T296	ケニア	小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト	ジェンダー研修、女性の参加率、男女共同参画、生産性向上、意思決定

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】

ナレッジ教訓シート

ジェンダー2	保健医療	保健・医療サービスにおける女性のアクセス、女性及びその周囲の理解の促進、ジェンダー視点に立った調査に係る取組
--------	------	--

適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
	○			○		○	○	○		

適用対象サブセクター	指定なし
------------	------

教 訓	
種類	事業マネジメント上の教訓（分野横断的）
	○ セクター・分野別の特性における教訓
	○ 国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的特性を含む）
キーワード	母子保健、感染症、男性参加、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス、コミュニティ啓発、妊産婦、家族計画、予防接種、母子手帳、エンパワメント

適用条件	要旨／問題の背景
母子保健、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策に係る事業を計画・実施する場合。	<p>国・地域により、ジェンダー不平等な社会規範や宗教的な制約などが、母子保健をはじめとする保健・医療サービスへの女性のアクセスを阻害し、妊産婦死亡率や感染症リスク等が高まる一要因となっている。コミュニティや家族への働きかけ・啓発や、それらに有用なツール（例：母子手帳）、社会的・文化的慣習に留意したアプローチ等を取り入れることで、女性の保健・医療サービスへのアクセスを高め、女性とその周囲の理解の向上及び行動変容につながりうる。また、感染症の流行等の背景や影響に、ジェンダーに起因する要因がある可能性を念頭に置いた調査（詳細計画策定調査、ベースライン調査等）を行うことで効果的な活動を設計できる。</p> <p>（参考資料：JICA「JICA 事業における ジェンダー主流化のための 手引き 【保健医療】」（2023年1月）</p>
リスク(留意事項)	対応策(アプローチ)
A. 女性の保健・医療サービスへのアクセスには、物理的・経済的要因及びサービス提供者の人材・技術不足に加え、ジェンダー不平等な社会規範（例：受診や経費の支出に男性の許可が必要）や宗教的な制約（例：	<p>【コミュニティや家族への働きかけ・啓発に係る教訓】</p> <p>1. ジェンダー不平等な社会規範や宗教的な慣習により世帯内の意思決定権の男性への偏りがある場合、女性の保健・医療サービスへのアクセス向上のためには、母親や女性に対する研修・啓発だけでなく、コミュニティや家族への働きかけ・啓発を行うことが必要である。（対応しているリスク（以下同様）：A）（レファレンスプロジェクト：T29、T30、T181、T182、T149）</p> <p>例：ナイジェリアの「ラゴス州における貧困層のための地域保</p>

<p>伝統的祈禱師の利用)が影響している場合がある。そのような場合には、物理的なアクセスに係る介入や女性のみを対象とした研修・啓発だけでは十分に事業効果が得られないリスクがある。</p> <p>B. 事業対象地域の社会的・文化的慣習について把握し、</p>	<p>健サービス強化プロジェクト」案件では、保健施設へのアクセスに当たり、物理的なアクセスだけでなく、心理的なアクセスに着目し、家族計画や少子化対策に関する教育に男性も積極的に参加させた。その結果、女性へのアプローチが容易になり、女性パートナーによる一次保健センター施設での避妊サービスの利用が増加した。(T29)</p> <p>例：スーダンの「フロントライン母子保健強化プロジェクト」及び「フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ2」案件では、村落助産師の能力強化及び活動の支援体制を強化するエンパワメントモデルを構築した。助産師は、妊産婦の家族に対して妊婦の扱い方・非常時の対応方法の説明を行うなどの啓発活動を行い、助産師の役割に対するコミュニティの理解が深まり、産前ケアや家族計画の利用者が増えた。(T181)</p> <p>例：グアテマラの「ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソララ県母とこどもの健康プロジェクト」案件では、保健センターと保健ポストがコミュニティで妊婦クラブを設立するよう促進した。これらのクラブは母親の意識啓発において重要な役割を果たしている。母親同士で産前健診や栄養摂取などの産前ケアに関する知識・経験を共有しており、これにより施設分娩の増加や低体重出生児の減少につながった。さらに、母子保健サービスの重要性に係る啓発など、一部の活動は夫を巻き込むことにより、母親の健康に対する理解をより深めることに成功している。例えば、妊婦クラブの活動に参加した夫の中には、以前と違って、妻が保健施設に行くことを許可したり、同行したりするようになった。(T182 (終了時評価報告書を含む))</p> <p>例：ニカラグアの「家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト」案件では、思春期層に対するリプロダクティブヘルスに関する知識や保健サービスに関する認識の向上、適切な避妊法等の実践に焦点を当てた取組が行われた。若年妊娠の背景には、思春期層のリプロダクティブヘルスの知識のみではなく、年配者や家族が若年での結婚・出産を望むことがあった。そのため、女性のみならず、男性を含めた地域ぐるみのリプロダクティブヘルス推進の取り組みが実施され、ジェンダーの視点を含む地域住民全体の意識及び知識の向上が図られた。(T149)</p> <p>【社会的・文化的慣習を考慮した、女性やその家族へのアプローチに係る教訓】</p>
--	---

<p>同慣習に沿った介入を計画しなければ、対象女性・家庭レベルへのアプローチが限定的となる場合や、供与した施設や設備が十分に利用されず、効果が発現しないリスクがある。特に、男性による家庭レベルへのアプローチが難しい場合、女性の参画を確保しなければ必要なアクションがとられず、家庭及びコミュニティの健康の向上につながらないリスクがある。</p> <p>C. 母子手帳の普及を行う場合、普及活動に男性及びコミュニティを参加させなければ、母子手帳を通じた家庭内のコミュニケーション向上や育児参加をはじめとする男性の行動変容といった包括的な効果が得られないリスクがあ</p>	<p>2. 女性個人や家庭レベルへのアプローチを行う際、事業対象地域の社会的・文化的慣習によっては、男性では家庭訪問や女性へのアプローチが難しい場合があり、女性のヘルスワーカーや医療従事者の育成がコミュニティの健康の向上において重要となる。(L227、T277、T289)</p> <p>例：パキスタンの「ポリオ撲滅事業」案件では、ポリオ撲滅のための予防接種啓発活動を実施するにあたって、文化的背景から男性ヘルスワーカーが家庭に入れない状況であったことから、女性ヘルスワーカーが中心的な役割を担った。家庭レベルでの啓発が求められる場合、文化的背景や慣習により男性による家庭訪問が難しいことがある。このような状況では、女性が積極的に参画することが、コミュニティの健康状態の向上にとって重要となる。(L227)</p> <p>例：ヨルダンの「ヨルダン南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」案件では、リプロダクティブヘルス、家族計画、女性のエンパワメントの促進を地域密着型で行う「ヘルス・エドゥケーター制度」を導入した。主に女性のヘルス・エドゥケーターを雇用したことで、家庭訪問や村落ヘルスセンターにおける知識の普及やカウンセリングを通じ、女性や家族に効果的に働きかけることができた。(T277)</p> <p>例：メキシコの「南部州子宮頸がん対策プロジェクト」案件では、子宮頸がんの発見数の増加や死亡率の低下を目指した診断技術の向上や患者へのフォローアップ能力強化を行った。既婚女性は男性医療スタッフによる細胞診断を受けることが認められない、女性自身が男性医療スタッフによる検診を望まないなどの課題があった一方、対象地域のジェンダーに係る慣習を考慮した活動や工夫が不十分であったため、プロジェクトの成果が十分に発現しなかった。(T289)</p> <p>【母子手帳の活用によるコミュニティ・家族の行動変容に係る教訓】</p> <p>3. 母子手帳は母親の知識向上や行動変容に貢献するだけでなく、家庭内のコミュニケーションツールとしての役割やコミュニティへの啓発の役割もあり、コミュニティや男性の行動変容に繋がり得る。一方で、普及には対象国における制度作りや利用者のニーズ把握、十分な啓発活動が必要である。(C、D) (T262、T248、T274)</p> <p>例：パレスチナの「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロ</p>
---	---

<p>る。</p> <p>D. 母子手帳の普及を進めるにあたっては、対象国の制度への組み込みが重要であり、これが行われない場合は、十分に普及しないリスクがある。また、記載項目や記入スペースについても、利用者にとって利便性が低い場合、活用が進まないリスクがあるため、事前にニーズを把握し、内容を適切に設計することが求められる。</p> <p>E. 感染症流行の背景には、ジェンダーに起因する要因がある場合がある。その視点を持った調査をしなければ、感染症の早期発見・早期治療、感染者の追跡が困難となるリスクがある。</p> <p>F. 対象課題の状況分析や対応策の検討において、受益者である女性の参加を促進しなければ、女性自身の理解が深まらず、知識向上</p>	<p>ジェクトフェーズ2」案件では、母子手帳の普及を通じて、家族の健康に関する夫婦間のコミュニケーションが促進され、女性だけでなく男性の行動変容が見られた。また、母親の母子保健や家族計画に関する発言力が向上し、女性の意思決定への参加にプラスの効果があったとともに、男性が育児に協力的になり、母体や子どもについて心配するなどの行動変容があった。(T262)</p> <p>例：インドネシアの「母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト」案件では、母子手帳の活用による家族内やコミュニティの行動変容につながった事例が見られた。例えば、母子手帳は妊婦のみでなく、家族、特に夫にも自宅で読むように指導がされたため、妊婦の検診に夫が付き添ったり、母子手帳の有用性を知った地域のリーダーが地域の妊婦に母子手帳の活用を進めたりと、妊婦のみでなく妊婦を囲む周囲のサポートに変化が見られた。(T284)</p> <p>例：中国の「ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロールプロジェクト」案件では、母子手帳事業は子どもにとって必要な対応等に対する母親の認識・意識の高まりや、母子に対する保健全体のレベル向上に貢献したが、中央政府レベルにおける母子保健手帳制度導入に関する方針の不在や利用者ニーズへの対応不備、不十分な啓発等により、普及には至らなかった。(T274)</p> <p>【感染症対策におけるジェンダー視点に係る教訓】</p> <p>4. 感染症流行の原因としてジェンダーに起因する要因がある場合があるという視点に立って調査し、活動の設計を行う必要がある。(E) (T123)</p> <p>例：アフガニスタンの「結核対策プロジェクト」及び「結核対策プロジェクトフェーズ2」案件では、結核患者に生殖年齢にある女性が多いことに着目して調査を行った結果、若年出産、多産など妊娠、出産に関わる要因が結核発病の危険因子となっている可能性があることが分かった。同調査に基づく介入を行った結果、患者の減少に繋がった。(T123)</p> <p>【保健事業を通じた女性のエンパワメントに係る教訓】</p> <p>5. 事業を通じて女性のエンパワメントを図ろうとする場合、状況分析の活動に対象女性を積極的に取り込むことが重要となる。女性自身が、対象課題、自分たちが同課題にどのように関連しているか、その解決のために何ができるかを理解することが工</p>
--	--

<p>につながらないリスクがある。</p>	<p>ンパワメントの鍵の一つとなる。(F)(T44)</p> <p>例：ボリビアの「オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト」案件では、地域の保健医療施設への信頼度の低さや、コミュニティ・家族内での女性の意思決定権の弱さ等の要因により、保健医療サービスの利用頻度が低いという課題があった。同課題に対応するため、住民参加による母子保健サービスの改善を目的とした本事業を実施した。「健康な生活のための現地教育ガイド」に基づき、女性の参加を促しながらコミュニティ活動が実施され、女性たちが自ら個人、家族、コミュニティの健康や教育の問題を特定し、分析を行った。その結果、女性たちが健康問題へのオーナーシップを持つようになり、問題と解決策を理解するようになった。さらに、女性たちが活動から知識を得てエンパワーされることで、コミュニティの健康に関する要職に多く就くようになった。(T44(事業完了報告書を含む))</p>
<p>期待される効果</p>	
<p>女性のみではなく、コミュニティや家族への働きかけ・啓発を行うことで、女性及びその周囲の理解向上や行動変容につながり、社会規範や宗教的な制約により生じていた医療へのアクセス制限が改善しうる。また、女性ヘルスワーカーの活用等、対象地域の社会的・文化的慣習に沿ったアプローチを取り入れることで、より広く女性及び家庭レベルへの啓発や普及活動ができる。さらに、感染症の流行等に関して、ジェンダー視点に立った調査を行うことで、ジェンダーに起因する要因を把握し、効果的な活動を設計できる。これらは、対象課題ごとに目指す妊産婦死亡率の低下や感染症の予防等に貢献する。</p>	

参 考：本教訓の元となったレファレンスプロジェクト

No.	国	案件名	キーワード
T29	ナイジェリア	ラゴス州における貧困層のための地域保健サービス強化プロジェクト	男性参加、家族計画、リプロダクティブヘルス
T30	ナイジェリア	ラゴス州母子健康強化プロジェクト	男性参加、家族計画、リプロダクティブヘルス
T44	ボリビア	オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト	エンパワメント
T123	アフガニスタン	結核対策プロジェクト、結核対策プロジェクトフェーズ2	コミュニティ啓発、感染症
T149	ニカラグア	家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト	男性参加、父母学校、ジェンダー研修
T181	スーダン	フロントライン母子保健強化プロジェクト、フロントライン母子保健強化プロジ	母子保健、リプロダクティブヘルス、コミュニティ啓発、妊産婦

		エクトフェーズ2	
T182	グアテマラ	ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソララ県母とこどもの健康プロジェクト	母子保健、コミュニティ啓発、妊産婦、男性参加
L227	パキスタン	ポリオ撲滅事業	コミュニティ啓発、感染症、予防接種
T262	パレスチナ	母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2	母子保健、リプロダクティブヘルス、母子手帳
T274	中華人民共和国	ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロールプロジェクト	母子手帳、予防接種、感染症
T277	ヨルダン	ヨルダン南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト	コミュニティ啓発、家族計画、リプロダクティブヘルス
T284	インドネシア	母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト	母子保健、リプロダクティブヘルス、母子手帳
T289	メキシコ	南部州子宮頸がん対策プロジェクト	リプロダクティブヘルス
T290	ニカラグア	思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト	コミュニティ啓発、家族計画、リプロダクティブヘルス

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】

ナレッジ教訓シート

ジェンダー3	水資源	給水施設の計画・維持管理における ジェンダー視点に立った取組
--------	-----	-----------------------------------

適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
	○		○	○		○	○	○		

適用対象サブセクター	指定なし
------------	------

教 訓	
種類	事業マネジメント上の教訓（分野横断的）
	○ セクター・分野別の特性における教訓
	国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的特性を含む）
キーワード	キャパシティビルディング、女性の参加率、維持管理、住民組織、女性の参加、意思決定、ソフトコンポーネント、女性のニーズ、ハンドポンプ、給水施設周りの設備

適用条件	要旨／問題の背景
給水施設の建設を伴う案件において施設の計画や設計を行う場合、あるいは建設後の給水施設の住民組織による維持管理を行う場合	一般的に、女性は家庭用水の確保や運搬、利用、管理、家庭やコミュニティにおける衛生行動の推進について重要な役割を担っている。しかし、多くの社会において、給水事業の意思決定過程における女性の参加は限られており、水汲みの主要な担い手となる女性のニーズや意見が反映されにくい状況にある。男女のニーズの違いを事業計画に反映すること、事業及び意思決定過程への女性の積極的な参画を促進することにより、事業成果と持続性が高まりうる。 （参考資料：JICA「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」（2023年1月改訂）、JICA マラウイ国プロジェクト研究「村落給水における社会的インパクト調査」ファイナル・レポート/「JICA 水と衛生におけるジェンダー主流化の手引き」（2016年））
リスク(留意事項)	対応策(アプローチ)
A. 給水施設の計画・設計段階において施設の利用者(男女)のニーズが十分に反映されなかった場合、持続的に給水施設が利用、あるいは維持管理がされないリスクがある。	【給水施設の計画・設計における女性のニーズの反映にかかる教訓】 1. 給水施設に対するニーズには男女間で違いがあることを理解したうえで、多くの国において施設の主な利用者であることが多い女性のニーズを計画に反映させることが重要である。（ただし、対象国・地域によっては、水汲みの主な担い手が男性である、又は男女両方である場合もあるため、ジェンダー分析を行う必要がある）。（対応しているリスク（以下同様）：A）（レフ

<p>B. 給水施設の維持管理に関し、多くの国・地域において家庭内の水の管理を担っている女性の参加が限定的で、意思決定プロセス</p>	<p>アレンスプロジェクト：G218、G293、G299)</p> <p>例：トーゴの「マリタイム及びサバナス地域村落給水計画」案件では、対象地域の一部において、都市型のライフスタイルへの変化に伴い戸別給水施設が好まれるようになっていたことや、主に水汲みを担う子どもや女性、妊婦にとって体に負担がかかる人カポンプ式施設（足踏みポンプ式や手押しポンプ式の井戸）への需要が薄れていたにも関わらず、古井戸施設の改修の制約のため、需要に合うサイトや施設の型式が選ばれなかったことが影響し、目標給水人口に達しなかった。（G218）</p> <p>例：ケニアの「第二次地方給水計画」案件では、ハンドポンプ型の施設の選定において、揚水量や水源などの技術的な根拠をもとに選定された。しかし、ハンドポンプで水をくみ上げる作業は、特に高齢の女性には重労働であるとの指摘があり、また、住民が水源として使っている川より遠い場所に給水施設が設置されたために全く利用されず、適切な管理もされなかったりしたことから、故障し稼働を停止した施設もみられた。施設の設置場所、種類などについては、可能な範囲で周辺住民のニーズが勘案されるような選定プロセスを導入することが必要であった。（G293）</p> <p>周辺住民のニーズを選定プロセスに取り入れた好事例として、マラウイの「中西部地方給水計画」がある。同案件では、給水施設の設計時、設置場所については、実施コンサルタントが地理的条件から選定し、女性を含む住民の意見も聴取したうえで決定した。また、住民のニーズを踏まえ、給水施設の周りの設備として、女性がバケツを頭上に持ち上げるときの補助になる台や洗濯台を設置した。なお、プロジェクト研究の報告書によると、他ドナーの援助で設置された井戸の中には、女性や子供でも操作しやすいようにポンプの高さ・重さを考慮したり、洗濯台の高さを高低２段に分けたり、障害者でも使えるように井戸周りにスロープを設置した例があるとのことである。（G299、JICA マラウイ国プロジェクト研究「村落給水における社会的インパクト調査」ファイナル・レポート/「JICA 水と衛生におけるジェンダー主流化の手引き」（2016年））</p> <p>【給水施設の維持管理（住民組織）における女性の参加促進に関する教訓】</p> <p>2. 給水施設の維持管理において、水管理委員会等の住民組織に女性が参加することで、利用者としての女性の声が事業に反映さ</p>
---	--

<p>に参加できない場合、施設が持続的に維持管理されないリスクがある。また、維持管理を担う住民組織機能の活性化が損なわれるリスクがある。</p>	<p>れ、持続可能な維持管理活動につながる。住民組織を構成するメンバーの女性割合をあらかじめ設定したり、ソフトコンポーネント活動や他の関連事業との連携を通じて女性の参加を促進したりすることが方策として考えられる（なお、対象国の法令やガイドライン等にて住民組織メンバーの男女比の設定がされている場合があるため、必ず確認の上、順守するように働きかけることが重要である）。また、住民組織の関連会合では、対象地域のジェンダー概況に応じて、男女ともに参加しやすい配慮や、女性の発言を促す工夫も必要である（開催時間・場所、告知、集会のサイズや形式、状況によっては男女別で集会を実施する等）。（B）（L161、T176、G252、G253、G255、G298）</p> <p>例：グアテマラの「給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト」案件では、女性の参加を給水委員会の組織化の必須条件としたことにより、女性が給水委員会の中で副委員長、書記、会計等の重要な役割を担うようになった。（T176）</p> <p>例：エチオピアの「ティグライ州地方給水計画」案件では、ソフトコンポーネントの啓発活動を通じて女性の水委員への選出が推奨された。男女参加率 50 対 50 とすることに対して、多くの委員会による理解があり、受入機関も女性参加を促進する政策を取っていた。その結果、水委員会は男女ほぼ同数または女性が多く占めるケースもあった。（G252）</p> <p>例：エチオピアの「オロミア州給水計画」案件では、住民集会の際に、主な利用者である女性の意見を尊重する計画となっていたが、同集会では女性利用者の情報や意見が反映されていないケースが見られた。例えば、ソフトコンポーネントにおいて女性参加を促した一方、昼間に行われた住民集会や運営・維持管理に関わる指導等のソフトコンポーネントの活動では、男性の参加者が多数を占めた。住民集会等を実施する際には、女性の参加を半数と設定することや、伝統社会における女性の役割を考慮した、男女ともに参加しやすい時間帯とすることが必要であった。（G253）</p> <p>例：ブルキナファソの「中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」案件では、ソフトコンポーネント活動実施の中で女性の参画を推進した。各種研修の際に女性の参加を促したり、水場委員会のメンバー選定についての説明会を通じて女性の積極的登用を推奨したり、住民総会の参加者の男女比について確認・意見したり、村落での啓発活動において女性に意見を求め発言を促すなど、女性の参加を高める工夫がなされた。ただし、</p>
--	---

水場委員会の男女比は定められず、すべての委員会に女性がいった一方、男女比は 7:3 であった。(G255)

例：ブルキナファソの「第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」の案件では、水利用組合の衛生担当の 2 名のうち 1 名は女性でなければいけないという規定が設けられたほか、ソフトコンポーネントや関連技プロにより女性の水利用組合への参加を促進するためのジェンダー平等と女性のエンパワメントの啓発活動が行われた。結果、多くの女性が水利用組合の役員に就任するようになり、女性がより責任や自信を持ち、積極的に自分の意見を述べるができるようになったり、女性の声の水利用組合の活動により反映されるようになったりした。(G298)

例：インドの「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業フェーズ 1・フェーズ 2」案件では、キャパシティビルディングの研修参加者の 30%以上を女性とすることで水道の維持管理における女性の役割を促進することが計画されていたが、同研修の計画策定の遅れと政治的混迷による自治体の組織化の遅れに伴い、本事業では計画策定を行い、実施は本事業終了後に実施機関が行うことになった。他方、事後評価時点で、キャパシティビルディング研修が実施されておらず、同研修参加を通じたジェンダーへのインパクトは確認できなかった。(L161)

【給水施設の維持管理を担う住民組織における女性の「意思決定」への関与に関する教訓】

3. 給水施設の維持管理（住民組織）への女性の参加促進に加え、意思決定過程への女性の関与が重要である。水管理委員会のメンバーに女性を含めることをルール化するだけでは、女性が意思決定に関わるポジションに参加しないなど、実質的に女性が発言権を持たないこともある。女性が意思決定に参加して、施設の主な利用者である女性の立場から現場の水汲み場の状況についての意見や提案を発言することで、水管理委員会の機能がより活性化したり、資金利用の透明性が向上したりするなど、事業の持続性が向上しうる。(B)(G218、G252、G253、G298)

例：トーゴの「マリタイム及びサバナス地域村落給水計画」案件では、水委員会の委員長や書記は男性が務め、女性は会計や衛生の委員となることで参加しているケースが大半であった。委員長と書記に水委員会の意思決定権限があったことから、女性は意思決定に関与できないばかりか、むしろ切り離されてしま

	<p>っていた。他方、160の事業実施地のうち、唯一女性が委員長を務めている村では、給水の利用時間帯や公共水栓の追加場所の決定の際に、住民男女の意見が、委員会の運営・維持管理に反映されていた。(G218)</p> <p>例：エチオピアの「ティグライ州地方給水計画」案件では、女性が維持管理に関わる規則づくりの際にも意思決定に参加した。委員会の役員としても女性が参加し、積極的に維持管理に参加するようになった。(G252)</p> <p>例：エチオピアの「オロミア州給水計画」案件では、委員会における女性の参加率があらかじめ設定されておらず、委員としての女性の参加率は低かったうえに、意思決定に関わる委員長または副委員長はほとんどが男性であった。(G253)</p> <p>例：ブルキナファソの「第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」案件では、ソフトコンポーネントや関連技プロの啓発活動によって水利用組合の役員メンバーへの女性の参加が促進された。その結果、女性が自分自身の生活を決定するための意思決定過程に参画し、生活環境を変えていく力を得ることに貢献した。責任や自信を持つようになり、以前より積極的に自分の意見を述べるできるようになった女性が増え、女性の声が水利用組合の活動に反映されるようになった。(G298)</p>
期待される効果	
<p>男女の異なるニーズを踏まえた給水施設の計画・設計をすることにより、受益者が等しく給水事業の恩恵を享受でき、持続的に施設を利用することができるようになる。また、女性が維持管理（住民組織）へ参加し、意思決定プロセスに関与することにより、維持管理組織の機能の活性化や資金の透明性が増し、事業効果や持続性が高まることが期待されるとともに、女性の能力が高まることが期待される。</p>	

参 考：本教訓の元となったレファレンスプロジェクト

No.	国	案件名	キーワード
L161	インド	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業(フェーズ1)、ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業(フェーズ2)	キャパシティビルディング、女性の参加率
T176	グアテマラ	給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト	維持管理、住民組織、女性の参加
G218	トーゴ	マリタイム及びサバネス地域村落給水計画	維持管理、住民組織、女性の参加、意思決定、ソフトコンポーネント、女性の

			ニーズ、ハンドポンプ
G252	エチオピア	ティグライ州地方給水計画	維持管理、住民組織、女性の参加、意思決定、ソフトコンポーネント
G253	エチオピア	オロミア州給水計画	維持管理、住民組織、女性の参加、意思決定、ソフトコンポーネント
G255	ブルキナファソ	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	維持管理、住民組織、女性の参加、ソフトコンポーネント、キャパシティビルディング
G293	ケニア	第二次地方給水計画	女性のニーズ、ハンドポンプ
G298	ブルキナファソ	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	キャパシティビルディング、女性の参加率、維持管理、住民組織、女性の参加、ソフトコンポーネント、意思決定
G299	マラウイ	中西部地方給水計画	女性のニーズ、ハンドポンプ、給水施設周りの設備

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】

ナレッジ教訓シート

ジェンダー4	教育・職業訓練	教育・職業訓練施設への 女性のアクセス向上にかかる取組
--------	---------	--------------------------------

適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
	○		○			○	○	○		

適用対象サブセクター	指定なし
------------	------

教 訓	
種類	事業マネジメント上の教訓（分野横断的）
	○ セクター・分野別の特性における教訓
	○ 国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的特性を含む）
キーワード	アクセス向上、トイレの設置、安全の確保、女子教育への認識、女子寮、 教員宿舎、中退防止、共学化、女性の就学・就労、家族・コミュニティの啓発、 交通手段、訓練環境の整備

適用条件	要旨／問題の背景
教育・職業訓練施設の建設を伴う案件の形成や計画を行う場合、あるいは、施設の建設と組み合わせたプロジェクトを実施する場合	就学状況にジェンダー格差がある場合、経済的・物理的要因に加え、不平等なジェンダー規範が影響していることが多い。女性の教育・職業訓練へのアクセスの向上のためには、就学を阻害している要因を分析の上、学校や教育施設整備に付随して、女子教育を促進するようなジェンダー視点に基づくインフラ整備が必要である（例：女子寮の建設、女子の生理時の衛生管理を考慮した女子トイレの設置、セキュリティに配慮した照明計画や設置など）。加えて、対象コミュニティにおいて女子教育を阻害する他の要因（例：女子教育の重要性への理解の欠如等）がある場合は、それらを合わせて取り除く取組も必要である。 （参考資料：JICA「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【教育】」（2023年1月））
リスク(留意事項)	対応策(アプローチ)
A. 学校建設や教育施設整備において、対象地域の保護者やコミュニティによる女子教育の重要性に対する理解が低い場合には、インフラ施設を整備するだけでは就学者数の向上につながらないリスクがあ	【学校建設や教育施設整備の計画、女性のアクセス向上を成果の一つに据えた技術協力における教訓】 1. 社会・文化的要因（家族の教育に係る価値観）、経済的要因（家庭の生計状態）など様々な理由により女性の教育へのアクセスが阻害されている場合、学校建設や女子教育を促進するようなインフラ施設を整備するだけでは、女性の就学者数の改善につながらないことがある。対象国・地域特有のジェンダー規範・慣習や、女性の就学を妨げている要因を丁寧に分析したうえで、

<p>る。</p> <p>B. 女性に対する研修や職業訓練等の機会を提供する技術協力プロジェクトにおいて、支援対象となる地域で女性が研修や職業訓練に参加することへの障害（例：交通機関、家族の理解等）がある場合、あるいはそれらを取り除くための取組が不十分である場合、女性の研修や職業訓練へのアクセスが阻害されるリスクがある。</p>	<p>支援策（無償資金協力の場合はソフトコンポーネント）を組み込むとともに、適切な目標値を設定する必要がある。適切な目標値の検討に際しては、同国・地域を対象とした JICA 既往案件または他ドナー案件の情報を参照することが推奨される。（対応しているリスク（以下同様）：A、B）（レファレンスプロジェクト：G10、G108、G222、T245、2024 年度テーマ別評価 事例分析）</p> <p>例：パキスタンの「女子前期中等教育強化計画」案件では、安全な教育施設や衛生的なトイレが整備された。しかし、対象コミュニティにおける女子教育の重要性に対する理解の欠如や経済的な要因によって就学できない生徒も存在しており、案件ではそれらに対応する取組を行わなかったため、新設された女子前期中等学校への入学者数は計画時に想定されていた目標値の 61%程度にとどまった。（G10）</p> <p>例：マラウイの「第三次中等学校改善計画」案件では、協力準備調査において、「一般的に女性教員の存在が女子の就学促進に有効とされる」こと、並びに「良質で安全な教員住宅の存在が女性教員の定着とモチベーションの向上に有効であること」に言及があった。本案件では、学校整備と合わせて女子寮、トイレ、教員宿舎などの複合的な整備が行われたことで、女性教員の高い比率（全国平均 24%に対して、対象校は 51%）と定着がもたらされた。女性教員は、女子生徒のロールモデルかつ母親グループのメンバーとして女子生徒への手厚い支援を行っており、女性教員が定着することで、女子生徒の就業及び早婚、妊娠を主な理由とした女子生徒の中退率の低減に寄与した。（G108（第三次中等学校改善計画 準備調査報告書を含む））</p> <p>例：パキスタンの「パンジャブ州技術短期大学強化計画」案件は、国内で初めて技術教育・職業訓練機関（TVET）の男女共学化が行われ、女子学生が学習しやすい環境となるよう、建築学科棟に女子トイレや女子談話室・ロッカーを整備し、関連技プロ（技術教育改善プロジェクト）を通じて進められた建築学科の共学化を後押しした事例である。公的 TVET へのアクセスにおけるジェンダー障壁を取り除いた成功事例である一方で、親が娘を共学校へ入学させることへの抵抗、女子の通学に適した安全な公共交通機関が欠如していることなどにより、建築学科への女子の入学者数は減少傾向にあり、定員を満たしていない（なお、成績は男子学生よりも女子学生の方が良い結果であった）。また、中途退学した女子学生も生じており、主な理由は個</p>
---	---

人的・家族の問題とみられた。女子学生の就学、学業の継続、卒業後の就職支援については、男子学生とは異なる対応が求められることから、各種取組やサポートの仕組みを一層強化する必要がある。(G222、T245 (終了時評価報告書を含む))

例：パキスタンの「アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト」案件（事後評価未実施⁵⁷）では、対象地域における社会・ジェンダー調査（①コミュニティ・企業、②女性教員・訓練生を対象としたもの）を実施し、女性の就学・就労にあたっての社会・慣習的制約や通学・訓練環境の課題等を分析した（例えば、女性の就学・就労の最大の制約要因が「交通手段」であることが分かり、次いで「距離」や「家族の反対」が挙げられた）。同調査結果等を踏まえ、次のような取組が実施された：訓練校の環境整備（通学バス整備、託児所の設置、女性看護師の配置、反セクハラ委員会の設置等）、コミュニティにおける生徒募集キャンペーン、産学連携によるコミュニティ・女性の家族への就職に対する啓発活動、女性訓練生の家族の企業訪問ツアーなど）。

なお、本テーマ別評価の事例分析では、対象訓練機関の卒業生で就職又は起業した女性（サクセス・ケース）や、その家族・コミュニティ、就職した女性の場合は就職先の企業等へのヒアリングを実施し、サクセス・ケースの就学・就労/起業に至るプロセスで影響した要素を整理している。サクセス・ケースの最大の成功要因は「家族からの支援があったこと」（例：就学・就労/起業への理解、経済的な支援、交通手段の確保）であり、女性とその家族が安心できる訓練環境・職場環境の整備の重要性、そのことを周知するコミュニティ向けの啓もう活動、ロールモデルとしてのサクセス・ケース事例の把握とコミュニティにおける啓もう活動での活用等を教訓として挙げている。(2024年度テーマ別評価 事例分析 (アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト ファイナルレポート))

期待される効果

教育・職業訓練施設整備の際には、当該地域の就学におけるジェンダー格差の状況とその要因を分析した上で、女子教育を促進するような複合的なインフラ整備に加え、女子の就学を阻害している他の要因にアプローチする取組を事業内で行うことで、女子の就学状況の向上につながる。教員向けの施設の整備も実施した場合には、教員の定着やモチベーションの向上、ひいては教育の質の向

⁵⁷ 本案件の事後評価は未実施であるが、「全世界 2024 年度テーマ別評価「ジェンダー案件の事業効果及び教訓」に関する調査」において事例分析を実施したため、対象案件のファイナルレポート及び事例分析にかかる報告書を参照している。

上につながりうると共に、女性教員が女子生徒を支援する文化的規範の下では、女子生徒へのサポート体制の強化にもつながりうる。

参 考：本教訓の元となったレファレンスプロジェクト

No.	国	案件名	キーワード
G10	パキスタン	シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画、シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画	アクセス向上、トイレの設置、安全の確保、女子教育への認識
G108	マラウイ	中等学校改善計画、第二次中等学校改善計画、第三次中等学校改善計画	女子寮、トイレの設置、教員宿舎、安全の確保、中退防止
G222	パキスタン	パンジャブ州技術短期大学強化計画	トイレの設置、共学化、女子教育への認識、安全の確保
T245	パキスタン	技術教育改善プロジェクト	トイレの設置、共学化、女子教育への認識、安全の確保
事例分析	パキスタン	アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト	アクセス向上、女性の就学・就労、家族・コミュニティの啓発、交通手段、訓練環境の整備、安全の確保

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】

ナレッジ教訓シート

ジェンダー5	生計向上	女性グループや自助グループの生計向上活動支援 におけるジェンダー視点に立った取組
--------	------	---

適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
	○		○	○			○	○	○	

適用対象サブセクター	防災、エネルギー、農業・農村開発、自然環境保全、ガバナンス、 民間セクター開発
------------	--

教 訓	
種類	○ 事業マネジメント上の教訓（分野横断的）
	セクター・分野別の特性における教訓
	国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的特性を含む）
キーワード	女性組合、ジェンダーアドバイザー、生産技術、雇用機会、女性の参加促進、 研修、女性のエンパワメント、合意形成、加工技術、自助グループ、意思決定、 事業完了後の活動継続、自助グループのクラスター化、男性の参加
適用条件	要旨／問題の背景
女性グループや自助グループ を対象とする生計向上活動支 援を計画、実施する場合及び 同活動の完了後	女性は男性に比べて森林や湿地などの自然資源や社会的・経済的 リソースへのアクセスが制限されていることにより、生計向上活 動や起業・ビジネス実施に必要なサービスや支援を十分に受けら れない傾向がある。女性グループや自助グループに対して生計向 上活動の支援を行う際には、形成／計画、実施、完了後の各段階 において、女性が参加し、能力が発揮できるような取り組みを行 うことが必要である。 （参考資料：JICA「JICA 事業におけるジェンダー主流化のため の手引き」（防災、エネルギー、農業・農村開発、自然環境保全、 民間セクター開発）（2023年1月）、JICA「JICA 事業におけ るジェンダー主流化のための手引き【ガバナンス】」（2015年2 月）
リスク(留意事項)	対応策(アプローチ)
A. 対象国における既存の組 織制度や社会制度が十分 に考慮されていなかった り、関連する情報が十分に 収集されないまま女性グ ループや自助グループが 組織されたりすると、ニー ズに沿った生計向上活動	【女性グループや自助グループの生計向上活動を計画する際の取 組に関する教訓】 1. 女性グループや自助グループを組織し、生計向上活動を行う案 件を計画する場合には、関係する行政機関や民間組織等から幅 広く情報を収集し、対象国における既存の組織制度や社会制度 を考慮することが、幅広い社会階層の女性の参加を促進し、活 動の効果を高めうる。（対応しているリスク（以下同様）：A）

<p>や、幅広い社会階層の女性の参加が見込めないリスクがある。</p> <p>B. 女性は金融サービス、貯蓄、その他ビジネス活動に関連する情報入手手段へのアクセスが限られている傾向にあり、生計向上活動において対策されないことで、経済活動への参加や生計向上の機会が限定されるリスクがある。</p>	<p>(レファレンスプロジェクト：T7、L130)</p> <p>例：ネパールの「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」案件では、案件形成の初期段階からジェンダーアドバイザーを派遣して現状調査を行い、関係省庁・民間組織から情報収集し、対象地域の既存の制度を強化する形で女性組合の形成を行うとともに、女性対象の生計回復事業を実施した。その際、生計回復受益者選定のクライテリアに女性世帯主、ダリット、低所得者を含めた結果、様々な社会階層の女性の参加が実現し、女性のエンパワメントや生計回復プロジェクトの効果の促進にも貢献した。(T7)</p> <p>例：バングラデシュの「南西部農村開発事業」案件では、既存の制度である「役務契約組織」を活用し、貧困女性向けの研修を実施の上、事業への参加を促進し、女性の経済機会の増加に貢献した。(L130)</p> <p>【女性グループや自助グループの生計向上活動による経済機会の獲得をより強化するための取組に関する教訓】</p> <p>2. 女性グループや自助グループに対する生計向上支援活動において、生計向上の対象となる技術のみならず、貯蓄の重要性やコミュニケーションなどビジネスに関連する研修を合わせて行うことや、活動の目的や意義をコミュニティや男性が理解し、支援するための取組を行うことによって、女性の経済活動が強化されうる。(B) (T112、L154、G254、T276)</p> <p>例：フィリピンの「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」案件では、生計向上活動の対象である加工食品の技術研修のみならず、貯蓄の重要性や、女性組合の活動の改善を目的とした意思決定プロセスへの参画など、女性のエンパワメントにかかる研修も実施された。その結果、女性組合の活動が改善されることにより、加工食品の販売で収入を得られるようになり、家計改善につながった。(T112)</p> <p>例：インドの「オリッサ州森林セクター開発事業」案件では、女性自助グループによる所得創出活動において、定期会合への参加が奨励されていたこと、マイクロプランニングや所得創出活動の計画で現状分析を行う中で自分達の課題に気づいたこと、計画を実施に移したことにより、収益を上げるだけでなく女性のエンパワメントにつながった。なお、所得創出活動の継続・拡大が他よりも進んだ自助グループの特徴として、グループ組成の時点でメンバー間の信頼、ビジネスへの関心や経済的素地</p>
---	--

<p>C. 女性グループや自助グループによる生計向上活動が持続的に継続される方策を十分に検討しないまま事業が完了すると、技術や知識が陳腐化してしまう、又は組織が十分に機能せず自然消滅する等、活動が停止してしまうリスクがある。</p>	<p>があったこと、ヒンディー語の識字率、市場に近いことも有利であったと指摘されている。(L154)</p> <p>例：グアテマラの「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」案件では、最貧困地域の集落群において小規模水力発電施設・配電施設の整備を行うと共に、同施設の電力を利用した女性の生産活動促進のための技術支援を行った。後者では、まず①「生活改善に関する活動体制の構築と改善能力の強化」を実施の上、①で最も優秀であった12の女性グループを対象に「生計向上に向けた電力を利用した生産活動体制の構築と改善能力強化」を行った。技術支援で得た基礎知識に加え、自信や課題に直面した際の自ら行動する意思と行動力が身につけられており、事業完了後も大半のグループが活動を継続している。なお、現地コンサルタントとして活用した現地NGOが、本事業以前から対象地域で活動しており、女性のエンパワメントの必要性が男性住民に浸透し、男性の大半が女性の活動を理解し協力していた。(G254)</p> <p>例：ホンジュラスの「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」案件では、女性グループが活動する店舗の建設などのプロセスを男性が支援していたことが確認された。男性やコミュニティと女性の活動のビジョンを共有することが、女性の活動を継続させる重要な外部要因として特定された。(T276)</p> <p>【事業終了後、女性グループや自助グループによる生計向上活動が持続的に継続されるための取組に関する教訓】</p> <p>3. 事業終了後、制度的な支援がない中で女性グループや自助グループによる生計向上活動が継続的に行われるためには、技術や知識を維持していくための仕組みづくり（例：自助グループ支援を行う組織の育成）や既存の政府等のスキームの活用など、対象国の事情にあった方策を検討することが必要である。(C)(L129、L154、T276)</p> <p>例：インドの「ウッタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減事業」案件では、事業完了後も自助グループが活動を継続し、事業効果及びインパクトの発現を持続させるために、既存の政府の支援スキームの活用を含む事業完了後の自助グループに対する支援の仕組みについて、事業実施中に関係機関と協議すべきであったとの教訓が得られている。(L129)</p> <p>例：インドの「オリッサ州森林セクター開発事業」案件では、事業期間終盤、収入創出活動の活動規模を拡大し、持続性を高め</p>
--	--

	<p>ることを目的として近隣の自助グループのクラスター化（例：23の自助グループが集まって企業を設立）が推進された。事業終了後に自助グループが技術を維持していくための仕組みづくり（自助グループのクラスター化や自助グループを支援する組織の育成）が重要である。（L154）</p> <p>例：ホンジュラスの「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」案件では、事業終了後、政権交代により貧困女性向けの小規模事業支援制度がなくなったが、いくつかの女性グループは制度的な支援がない中でも活動の成果を維持している。これは事業で開発した、貧困女性を対象とした小規模事業のプロセスのマニュアルを使い続けていることによるものであり、汎用度の高いマニュアルやガイドラインを作成することが重要である。（T276）</p>
期待される効果	
<p>女性グループや自助グループによる生計向上活動を計画する際に対象国における既存の制度などの要素を考慮することで、幅広い女性の参加を促進しうるとともに、活動の実施にあたり適切な研修を行い、男性による活動への理解や支援を得ることで、女性による経済活動が強化されう。さらに、女性は家族の健康や食など生活に関する責任を担っていることが多いため、女性のエンパワメントによる収入向上は、家族の生活（教育、健康など）にとってもプラスの効果が期待される。</p>	

参 考： 本教訓の元となったレファレンスプロジェクト

No.	国	案件名	キーワード
T7	ネパール	ネパール地震復旧・復興プロジェクト	女性組合、ジェンダーアドバイザー、生産技術
T112	フィリピン	台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト	女性組合、女性のエンパワメント、合意形成、研修、加工技術
L129	インド	ウツタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減事業	自助グループ、意思決定、女性のエンパワメント、事業完了後の活動継続
L130	バングラデシュ	南西部農村開発事業	雇用機会、女性の参加促進、研修
L154	インド	オリッサ州森林セクター開発事業	自助グループ、女性のエンパワメント、意思決定、事業完了後の活動継続、自助グループのクラスター化、研修
G254	グアテマラ	クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画	女性グループ、女性のエンパワメント、技術支援
T276	ホンジュラス	地方女性のための小規模起業支援プロジェクト	女性グループ、男性の参加、女性のエンパワメント、事業完了後の活動継続

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】

ナレッジ教訓シート

ジェンダー6	事業 マネジメント	事業のマネジメントサイクルにおける ジェンダー主流化
--------	--------------	-------------------------------

適用スキーム	技プロ	開調	無償	有償	適用ステージ	形成	計画	実施	完了	供与後
	○	○	○	○		○	○	○	○	

適用対象サブセクター	防災、教育、自然環境保全、農業・農村開発、保健医療、 水資源、民間セクター開発
------------	--

教 訓	
種類	○ 事業マネジメント上の教訓（分野横断的）
	セクター・分野別の特性における教訓
	国別・地域別の特性における教訓（内陸国、島嶼国等の地理的特性を含む）
キーワード	ジェンダー指標、ジェンダー分析、案件形成、エンパワメント、モニタリング、 社会調査、ニーズ調査、女性参加促進、社会的・文化的規範、 ソフトコンポーネント

適用条件	要旨／問題の背景
あらゆる分野における事業の 計画・実施・モニタリング・評 価	多くの開発事業において、対象地域に根付く性別役割や社会的・文化的規範が、女性の参加や資源へのアクセスを制限し、事業の有効性や持続性に影響を及ぼしている。特に形成段階におけるジェンダー視点の欠如は、目標設定や活動設計の妥当性を損なうため、対象地域の社会構造やニーズを踏まえた詳細な社会調査とジェンダー分析が不可欠である。男女双方のニーズを反映した計画立案及び実施体制の構築は、包摂的かつ効果的な事業展開に向けた重要な要素となる。なお、JICAの「ジェンダー主流化の手引き（2023年1月改訂版）」では、ジェンダー主流化の実践を5つのステップで整理しており、案件終了までのすべてのステップを念頭に置きつつ、案件形成段階（ステップ1：社会・ジェンダー分析、ステップ2：活動・計画の策定、ステップ3：ジェンダー指標の設定）においてジェンダー主流化に取り組むことが重要となる、としている。「ジェンダー指標の設定については、12分野における「ジェンダー指標例」も掲載されている。
リスク(留意事項)	対応策(アプローチ)
A. 案件形成や計画時におけるジェンダー分析が欠如又は不足している場合、ジェンダー課題への対応が	【案件形成時の社会・ジェンダー分析及び活動・計画の策定に関する教訓】 1. 事業形成や計画時に、対象国・地域におけるジェンダー別データや関連情報を収集・分析し、ジェンダーに基づく現状や課題

<p>不足し、事業の効果が十分に発現しない恐れがある。</p>	<p>を分析することで、ジェンダー視点を取り入れた取組案の検討と計画の策定が可能となり、より効果的なプロジェクトを実施できる。(対応しているリスク (以下同様): A) (レファレンスプロジェクト: T7、G10、T125、T173、T289)</p> <p>例: ネパールの「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」案件では、幅広い社会階層の住民の参加を促す、生計回復のための優先緊急復旧事業を実施した。案件形成の初期段階にジェンダーアドバイザーを派遣し、関係する行政機関・民間組織から広く情報収集を行ったことにより、対象国の既存の組織制度・社会制度に沿った形で、女性組合の形成や幅広い社会階層の住民の参加を促す生計回復案件の形成を行うことができた(受益者の選定に寡婦の女性世帯主等の社会的弱者を含めた)。様々な社会階層の女性の参加やエンパワメントにつながり、ひいては生計回復プロジェクトの効果の促進にも貢献したと考えられる。(T7)</p> <p>例: パキスタンの「シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画」案件では、女子の前期中等教育就学率改善を目指して学校の建て替えや教室・トイレなどの整備を行った。農村部における女子生徒の就学環境が改善したが、対象地域では依然としてコミュニティの女子教育の重要性に対する理解の欠如や経済的な要因によって就学できない生徒も存在しており、新設された女子前期中等学校への入学者数は事後評価時点で目標値の61%程度に留まった。学校の建設だけでは就学率の増加にはつながらず、案件形成時に就学者数が想定よりも少ない要因を分析した上で適切な目標値の設定や、就学率向上のための具体的な活動計画の策定が求められる。(G10)</p> <p>例: 南スーダンの「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ 2」案件では、女性が家計の担い手となっている場合も多いという背景から、ジェンダーバランスに留意し、職業訓練の女性参加の割合を設定した。事業全体としては、女性の訓練参加者の割合は目標値を越えたが、その内、公的職業訓練機関の訓練生の女性比率が目標に達しなかった。公的職業訓練機関が訓練する業種は高い収入に結びつきやすいものであり、同機関への女性の入学促進は収入機会のジェンダーギャップの是正に貢献できた可能性があった。しかし、本案件の指標の文言や事業事前評価からは、収入機会のジェンダーギャップや訓練校入学要件の障壁の認識(公的職業訓練機関では、小学校卒業を入学の応募要件としていたが、2008年のセンサスの識字率のデ</p>
---------------------------------	---

<p>B. 女性を主な裨益対象とする事業やジェンダー視点を取り入れた事業を計画しても、関連する目標や指標が設定されない場合は、ジェンダー視点に立った取組の確実な実施やその効果の把握が困難となるリスクがある。</p>	<p>ータからは教育要件を満たす女性が男性より少ないことが示唆された)は読み取れない。目標の達成には計画時により踏み込んだジェンダー分析が行われれば、プロジェクトがより効果的となる可能性があった。(T125)</p> <p>例：モロッコの「河川流域保全事業」案件では、森林資源の保全や災害対策を通じた貧困緩和を図る事業にて、男女双方の意見やニーズを把握すべく、社会経済専門家が雇用され、県森林管理局の事業運営班の意識啓発活動チームには、男女数名からなる啓発活動家が配置された。啓発活動家を通じた村落開発計画策定における課題・ニーズ把握調査では男女双方の意見を聴取するなど、ジェンダーの視点が取り入れられ、計画の実施においても、県森林管理局や啓発活動家の働きかけにより活動への女性の参加が促進された。(L173)</p> <p>例：メキシコの「南部州子宮頸がん対策プロジェクト」案件では、子宮頸がんの発見数の増加を目指したが、対象とした先住民の多い農村コミュニティでは、既婚女性は男性医療スタッフによる細胞診断を受けることが認められず、また、女性自身も男性医療スタッフによる検診を望まない傾向がある等の課題があった。こうした課題に対して、案件の形成や計画段階からの対象地域のジェンダーに関する社会的・文化的規範に係る調査、確認が不十分であり、それらに対応した工夫や活動が実施されなかったため、プロジェクトの効果が十分に発現しなかった。(T289)</p> <p>【ジェンダーに関連した目標・指標の設定に関する教訓】</p> <p>2. ジェンダー視点に立った取組に関して、具体的な目標・指標を定めることで、同取組の確実な実施や効果の把握が促進される。(B) (T5、L225、G253)</p> <p>例：タンザニアの「コメ振興支援計画プロジェクト」案件（通称タンライス 2）では、先行案件（通称タンライス 1）にてジェンダー研修の効果が確認されたことから、本事業でもジェンダー研修を継続して実施することが必要であることが確認され、稲作技術研修にジェンダー啓発のトピックが含まれると共に、追加的に実施される特定課題研修のテーマの一つにジェンダーが設定された。また、国家稲作開発戦略におけるジェンダーに関する取り組み指針では、女性は農作業と家事による過剰な労働負荷があり、農機具へのアクセスも男性より低いことから、稲作の重労働を軽減する適切な技術と農機具の利用を促進する</p>
---	--

<p>C. 女性を主な裨益対象とする事業やジェンダー視点を取り入れた事業であっても、その効果を把握するモニタリングを行わなければ、何が効果的であったか、問題が生じていなかったか等の分析・把握が困難となる。</p>	<p>必要性が挙げられていた。そこで、本事業では、稲作技術研修への女性の参加率を45%以上とする指標を設定して研修を行い、これにより女性の適正技術へのアクセスが促進された。[採用された指標：「一般研修における女性農家の参加率が45%以上になる。」(成果1)、「同(天水稲作技術)研修における女性農家の参加率が45%以上になる」(成果2)](T5)</p> <p>例：エジプトの零細・小企業に対する融資を通じた貧困削減にかかる「零細企業支援事業」案件では、中小企業開発庁がジェンダー・ユニットを設立し、融資事業におけるジェンダー推進に取り組んでいることから、女性への融資件数の目標が設定された。目標設定の教訓として、審査時に女性企業家に関するニーズアセスメントを実施し、その結果に基づいた具体的な施策、現実的な目標値、また外部から必要となる支援(資金面、技術面の双方)を協議する必要があることが確認された。[採用された指標：女性に対する融資件数(定量的効果指標)](L225)</p> <p>例：エチオピアの「オロミア州給水計画」案件では、ソフトコンポーネントとして維持管理を行う委員会や住民集会への女性の参加を促したが、参加率に係る具体的な指標が設定されていなかったため、参加率は低かった。結果として、委員会では女性の利用者の情報や意見が反映されていないケースが見られた。給水事業の持続性を高めるため、計画段階から男女のニーズを反映し、住民集会では女性の参加を半数と設定するなど、ジェンダーの視点に立った取組が求められる。(G253)</p> <p>【ジェンダー視点に立ったモニタリングに関する教訓】</p> <p>3. ジェンダー視点に立った取組の効果を把握するためには、事業実施中のジェンダー分析の実施やモニタリング項目の設定・収集が必要である。(C)(T5、T127)</p> <p>例：南スーダンの「ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト」案件では、南北スーダン和平合意後の平和の定着を促進する取組として、多様な人々、特に社会的に弱い立場にある国内避難民(IDP)や女性を包括的に取り込んだ、コミュニティ主体の開発計画の策定・生計向上モデルプロジェクトの実施を支援した。事業開始時に実施した社会経済調査にて、IDP及び女性のおかれている現状を把握し、モデルプロジェクトの活動選定やミーティング運営に生かしつつ、コミュニティリーダーへの研修で公平な開発の理解の促進を図った。結果、女性の経済活動・意思決定への参画が向上し、家庭内の立場・関</p>
--	---

	<p>係も改善された。しかし、何が効果的であったか、問題が生じていなかったかの詳細は把握されていない。事業開始時のみでなく、事業実施中のモニタリングにおいても、どのような活動が効果的であるかをジェンダー分析等により明らかにできれば、よりジェンダーギャップの是正等、多様性に留意した効果的な生計向上モデル構築を進めることができる可能性がある。(T127)</p> <p>例：タンザニアの「コメ振興支援計画プロジェクト」案件では、指標として設定した稲作技術研修への女性の参加率をモニタリングすることに加え、稲作技術研修（ジェンダー研修を含む）の実施前・実施1年後に、対象灌漑地区の農家や研修参加農家を対象にジェンダー質問票によるデータ収集を行い、生産活動、非生産活動、家庭の意思決定における男女の役割分担の認識（Perception）の変化を確認していた。加えて、一部のサイトでは定性的なインパクト調査を実施した。（T5（2024年度テーマ別評価 事例分析を含む））</p>
期待される効果	
<p>計画、実施、モニタリング、評価のすべての段階にジェンダー視点を取り入れることで、男女双方のニーズや制約を的確に把握し、より実効性の高い事業設計が可能となると共に、ジェンダー関連活動の効果の把握や教訓の抽出（何が効果的であったか、問題がなかったか等）を促進しうる。</p>	

参 考：本教訓の元となったレファレンスプロジェクト

No.	国	案件名	キーワード
T5	タンザニア	コメ振興支援計画プロジェクト	案件形成、社会調査、ジェンダー分析、ジェンダー指標、女性参加促進
T7	ネパール	ネパール地震復旧・復興プロジェクト	案件形成、社会調査、女性参加
G10	パキスタン	シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画	案件形成、社会的・文化的規範、ソフトコンポーネント
T125	南スーダン	基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2	案件形成、ジェンダー分析、ジェンダー指標、女性参加促進
T127	南スーダン	ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト	案件形成、社会調査、ジェンダー分析、ジェンダー指標
L173	モロッコ	河川流域保全事業	案件形成、社会調査、女性参加促進
L225	エジプト	零細企業支援事業	案件形成、ニーズ調査、ジェンダー分析、ジェンダー指標、
G253	エチオピア	オロミア州給水計画	案件形成、社会調査、ジェンダー分析、ジェンダー指標、女性安価
T289	メキシコ	南部州子宮頸がん対策プロジェクト	案件形成、社会的・文化的規範

註【 T: 技術協力, P: 開発計画調査型技術協力, G: 無償資金協力, L: 有償資金協力 】